

○周波数割当計画新旧対照表

変更後							変更前						
周波数割当表							周波数割当表						
第1表 8.3kHz - 27500kHz							第1表 8.3kHz - 27500kHz						
国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国際分配 (kHz)			国内分配 (kHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)			
5275- <del>5351.5</del>	固定 移動 (航空移動を除く。)		5275-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用		5275- <del>5450</del>	固定 移動 (航空移動を除く。)		5275-5450	固定 移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
<del>5351.5-5366.5</del>	<del>固定 移動 (航空移動を除く。)</del> アマチュア 5.133B												
<del>5366.5-5450</del>	<del>固定 移動 (航空移動を除く。)</del>												

○周波数割当計画新旧対照表

変更後							変更前						
第2表 27.5MHz-10000MHz							第2表 27.5MHz-10000MHz						
国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国際分配 (MHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
44-47	固定 移動  5.162 5.162A		44-50	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。	44-47	固定 移動  5.162 5.162A	44-50	移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、ラジオマイク用とする。	
47-68 放送	47-50 固定 移動	47-50 固定 放送 移動  5.162A	50-54	アマチュア	アマチュア業務用		47-68 放送	47-50 固定 移動	47-50 固定 放送 移動  5.162A	50-54	アマチュア	アマチュア業務用	
	50-54 アマチュア  5.162A 5.167 <u>5.167A</u> 5.168 5.170		54-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用			50-54 アマチュア  5.162A <u>5.166</u> 5.167 5.168 5.170	54-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用		
	54-68 放送 固定 移動	54-68 固定 移動 放送	54-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用			54-68	54-68	54-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用	
			54.7625-54.9575	固定 移動	公共業務用 一般業務用			54.7625-54.9575	54.7625-54.9575	54.7625-54.9575	固定 移動	公共業務用 一般業務用	
			54.9575-55.2125	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。		54.9575-55.2125	54.9575-55.2125	54.9575-55.2125	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
			55.2125-55.2275	固定 移動	公共業務用			55.2125-55.2275	55.2125-55.2275	55.2125-55.2275	固定 移動	公共業務用	
			55.2275-56.9825	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。		55.2275-56.9825	55.2275-56.9825	55.2275-56.9825	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
			56.9825-57.0425	固定 移動	公共業務用			56.9825-57.0425	56.9825-57.0425	56.9825-57.0425	固定 移動	公共業務用	
			57.0425-57.8525	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。		57.0425-57.8525	57.0425-57.8525	57.0425-57.8525	固定 移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
			57.8525-57.8675	固定 移動	公共業務用			57.8525-57.8675	57.8525-57.8675	57.8525-57.8675	固定 移動	公共業務用	
			57.8675-60.5375	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。		57.8675-60.5375	57.8675-60.5375	57.8675-60.5375	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
			60.5375-60.7925	固定 移動	公共業務用			60.5375-60.7925	60.5375-60.7925	60.5375-60.7925	固定 移動	公共業務用	
			60.7925-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。		60.7925-68	60.7925-68	60.7925-68	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数帯幅が100kHz以下の場合に限る。
5.162A 5.163 5.164 5.165 5.169 5.171	5.172	5.162A					5.162A 5.163 5.164 5.165 5.169 5.171	5.172	5.162A				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
138-143.6 航空移動 (OR)	138-143.6 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-143.6 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-142	航空移動 (OR)	公共業務用		138-143.6 航空移動 (OR)	138-143.6 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-143.6 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)	138-142	航空移動 (OR)	公共業務用	
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213	142-144 J51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。	5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213	142-144 J51	移動	小電力業務用	人・動物検知通報システム用とし、割当ては別表9-13による。
				陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146-148MHz帯と対とする。					陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	二周波方式による使用は、146-148MHz帯と対とする。 <u>公共業務用又は一般業務用での使用のうち、消防用の無線局による使用は、平成28年5月31日までに限る。</u>
143.6-143.65 航空移動 (OR)	143.6-143.65 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65	航空移動 (OR)	公共業務用		143.6-143.65 航空移動 (OR)	143.6-143.65 固定 移動 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65 固定 移動 宇宙研究 (宇宙から地球)	143.6-143.65	航空移動 (OR)	公共業務用	
5.211 5.212 5.214		5.207 5.213					5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
143.65-144 航空移動 (O)	143.65-144 固定	143.65-144 固定					143.65-144 航空移動 (O)	143.65-144 固定	143.65-144 固定				

R)	移動 無線標定 宇宙研究(宇宙 から地球)	移動 宇宙研究(宇宙 から地球)				
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
146-148 固定 移動(航空移動 (R)を除く。)	146-148 アマチュア	146-148 アマチュア 固定 移動	146-148 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、 割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、142- 144MHz帯と対とする。
5.217	5.217					
148-149.9 固定 移動(航空移動 (R)を除く。) 移動衛星(地球 から宇宙) 5.209 5.218 5.219 5.221	148-149.9 固定 移動 移動衛星(地球から宇宙) 5.209	148-149.9 J51 J53 J54 J55	移動衛星 (地球から宇宙) J49 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移 動衛星データ通信とする。	
149.9-150.05	移動衛星(地球から宇宙) 5.209	149.9- 150.05 J56	移動衛星 (地球から宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移 動衛星データ通信とする。	
5.220						
150.05-153 固定 移動(航空移動 を除く。) 電波天文 5.149	150.05-154 固定 移動	150.05- 154.44 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	一周波方式による使用に限る。	
153-154 固定 移動(航空移動 (R)を除く。) 気象援助	5.225					
154-156.4875 固定 移動(航空移動 (R)を除く。)	154-156.4875 固定 移動	154-156.4875 固定 移動	154.44- 154.62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。
5.225A 5.226	5.226	5.225A 5.226	154.62- 154.7 J51	陸上移動	公共業務用	
			154.7-156 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、159.3- 160.6MHz帯と対とする。
156.4875- 156.5625	海上移動(遭難及びDSCを用いた呼出 し)	156.7625 J18 J60 J61	156- 156.7625 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3- 5による。
5.226	5.225 5.226					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125 -157.45 J18 J60 J61	海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3- 5による。

R)	移動 無線標定 宇宙研究(宇宙 から地球)	移動 宇宙研究(宇宙 から地球)				
5.210 5.211 5.212 5.214		5.207 5.213				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
146-148 固定 移動(航空移動 (R)を除く。)	146-148 アマチュア	146-148 アマチュア 固定 移動	146-148 J51	移動 陸上移動	小電力業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	人・動物検知通報システム用とし、 割当ては別表9-13による。 二周波方式による使用は、142- 144MHz帯と対とする。 <u>公共業務用又は一般業務用での使 用のうち、消防用の無線局による使 用は、平成28年5月31日までに限 る。</u>
5.217	5.217					
148-149.9 固定 移動(航空移動 (R)を除く。) 移動衛星(地球 から宇宙) 5.209 5.218 5.219 5.221	148-149.9 固定 移動 移動衛星(地球から宇宙) 5.209	148-149.9 J51 J53 J54 J55	移動衛星 (地球から宇宙) J49 陸上移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は、携帯移 動衛星データ通信とする。 <u>公共業務用又は一般業務用での使 用のうち、消防用の無線局による使 用は、平成28年5月31日までに限 る。</u>	
149.9-150.05	移動衛星(地球から宇宙) 5.209 <u>5.224A</u> <u>無線航行衛星 5.224B</u>	149.9- 150.05 J56 <u>J57</u>	移動衛星 (地球から宇宙) J49 <u>J58</u> <u>無線航行衛星 J59</u>	電気通信業務用 公共業務用 <u>一般業務用</u>	電気通信業務用での使用は、携帯移 動衛星データ通信とする。	
5.220 <u>5.222 5.223</u>						
150.05-153 固定 移動(航空移動 を除く。) 電波天文 5.149	150.05-154 固定 移動	150.05- 154.44 J51	陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	一周波方式による使用に限る。 <u>公共業務用又は一般業務用での使 用のうち、消防用の無線局による使 用は、平成28年5月31日までに限 る。</u>	
153-154 固定 移動(航空移動 (R)を除く。) 気象援助	5.225					
154-156.4875 固定 移動(航空移動 (R)を除く。)	154-156.4875 固定 移動	154-156.4875 固定 移動	154.44- 154.62	陸上移動	簡易無線通信業務用	割当ては、別表7-1による。
5.225A 5.226	5.226	5.225A 5.226	154.62- 154.7 J51	陸上移動	公共業務用	
			154.7-156 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、159.3- 160.6MHz帯と対とする。
156.4875- 156.5625	海上移動(遭難及びDSCを用いた呼出 し)	156.7625 J18 J60 J61	156- 156.7625 J18 J60 J61	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	割当ては、別表3-4及び別表3- 5による。
5.226	5.225 5.226					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125- 156.8375 海上移動 移動衛星(地球 から宇宙)	156.8125 -157.45 J18 J60 J61	海上移動 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用	割当ては、別表3-4及び別表3- 5による。

5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228		J63		
156.8375 -161.9375 固定 移動(航空移動を除く。)	156.8375-161.9375 固定 移動		157.45-159.3 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			159.3-160.6 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154.7-156MHz 帯と対とする。
			160.6-160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用及び船舶自動識別装置用とし、割当ては別表3-4による。
			160.975-161.475 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			161.475-161.9375	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226	5.226					
161.9375-161.9625 固定 移動(航空移動を除く。) 海上移動衛星(地球から宇宙) 5.228AA	161.9375-161.9625 固定 移動 海上移動衛星(地球から宇宙) 5.228AA		161.9375-161.9625	海上移動 海上移動衛星(地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226	5.226					
161.9625-161.9875 固定 移動(航空移動を除く。) 移動衛星(地球から宇宙) 5.228F	161.9625-161.9875 航空移動(O) 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	161.9625-161.9875 海上移動 航空移動(O) 移動衛星(地球から宇宙) 5.228E	161.9625-161.9875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226 5.228A 5.228B	5.228C 5.228D	5.226		航空移動(O,R) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	公共業務用	
161.9875-162.0125 固定 移動(航空移動を除く。) 海上移動衛星(地球から宇宙) 5.228AA	161.9875-162.0125 固定 移動 海上移動衛星(地球から宇宙) 5.228AA		161.9875-162.0125	海上移動 海上移動衛星(地球から宇宙) J63A	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226 5.229	5.226					
162.0125-162.0375 固定 移動(航空移動を除く。) 移動衛星(地球か	162.0125-162.0375 航空移動(O,R) 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	162.0125-162.0375 海上移動 航空移動(O) 移動衛星(地球か	162.0125-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。

5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228	5.111 5.226 5.228		J63		
156.8375 -161.9625 固定 移動(航空移動を除く。)	156.8375-161.9625 固定 移動		157.45-159.3 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			159.3-160.6 J51	陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、154.7-156MHz 帯と対とする。
			160.6-160.975	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用及び船舶自動識別装置用とし、割当ては別表3-4による。
			160.975-161.475 J51 J62	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用 一般業務用	
			161.475-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226	5.226			航空移動(O,R) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	公共業務用	
161.9625-161.9875 固定 移動(航空移動を除く。) 移動衛星(地球から宇宙) 5.228F	161.9625-161.9875 航空移動(O) 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	161.9625-161.9875 海上移動 航空移動(O) 移動衛星(地球から宇宙) 5.228E	161.9625-161.9875	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226 5.228A 5.228B	5.228C 5.228D	5.226		航空移動(O,R) J64 移動衛星 (地球から宇宙) J65	公共業務用	
161.9875-162.0125 固定 移動(航空移動を除く。)	161.9875-162.0125 固定 移動		161.9875-162.0125	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。
5.226 5.229	5.226					
162.0125-162.0375 固定 移動(航空移動を除く。) 移動衛星(地球か	162.0125-162.0375 航空移動(O,R) 海上移動 移動衛星(地球から宇宙)	162.0125-162.0375 海上移動 航空移動(O) 移動衛星(地球か	162.0125-162.05	海上移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は国際VHF用、公共業務用及び一般業務用での使用は国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用及び捜索救助用位置指示送信装置用とし、割当ては別表3-4による。

ら宇宙) 5.228F 5.226 5.228A 5.228B 5.229	5.228C 5.228D	ら宇宙) 5.228F 5.226		<u>航空移動 (OR) J64</u> <u>移動衛星</u> <u>(地球から宇宙) J65</u>	<u>公共業務用</u>	<u>よる。</u>
162.0375-174 固定 移動 (航空移動を 除く。)	162.0375-174 固定 移動	162.05-169 J66	固定 陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数 帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。	
		169-170 J67	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は補聴援助 用ラジオマイク用とし、割当ては別 表 9-7 による。	
5.226 5.229	5.226 5.230 5.231	170-205	移動	公共業務用 一般業務用		
174-223 放送	174-216 放送 固定 移動	174-223 固定 移動 放送	205-222	放送 J15	放送用	
	216-220 固定 海上移動 <u>無線標定</u> 5.241 5.242					
5.235 5.237 5.243	220-225 アマチュア 固定 移動 <u>無線標定</u> 5.241	5.233 5.238 5.240 5.245	222-223	移動 航空無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用	
223-230 放送 固定 移動	225-235 固定 移動	223-230 固定 移動 放送 航空無線航行 <u>無線標定</u>	223-226	移動 無線標定	公共業務用	
5.243 5.246 5.247		5.250	226-251 J18 J69 J70	移動	公共業務用 一般業務用	
230-235 固定 移動		230-235 固定 移動 航空無線航行				
5.247 5.251 5.252		5.250				
235-267 固定 移動			251-253.85 J67	移動	公共業務用 一般業務用	
			253.85-255	移動	小電力業務用	コードレス電話用とし、割当ては別 表 8-3 による。
			255-262 J67	移動	公共業務用	
			262-266 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割 当ては 271-275MHz 帯と対の二周 波方式に限る。
	5.111 5.199 5.252 5.254 5.256 5.256A		266-271 J67	移動	公共業務用	
267-272 固定 移動 <u>宇宙運用</u> (宇宙から地球)			271-275 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割 当ては 262-266MHz 帯と対の二周 波方式に限る。
	5.254 5.257					
272-273 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動						
	5.254					
273-312 固定 移動			275-	移動	公共業務用	

ら宇宙) 5.228F 5.226 5.228A 5.228B 5.229	5.228C 5.228D	5.226				
162.0375-174 固定 移動 (航空移動を 除く。)	162.0375-174 固定 移動	162.05-169 J66	固定 陸上移動	公共業務用 放送事業用 一般業務用	放送事業用での使用は、占有周波数 帯幅が 100kHz 以下の場合に限る。	
		169-170 J67	移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用は補聴援助 用ラジオマイク用とし、割当ては別 表 9-7 による。	
5.226 5.229	5.226 5.230 5.231	170-205	移動	公共業務用 一般業務用		
174-223 放送	174-216 放送 固定 移動	174-223 固定 移動 放送	205-222	放送 J15	放送用	
	<u>5.234</u> 216-220 固定 海上移動 <u>無線標定</u> 5.241 5.242					
5.235 5.237 5.243	220-225 アマチュア 固定 移動 <u>無線標定</u> 5.241	5.233 5.238 5.240 5.245	222-223	移動 航空無線航行 <u>無線標定</u>	公共業務用	
223-230 放送 固定 移動	225-235 固定 移動	223-230 固定 移動 放送 航空無線航行 <u>無線標定</u>	223-226	移動 無線標定	公共業務用	
5.243 5.246 5.247		5.250	226-251 J18 J69 J70	移動	公共業務用 一般業務用	
230-235 固定 移動		230-235 固定 移動 航空無線航行				
5.247 5.251 5.252		5.250				
235-267 固定 移動			251-253.85 J67	移動	公共業務用 一般業務用	
			253.85-255	移動	小電力業務用	コードレス電話用とし、割当ては別 表 8-3 による。
			255-262 J67	移動	公共業務用	
			262-266 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割 当ては 271-275MHz 帯と対の二周 波方式に限る。
	5.111 5.199 5.252 5.254 5.256 5.256A		266-271 J67	移動	公共業務用	
267-272 固定 移動 <u>宇宙運用</u> (宇宙から地球)			271-275 J67	移動	公共業務用	狭帯域デジタル通信方式用とし、割 当ては 262-266MHz 帯と対の二周 波方式に限る。
	5.254 5.257					
272-273 宇宙運用 (宇宙から地球) 固定 移動						
	5.254					
273-312 固定 移動			275-	移動	公共業務用	

		276.65	(航空移動を除く。)			
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		276.65- 277.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		277.95- 278.15	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用		
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		278.15- 279.15	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		279.15- 279.95	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用		
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		279.95- 287.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		287.95- 322	移動 J71	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はテレメ ター用、テレコントロール用及びデ ータ伝送用とし、割当ては別表9- 1による。	
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
5.254						
312-315	固定 移動 移動衛星(地球から宇宙) 5.254 5.255					
315-322	固定 移動					
5.254						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
399.9-400.05	移動衛星(地球から宇宙) 5.209	399.9- 400.05 J56	移動衛星 (地球から宇宙) J49	電気通信業務用 公共業務用		
5.220						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
403-406	気象援助 固定 移動(航空移動を除く。)	403-406	気象援助	公共業務用 一般業務用	ラジオゾンデ用及び気象用ラジ オ・ロボット用とし、割当ては別表 11-1による。	
			固定 J77	公共業務用 一般業務用		
			移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用での使 用は、気象援助業務に密接な関係 を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込 型医療用データ伝送用及び体内植 込型医療用遠隔計測用とし、割当て は別表9-3による。	
5.265						
406-406.1	移動衛星(地球から宇宙)	406-406.1 J78 J79	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当 ては406.025MHz、406.028MHz、 406.031MHz、406.037MHz 又は 406.04MHz に限る。	
5.265 5.266 5.267						
406.1-410	固定 移動(航空移動を除く。) 電波天文	406.1- 407.7875 J36	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用		
		407.7875- 408.25 J36	固定 陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、452.3875 -452.7MHz 帯又は453.8875- 454.0375MHz 帯と対とする。	
		408.25- 410	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用		

		276.65	(航空移動を除く。)			
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		276.65- 277.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		277.95- 278.15	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用		
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		278.15- 279.15	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		279.15- 279.95	移動 (航空移動を除く。)	公共業務用		
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
		279.95- 287.95	移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、無線呼 出用とする。	
		287.95- 322	移動 J71	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はテレメ ター用、テレコントロール用及びデ ータ伝送用とし、割当ては別表9- 1による。	
			航空移動	公共業務用 一般業務用		
5.254						
312-315	固定 移動 移動衛星(地球から宇宙) 5.254 5.255					
315-322	固定 移動					
5.254						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
399.9-400.05	移動衛星(地球から宇宙) 5.209 <a href="#">5.224A</a> <a href="#">無線航行衛星 5.222 5.224B 5.260</a>	399.9- 400.05 J56	移動衛星 (地球から宇宙) J49 <a href="#">J58</a> <a href="#">無線航行衛星 J57 J59</a>	電気通信業務用 公共業務用		
5.220				公共業務用 一般業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
403-406	気象援助 固定 移動(航空移動を除く。)	403-406	気象援助	公共業務用 一般業務用	ラジオゾンデ用及び気象用ラジ オ・ロボット用とし、割当ては別表 11-1による。	
			固定 J77	公共業務用 一般業務用		
			移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	公共業務用又は一般業務用での使 用は、気象援助業務に密接な関係 を有する場合に限る。 小電力業務用での使用は体内植込 型医療用データ伝送用及び体内植 込型医療用遠隔計測用とし、割当て は別表9-3による。	
5.265						
406-406.1	移動衛星(地球から宇宙)	406-406.1 J78 J79	移動衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	衛星位置指示無線標識用とし、割当 ては406.025MHz、406.028MHz、 406.037MHz 又は406.04MHz に限る。	
5.266 5.267						
406.1-410	固定 移動(航空移動を除く。) 電波天文	406.1- 407.7875 J36	固定 陸上移動 電波天文	公共業務用 一般業務用		
		407.7875- 408.25 J36	固定 陸上移動	公共業務用	二周波方式による使用は、452.3875 -452.7MHz 帯又は453.8875- 454.0375MHz 帯と対とする。	
		408.25- 410	固定 陸上移動	公共業務用 一般業務用		

5.149 <a href="#">5.265</a>		J36		電波天文			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
470-694 放送	470-512 放送 固定 移動	470-585 固定 移動 <a href="#">5.296A</a> 放送	470-710 J36 J52 J90	固定	放送事業用		
	5.292 5.293 <a href="#">5.295</a>			放送 J15	放送用		
	512-608 放送	5.291 5.298		陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル 特定ラジオマイク用とする。	
	608-614 電波天文 移動衛星(航空移動衛星(地球から宇宙)を除く。)	585-610 固定 移動 <a href="#">5.296A</a> 放送 無線航行		放送 J88 J89	電気通信業務用 放送用	エリア放送用とする。	
5.149 5.291A 5.294 5.296 5.300 5.304 5.306 5.311A 5.312	5.293 <a href="#">5.308</a> <a href="#">5.308A</a> 5.309 5.311A	5.149 5.305 5.306 5.307					
694-790 移動(航空移動を除く。) <a href="#">5.312A</a> <a href="#">5.317A</a> 放送	698-806 移動 5.317A 放送 固定	610-890 固定 移動 <a href="#">5.296A</a> 5.313A 5.317A 放送					
<a href="#">5.300</a> <a href="#">5.311A</a> <a href="#">5.312</a>			710-714	陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル 特定ラジオマイク用とする。	
790-862 固定 移動(航空移動を除く。) 5.316B 5.317A 放送	5.293 5.309 5.311A		714-750	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
			750-770	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。	
5.312 5.319			770-806	移動 J93	電気通信業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 放送事業用及び一般業務用での使用は、平成31年3月31日までに限る。 一般業務用での使用は特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とし、特定ラジオマイク用への割当ては779-788MHz 帯及び797-806MHz 帯に、デジタル特定ラジオマイク用への割当ては779-806MHz 帯に限る。	
862-890 固定	806-890 固定 移動 5.317A 放送		806-810	移動	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。	
			810-850 J67	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
			850-860 J67	移動 J68	一般業務用	MC A陸上移動通信用及びデジタルMC A陸上移動通信用とし、930-940MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz 帯と対の二周波方式に使用することができる。	
			860-895 J67 J94	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	

5.149		J36		電波天文			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
470-790 放送	470-512 放送 固定 移動	470-585 固定 移動 放送	470-710 J36 J52 J90	固定	放送事業用		
	5.292 5.293			放送 J15	放送用		
	512-608 放送	5.291 5.298		陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル 特定ラジオマイク用とする。	
	608-614 電波天文 移動衛星(航空移動衛星(地球から宇宙)を除く。)	585-610 固定 移動 放送 無線航行		放送 J88 J89	電気通信業務用 放送用	エリア放送用とする。	
5.149 5.291A 5.294 5.296 5.300 5.304 5.306 5.311A 5.312	5.293 5.309 5.311A	5.149 5.305 5.306 5.307					
694-790 移動(航空移動を除く。) <a href="#">5.312A</a> <a href="#">5.317A</a> 放送	698-806 移動 5.317A 放送 固定	610-890 固定 移動 5.313A 5.317A 放送					
<a href="#">5.312</a> <a href="#">5.314</a> <a href="#">5.315</a> <a href="#">5.316</a> <a href="#">5.316A</a> 5.319			710-714	陸上移動	放送事業用 一般業務用	特定ラジオマイク用及びデジタル 特定ラジオマイク用とする。	
790-862 固定 移動(航空移動を除く。) 5.316B 5.317A 放送	5.293 5.309 5.311A		714-750	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
			750-770	陸上移動	公共業務用 小電力業務用 一般業務用	700MHz 帯高度道路交通システム用とし、小電力業務用への割当ては別表8-10による。	
5.312 5.319			770-806	移動 J93	電気通信業務用 放送事業用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 放送事業用及び一般業務用での使用は、平成31年3月31日までに限る。 一般業務用での使用は特定ラジオマイク用及びデジタル特定ラジオマイク用とし、特定ラジオマイク用への割当ては779-788MHz 帯及び797-806MHz 帯に、デジタル特定ラジオマイク用への割当ては779-806MHz 帯に限る。	
862-890 固定	806-890 固定 移動 5.317A 放送		806-810	移動	公共業務用 小電力業務用	小電力業務用での使用はラジオマイク用とし、割当ては別表9-6による。	
			810-850 J67	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	
			850-860 J67	移動 J68	一般業務用	MC A陸上移動通信用及びデジタルMC A陸上移動通信用とし、930-940MHz 帯と対の二周波方式に限る。ただし、平成30年3月31日までは905-915MHz 帯と対の二周波方式に使用することができる。	
			860-895 J67 J94	移動 J68	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。	

移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322		5.149 5.305 5.306 5.307 5.311A 5.320				
5.319 5.323	5.317 5.318	5.320				
890-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 無線標定	890-902 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 無線標定 5.318 5.325 902-928 固定 アマチュア 移動(航空移動を除く。) 5.325A 無線標定 5.150 5.325 5.326 928-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 無線標定	890-942 固定 移動 5.317A 放送 無線標定	895-915 J67	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7-4による。 簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用での使用はMCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては905-915MHz帯に限るものとし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
			915-930 J67	移動 J68	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
			930-940 J67	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。
5.323	5.325	5.327	940-960 J67 J94			
942-960 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322	942-960 固定 移動 5.317A	942-960 固定 移動 5.317A 放送		移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-6による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
5.323		5.320				
960-1164	航空無線航行 5.328 航空移動(R) 5.327A 5.328AA		960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タカン用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表2-3による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用(地球から宇宙) 固定 移動(航空移動を除く。) 5.341A 5.341B		1427-1429	固定 宇宙運用	電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とし、割当ては1427.9-1429MHz帯に限る。

移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322		5.149 5.305 5.306 5.307 5.311A 5.320				
5.319 5.323	5.317 5.318	5.320				
890-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322 無線標定	890-902 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 無線標定 5.318 5.325 902-928 固定 アマチュア 移動(航空移動を除く。) 5.325A 無線標定 5.150 5.325 5.326 928-942 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 無線標定	890-942 固定 移動 5.317A 放送 無線標定	895-915 J67	移動 J68 J95	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用はパーソナル無線用とし、割当ては別表7-4による。 簡易無線通信業務用での使用は、平成27年11月30日までに限る。 一般業務用での使用はMCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては905-915MHz帯に限るものとし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。 一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。
			915-930 J67	移動 J68	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
			930-940 J67	移動 J68	一般業務用	MCA陸上移動通信用及びデジタルMCA陸上移動通信用とし、850-860MHz帯と対の二周波方式に限る。
5.323	5.325	5.327	940-960 J67 J94			
942-960 固定 移動(航空移動を除く。) 5.317A 放送 5.322	942-960 固定 移動 5.317A	942-960 固定 移動 5.317A 放送		移動 J68 J95 J96	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-6による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。
5.323		5.320				
960-1164	航空無線航行 5.328 航空移動(R) 5.327A		960-1164	航空無線航行	公共業務用	航空用DME用、タカン用、ATCRBS用及びACAS用とし、割当ては別表2-3による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1427-1429	宇宙運用(地球から宇宙) 固定 移動(航空移動を除く。)		1427-1429	固定 宇宙運用	電気通信業務用 公共業務用	エントランス回線用とし、割当ては1427.9-1429MHz帯に限る。

5.341C			(地球から宇宙)	一般業務用	
5.338A 5.341			移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1429-1452	1429-1452	1429-1452	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1429-1462.9MHz帯に限る。
移動(航空移動を除く。) 5.341A 5.338A 5.341 5.342	固定 移動 5.341B 5.341C 5.343	J67	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1452-1492	1452-1492	1475.9-1518	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1510.9MHz帯に限る。
固定 移動(航空移動を除く。) 5.346 放送 放送衛星 5.208B	固定 移動 5.341B 5.343 5.346A 放送 放送衛星 5.208B	J67 J94	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5.341 5.342 5.345	5.341 5.344 5.345	1492-1518	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1492-1518MHz帯に限る。
移動(航空移動を除く。) 5.341A	固定 移動 5.341B 5.343	1492-1518	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5.341 5.342	5.341 5.344	5.341	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星(宇宙から地球)(宇宙から宇宙) 5.208B 5.328B 5.329A		1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100	公共業務用 一般業務用
5.341	航空無線航行		航空無線航行	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2500-2520	2500-2520	2500-2520	2500-2535	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用
固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415 移動(航空移動を除く。) 5.384A 移動衛星(宇宙から地球) 5.351A 5.407 5.414 5.414A	J146 J147	移動衛星 (宇宙から地球) J145	電気通信業務用 公共業務用
5.412	5.404	5.404 5.415A			電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655	固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	電気通信業務用
固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415			

5.338A 5.341			(地球から宇宙)	一般業務用	
5.338A 5.341			移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1429-1452	1429-1452	1429-1453	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1429-1452.9MHz帯に限る。
移動(航空移動を除く。) 5.338A 5.341 5.342	固定 移動 5.343	J67	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1452-1492	1452-1492	1453-1455.35	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とする。
固定 移動(航空移動を除く。) 放送 5.345 放送衛星 5.208B 5.345	固定 移動 5.343 放送 5.345 放送衛星 5.208B 5.345	J67	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5.341 5.342	5.341 5.344	1455.35-1475.9	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1455.35-1462.9MHz帯に限る。
移動(航空移動を除く。) 5.341A	移動 5.343	J67	移動 J108	電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1455.35-1465MHz帯に限るものとし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。
5.341 5.342	5.341 5.344	1475.9-1501	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1475.9-1500.9MHz帯に限る。
移動(航空移動を除く。) 5.341A	移動 5.343	J67 J94	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
1492-1518	1492-1518	1492-1518	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とする。
移動(航空移動を除く。) 5.341A	固定 移動 5.343	固定 移動	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
5.341 5.342	5.341 5.344	5.341	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1559-1610	航空無線航行 無線航行衛星(宇宙から地球)(宇宙から宇宙) 5.208B 5.328B 5.329A		1559-1610	無線航行衛星 (宇宙から地球) (宇宙から宇宙) J48 J98 J100	公共業務用 一般業務用
5.341	航空無線航行		航空無線航行	公共業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2500-2520	2500-2520	2500-2520	2500-2535	移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用
固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415 移動(航空移動を除く。) 5.384A 移動衛星(宇宙から地球) 5.351A 5.407 5.414 5.414A	J146 J147	移動衛星 (宇宙から地球) J145	電気通信業務用 公共業務用
5.412	5.404	5.404 5.415A			電気通信業務用での使用は、携帯移動衛星通信用とする。
2520-2655	2520-2655	2520-2655	2520-2655	固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	電気通信業務用
固定 5.410 移動(航空移動を除く。) 5.384A	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415	固定 5.410 固定衛星(宇宙から地球) 5.415			

放送衛星 5.413 5.416	移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416  5.403 5.414A 5.415A					
		2535-2655 固定 5.410 移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	2535-2545	移動 （航空移動を除く。）	電気通信業務用		
		5.339 5.412 5.418B 5.418C	2545-2655 J94	移動 （航空移動を除く。） J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム 用とし、割当ては別表10-4による。	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3300-3400 無線標定	3300-3400 無線標定 アマチュア 固定 移動	3300-3400 無線標定 アマチュア	3300-3400 J36	移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
5.149 5.429 <u>5.429A</u> <u>5.429B</u> 5.430	5.149 <u>5.429C</u> <u>5.429D</u>	5.149 5.429 <u>5.429E</u> <u>5.429F</u>		無線標定	公共業務用		
3400-3600 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> 5.430A 無線標定	3400-3500 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> <u>5.431A</u> <u>5.431B</u> アマチュア 無線標定 5.433  <u>5.282</u>	3400-3500 固定 固定衛星 （宇宙から地球） アマチュア 移動 <u>5.432</u> 5.432B 無線標定 5.433  5.282 5.432A	3400-3456 J157	固定 移動 （航空移動を除く。） 固定衛星 （宇宙から地球）	電気通信業務用 放送事業用		
5.431	3500-3600 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） <u>5.431B</u> 無線標定 5.433	3500-3600 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） 5.433A 無線標定 5.433	3456-3600 J157	固定衛星 （宇宙から地球） 移動 （航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3による。	
3600-4200 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動	<u>3600-3700</u> 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> <u>5.434</u> 無線標定 <u>5.433</u>	3600-3700 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） 無線標定  5.435	3600-4200 J158	固定衛星 （宇宙から地球） 移動	電気通信業務用 公共業務用		
	3700-4200 固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。）						
4200-4400	<u>航空移動（R）</u> <u>5.436</u> 航空無線航行 5.438		4200-4400 J159	<u>航空移動（R）</u> <u>J159A</u> 航空無線航行 J160	公共業務用 一般業務用		
	<u>5.437</u> 5.439 5.440			地球探査衛星（受動）			

放送衛星 5.413 5.416	移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416  5.403 5.414A 5.415A					
		2535-2655 固定 5.410 移動（航空移動を除く。） 5.384A 放送衛星 5.413 5.416	2535-2545	移動 （航空移動を除く。）	電気通信業務用		
		5.339 5.412 <u>5.417C</u> <u>5.417D</u> 5.418B 5.418C	2545-2655 J94	移動 （航空移動を除く。） J148	電気通信業務用	広帯域移動無線アクセスシステム 用とし、割当ては別表10-4による。	
		5.339 <u>5.417C</u> <u>5.417D</u> 5.418B 5.418C					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3300-3400 無線標定	3300-3400 無線標定 アマチュア 固定 移動	3300-3400 無線標定 アマチュア	3300-3400 J36	移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
5.149 5.429 5.430	5.149	5.149 5.429		無線標定	公共業務用		
3400-3600 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> 5.430A 無線標定	3400-3500 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> <u>5.431A</u> <u>5.431B</u> アマチュア 無線標定 5.433  <u>5.282</u>	3400-3500 固定 固定衛星 （宇宙から地球） アマチュア 移動 <u>5.432B</u> 無線標定 5.433  5.282 <u>5.432</u> 5.432A	3400-3456 J157	固定 移動 （航空移動を除く。） 固定衛星 （宇宙から地球）	電気通信業務用 放送事業用		
5.431	3500-3700 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） 無線標定 5.433	3500-3600 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） 5.433A 無線標定 5.433	3456-3600 J157	固定衛星 （宇宙から地球） 移動 （航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表 10-3による。	
3600-4200 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動	<u>3600-3700</u> 固定 固定衛星 （宇宙から地球） <u>移動（航空移動を除く。）</u> <u>5.434</u> 無線標定 <u>5.433</u>	3600-3700 固定 固定衛星 （宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。） 無線標定  5.435	3600-4200 J158	固定衛星 （宇宙から地球） 移動	電気通信業務用 公共業務用		
	3700-4200 固定 固定衛星（宇宙から地球） 移動（航空移動を除く。）						
4200-4400	航空無線航行 5.438		4200-4400 J159	航空無線航行 J160	公共業務用 一般業務用		
	5.439 5.440			地球探査衛星（受動）			

(略)	(略)	(略)	(略)	宇宙研究 (受動)	(略)	(略)
4800-4990	固定 移動 5.440A <a href="#">5.441A</a> <a href="#">5.441B</a> 5.442 <u>電波天文</u>  5.149 5.339 5.443	4800-4900 J36 4900-5000 J36 J106	移動 J162 <u>電波天文</u> 移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	5 GHz 帯無線アクセスシステム用 とし、割当ては別表 11-2 による。	
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)  5.149		<u>電波天文</u>			
5091-5150	<a href="#">固定衛星 (地球から宇宙) 5.444A</a> 航空移動 5.444B 航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行  5.444	5091-5150 J167	固定衛星 (地球から宇宙) J168 航空移動 J166 航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用		
5725-5830	5725-5830 固定衛星 (地球 から宇宙) 無線標定 <u>アマチュア</u>  5.150 5.451 5.453 5.455	5725-5770 J37 5770-5850 J37	移動 <u>無線標定</u> <u>アマチュア</u> 移動 無線標定 <u>アマチュア</u> J185	公共業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、 狭域通信システムの基地局への割 当ては、別表 11-3 による。 小電力業務用での使用は狭域通信 システム用とし、割当ては別表 8- 8 及び別表 8-9 による。	
5830-5850	5830-5850 固定衛星 (地球 から宇宙) 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛</u> <u>星 (宇宙から地</u> <u>球)</u>  5.150 5.451 5.453 5.455		<u>アマチュア</u> J185	アマチュア業務用		
5925-6700	固定 5.457 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 移動 5.457C  5.149 5.440 5.458	5925-6425 6425-6570 J187 6570-6870 J187A 6700-7075 6870-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 放送事業用 固定 J187A 固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) J161 移動 放送事業用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		
6700-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地 球) 5.441 移動  5.458 5.458A 5.458B		固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) J161 移動 放送事業用	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		

(略)	(略)	(略)	(略)	宇宙研究 (受動)	(略)	(略)
4800-4990	固定 移動 5.440A 5.442 <u>電波天文</u>  5.149 5.339 5.443	4800-4900 J36 4900-5000 J36 J106	移動 J162 <u>電波天文</u> 移動 J162	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	5 GHz 帯無線アクセスシステム用 とし、割当ては別表 11-2 による。	
4990-5000	固定 移動 (航空移動を除く。) 電波天文 宇宙研究 (受動)  5.149		<u>電波天文</u>			
5091-5150	航空移動 5.444B 航空移動衛星 (R) 5.443AA 航空無線航行  5.444 <a href="#">5.444A</a>	5091-5150 J167	固定衛星 (地球から宇宙) J168 航空移動 J166 航空移動衛星 (R) J163 航空無線航行	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用		
5725-5830	5725-5830 固定衛星 (地球 から宇宙) 無線標定 <u>アマチュア</u>  5.150 5.451 5.453 5.455 <a href="#">5.456</a>	5725-5770 J37 5770-5850 J37	移動 <u>無線標定</u> <u>アマチュア</u> 移動 無線標定 <u>アマチュア</u> J185	公共業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用 公共業務用 小電力業務用 一般業務用 公共業務用 アマチュア業務用	公共業務用又は一般業務用のうち、 狭域通信システムの基地局への割 当ては、別表 11-3 による。 小電力業務用での使用は狭域通信 システム用とし、割当ては別表 8- 8 及び別表 8-9 による。	
5830-5850	5830-5850 固定衛星 (地球 から宇宙) 無線標定 <u>アマチュア</u> <u>アマチュア衛</u> <u>星 (宇宙から地</u> <u>球)</u>  5.150 5.451 5.453 5.455 <a href="#">5.456</a>		<u>アマチュア</u> J185	アマチュア業務用		
5925-6700	固定 5.457 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 移動 5.457C  5.149 5.440 5.458	5925-6425 6425-6570 J187 6570-6870 J187A 6700-7075 6870-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) 移動 放送事業用 固定 J187A 固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) J161 移動 放送事業用	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 放送事業用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		
6700-7075	固定 固定衛星 (地球から宇宙) (宇宙から地 球) 5.441 移動  5.458 5.458A 5.458B <a href="#">5.458C</a>		固定衛星 (地球から宇宙) J161 固定 放送事業用 固定衛星 (地球から宇宙) J161 移動 放送事業用	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用		

7145-7190	固定 移動 宇宙研究 (深宇宙) (地球から宇宙)	7145-7190	固定 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J188	公共業務用	
	5.458 5.459				
7190-7235	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.460A 5.460B 宇宙研究 (地球から宇宙) 5.460	7190-7235	固定 移動 地球探査衛星 (地球か ら宇宙) J188A J188B 宇宙研究 (地球から宇宙) J188	公共業務用 一般業務用	
	5.458 5.459				
7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.460A	7235-7250	固定 移動 地球探査衛星 (地球か ら宇宙) J188A	公共業務用	
	5.458				
7250-7300	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	7250-7425 J189 J189A	固定 固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.461				
7300-7375	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)				
	5.461				
7375-7450	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB	7425-7750 J187A J189B	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5.461				
7450-7550	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB 気象衛星 (宇宙から地球)		固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	5.461A				
7550-7750	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。) 海上移動衛星 (宇宙から地球) 5.461AA 5.461AB				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9000-9200	航空無線航行 5.337 無線標定	9000-9200 J195	航空無線航行 J104 無線標定	公共業務用	
	5.471 5.473A				
9200-9300	海上無線航行 5.472 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C	9200-9300 J194	海上無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ 用とする。
	5.473 5.474 5.474D				
9300-9500	無線航行 無線標定 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動)	9300-9500 J197 J198 J199	海上無線航行 J154 航空無線航行 J196 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ 用及び船舶無線航行用レーダー用と する。 航空機無線航行用レーダー用とす る。
	5.427 5.474 5.475 5.475A 5.475B 5.476A				

7145-7235	固定 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) 5.460	7145-7235	固定 移動 宇宙研究 (地球から宇宙) J188	公共業務用	
	5.458 5.459				
7235-7250	固定 移動	7235-7250	固定 移動	公共業務用	
	5.458				
7250-7300	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動	7250-7425 J189 J189A	固定 固定衛星 (宇宙から地球)	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
	5.461				
7300-7450	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)				
	5.461				
7450-7550	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)	7425-7750 J187A J189B	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	5.461A				
7550-7750	固定 固定衛星 (宇宙から地球) 移動 (航空移動を除く。)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9000-9200	航空無線航行 5.337 無線標定	9000-9200 J195	航空無線航行 J104 無線標定	公共業務用	
	5.471 5.473A				
9200-9300	無線標定 海上無線航行 5.472	9200-9300 J194	海上無線航行 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ 用とする。
	5.473 5.474				
9300-9500	無線航行 地球探査衛星 (能動) 宇宙研究 (能動) 無線標定	9300-9500 J197 J198 J199	海上無線航行 J154 航空無線航行 J196 無線標定	公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用 公共業務用 一般業務用	捜索救助用レーダートランスポンダ 用及び船舶無線航行用レーダー用と する。 航空機無線航行用レーダー用とす る。
	5.427 5.474 5.475 5.475A 5.475B 5.476A				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9800-9900	無線標定 固定 <a href="#">地球探査衛星 (能動)</a> <a href="#">宇宙研究 (能動)</a>	9800- 10000 J200 J201 J202	固定 無線標定	公共業務用 一般業務用		
	5.477 5.478 5.478A 5.478B					
9900-10000	無線標定 <a href="#">地球探査衛星 (能動)</a> 5.474A 5.474B <a href="#">5.474C</a> 固定  <a href="#">5.474D</a> 5.477 5.478 5.479					

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
9800-9900	無線標定 <a href="#">地球探査衛星 (能動)</a> <a href="#">宇宙研究 (能動)</a> 固定	9800- 10000 J200 J201 J202	固定 無線標定	公共業務用 一般業務用		
	5.477 5.478 5.478A 5.478B					
9900-10000	無線標定 固定					
	5.477 5.478 5.479					

○周波数割当計画新旧対照表

変更後							変更前							
第3表 10GHz - 275GHz							第3表 10GHz - 275GHz							
国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国際分配 (GHz)			国内分配 (GHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				
10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C アマチュア 5.474D 5.479	10-10.4 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C アマチュア 5.474D 5.479 5.480	10-10.4 固定 移動 無線標定 地球探査衛星 (能動) 5.474A 5.474B 5.474C アマチュア 5.474D 5.479	10-10.25 J202	無線標定 アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用		10-10.45	無線標定 アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用		10-10.25 J202	無線標定 アマチュア	公共業務用 一般業務用 アマチュア業務用	
			10.25-10.45	固定 移動	放送事業用						10.25-10.45	固定 移動	放送事業用	
10.4-10.45 固定 移動 無線標定 アマチュア	10.4-10.45 無線標定 アマチュア 5.480	10.4-10.45 固定 移動 無線標定 アマチュア	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10.7-10.95 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 (地球から宇宙) 5.484 移動(航空移動を除く。)	10.7-10.95 固定 固定衛星(宇宙から地球) 5.441 移動(航空移動を除く。)	(略)	10.7-11.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161 J206 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用						10.7-11.7	固定 固定衛星 (宇宙から地球) J161 J206 移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	臨時回線用とする。
10.95-11.2 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動(航空移動を除く。)	10.95-11.2 固定 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動(航空移動を除く。)	(略)												
11.2-11.45 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.441 (地球から宇宙) 5.484 移動(航空移動を除く。)	11.2-11.45 固定 固定衛星(宇宙から地球) 5.441 移動(航空移動を除く。)	(略)												
11.45-11.7 固定 固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.484B (地球から宇宙) 5.484 移動(航空移動を除く。)	11.45-11.7 固定 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.484B 移動(航空移動を除く。)	(略)												
11.7-12.5 固定 移動(航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.484B 5.488 移動(航空移動を除く。)	11.7-12.2 固定 移動(航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.2 J204 J205	放送 J15 放送衛星 J15	放送用 放送用	割当ては、別表1-2による。	11.7-12.5	固定 移動(航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.1 固定 5.486 固定衛星(宇宙から地球) 5.484A 5.488 移動(航空移動を除く。)	11.7-12.2 固定 移動(航空移動を除く。) 放送 放送衛星 5.492	11.7-12.2 J204 J205	放送 J15 放送衛星 J15	放送用 放送用	割当ては、別表1-2による。



無線航行 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.508A 宇宙研究						
5.504A 5.505 5.508						
14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A <u>5.484B</u> 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A <u>5.484B</u> 5.506 5.506B 移動衛星 (地球から宇宙) 5.506A 無線航行衛星	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A <u>5.484B</u> 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星				
5.504A	5.504A	5.504A				
14.4-14.47	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A <u>5.484B</u> 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 宇宙研究 (宇宙から地球)	14.4-14.47 J207	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、放送用の フィーダリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送 局のフィーダリンク用とする。	
5.504A			移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回 線に限る。	
			移動衛星 (地球から宇宙) J215	電気通信業務用 公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14.5- <u>14.75</u>	固定 固定衛星 (地球から宇宙) <u>5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F</u> 5.510 移動 宇宙研究 <u>5.509G</u>	14.5-15.35 J106	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
<u>14.75-14.8</u> 固定 固定衛星 (地球から宇宙) <u>5.510</u> 移動 宇宙研究 <u>5.509G</u>	<u>14.75-14.8</u> 固定 固定衛星 (地球から宇宙) <u>5.509B 5.509C 5.509D 5.509E 5.509F 5.510</u> 移動 宇宙研究 <u>5.509G</u>		移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回 線とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用 とする。	
			宇宙研究	公共業務用 一般業務用		
14.8-15.35	固定 移動 宇宙研究 5.339					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15.4-15.43	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	15.4-15.43	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	15.63-15.7	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19.7-20.1	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙)	19.7-20.1	19.7-20.1 固定 J231 移動 J231	電気通信業務用		

無線航行 5.504 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.508A 宇宙研究						
5.504A 5.505 5.508						
14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星	14.3-14.4 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.506 5.506B 移動衛星 (地球から宇宙) 5.506A 無線航行衛星	14.3-14.4 固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 無線航行衛星				
5.504A	5.504A	5.504A				
14.4-14.47	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.457A 5.457B 5.484A 5.506 5.506B 移動 (航空移動を除く。) 移動衛星 (地球から宇宙) 5.504B 5.506A 5.509A 宇宙研究 (宇宙から地球)	14.4-14.47 J207	固定 固定衛星 (地球から宇宙) J186 J206	電気通信業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用	電気通信業務用での使用は、放送用の フィーダリンク用を含む。 放送事業用での使用は、衛星基幹放送 局のフィーダリンク用とする。	
5.504A			移動 (航空移動を除く。)	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回 線に限る。	
			移動衛星 (地球から宇宙) J215	電気通信業務用 公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
14.5- <u>14.8</u>	固定 固定衛星 (地球から宇宙) 5.510 移動 宇宙研究	14.5-15.35 J106	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用		
			移動	電気通信業務用 公共業務用	電気通信業務用での使用は、臨時回 線とする。 公共業務用での使用は、画像伝送用 とする。	
			宇宙研究	公共業務用 一般業務用		
14.8-15.35	固定 移動 宇宙研究 5.339					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15.4-15.43	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	15.4-15.43 <u>J216</u>	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15.63-15.7	無線標定 5.511E 5.511F 航空無線航行	15.63-15.7 <u>J216</u>	航空無線航行 無線標定 J219 J220	公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
19.7-20.1	19.7-20.1 固定衛星 (宇宙)	19.7-20.1	19.7-20.1 固定 J231 移動 J231	電気通信業務用		

から地球) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 移動衛星 (宇宙 から地球)	から地球) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 移動衛星 (宇宙 から地球)	から地球) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 移動衛星 (宇宙 から地球)		固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
5.524	5.524 5.525 5.526 5.527 5.528 5.529	5.524				
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 移動衛星 (宇宙から地球)	20.1-20.2 J233 J234 J235 J236	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 固定 移動	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 J237 J238 J240	固定 移動 放送 J15 放送衛星 J15 J48	公共業務用 放送用	
5.530A 5.530B 5.530D	5.530A	5.530A 5.530B 5.530D 5.531				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 5.539 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541 移動衛星 (地球 から宇宙)	29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 5.539 移動衛星 (地球 から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541	29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 5.539 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541 移動衛星 (地球 から宇宙)	29.5-29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙) 固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
5.540 5.542	5.525 5.526 5.527 5.529 5.540	5.540 5.542				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29.9-30 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A <u>5.484B</u> 5.516B <u>5.527A</u> 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.543	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253 J257	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用		
5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 無線標定 5.559B 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 J36	アマチュア アマチュア衛星 無線標定 宇宙研究 (宇宙から地球) 電波天文	アマチュア業務用 小電力業務用 公共業務用 一般業務用	ミリ波レーダー用とし、割当ては別 表9-11による。
5.149						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

から地球) 5.484A 5.516B 移動衛星 (宇宙 から地球)	から地球) 5.484A 5.516B 移動衛星 (宇宙 から地球)	から地球) 5.484A 5.516B 移動衛星 (宇宙 から地球)		固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
5.524	5.524 5.525 5.526 5.527 5.528 5.529	5.524				
20.1-20.2	固定衛星 (宇宙から地球) 5.484A 5.516B 移動衛星 (宇宙から地球)	20.1-20.2 J233 J234 J235 J236	固定 J231 移動 J231 固定衛星 (宇宙から地球) J206 J232 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 固定 移動	21.4-22 固定 移動 放送衛星 5.208B	21.4-22 J237 J238 <u>J239</u> J240	固定 移動 放送 J15 放送衛星 J15 J48	公共業務用 放送用	
5.530A 5.530B <u>5.530C</u> 5.530D	5.530A <u>5.530C</u>	5.530A 5.530B <u>5.530C</u> 5.530D 5.531				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A 5.516B 5.539 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541 移動衛星 (地球 から宇宙)	29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A 5.516B 5.539 移動衛星 (地球 から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541	29.5-29.9 固定衛星 (地球 から宇宙) 5.484A 5.516B 5.539 地球探査衛星 (地球から宇 宙) 5.541 移動衛星 (地球 から宇宙)	29.5-29.9 J233 J234 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙) 固定 J256 移動 J256 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
5.540 5.542	5.525 5.526 5.527 5.529 5.540 <u>5.542</u>	5.540 5.542				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
29.9-30 固定衛星 (地球から宇宙) 5.484A 5.516B 5.539 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) 5.541 5.543	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	29.9-30 J233 J234 J235 J250 J251	固定衛星 (地球から宇宙) J206 J232 移動衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (地球から宇宙) J253 J257	電気通信業務用 公共業務用 公共業務用 一般業務用		
5.525 5.526 5.527 5.538 5.540 5.542						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	77.5-78 J36	アマチュア アマチュア衛星 電波天文 宇宙研究 (宇宙から地球)	アマチュア業務用 公共業務用 一般業務用	
5.149						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前
国内周波数分配の脚注	国内周波数分配の脚注
(略)	(略)
<p>J48 137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739 (<a href="#">WRC-15</a>、改) の規定を適用する。</p>	<p>J48 137-138MHz、400.15-401MHz、1525-1610MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739 (<a href="#">WRC-07</a>、改) の規定を適用する。</p>
(略)	(略)
<p><a href="#">J56</a> <u>移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。</u></p>	<p><a href="#">J56</a> <u>移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従って調整することを条件とする。移動衛星業務は、149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。</u></p>
<a href="#">J57 (未使用)</a>	<p><a href="#">J57</a> <u>無線航行衛星業務によるこの周波数帯の電波の発射は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。</u></p>
<a href="#">J58 (未使用)</a>	<p><a href="#">J58</a> <u>移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。</u></p>
<a href="#">J59 (未使用)</a>	<p><a href="#">J59</a> <u>149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務に対する分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。</u></p>
(略)	(略)
<p>J63 移動衛星業務(地球から宇宙)による 156.7625-156.7875 MHz 及び 156.8125-156.8375MHz の周波数帯の使用は、長距離情報(メッセージ 27、ITU-R 勧告 M.1371 を参照)の船舶自動識別装置(AIS)による信号を受信する場合に限る。船舶自動識別装置(AIS)の発射を除き、通信用の海上移動業務で運用を行うシステムによるこれらの周波数帯での電波の発射は、1W を超えてはならない。</p>	(略)
<p><a href="#">J63A</a> <u>海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。</u></p>	(略)
(略)	(略)
<p>J68 806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(<a href="#">WRC-15</a>、改)及び決議第 749(<a href="#">WRC-15</a>、改)参照)。</p>	<p>J68 806-960MHz の周波数帯は、一部を IMT に使用することができる(決議第 224(<a href="#">WRC-07</a>、改)及び決議第 749(<a href="#">WRC-07</a>)参照)。</p>
(略)	(略)
<p>J80 宇宙研究業務による <a href="#">410-420MHz の周波数帯</a> の使用は、有人宇宙船 <a href="#">による宇宙から宇宙への送信</a> に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。</p>	<p>J80 宇宙研究業務による <a href="#">この周波数</a> の使用は、有人宇宙船 <a href="#">の軌道上から 5km の範囲内の通信</a> に限る。この周波数帯では、宇宙研究業務は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、又はこれらの局の使用と発達を妨げてはならない。</p>
(略)	(略)

J83

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる 432-438MHz の周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260-1 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

(略)

J96 (未使用)

(略)

J108 (未使用)

(略)

J137

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (WRC-15、改) に従わなければならない(決議第 223 (WRC-15、改) 参照)。

(略)

J141

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA. 1154-0 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

J159

4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J159A

航空移動業務 (R) の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する内部通信システム用の無線航空電子機器のために保留する。この使用は、決議第 424 (WRC-15) の規定に従うものとする。

J160

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

(略)

J166

航空移動業務による 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 一 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748 (WRC-15、改) に従うものとする。

J83

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる この周波数帯の使用は、ITU-R 勧告 SA. 1260-1 に従うものとする。この周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。本脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)の無線通信規則第 5. 29 号及び第 5. 30 号の規定に従った二次業務としての運用を何ら損なうものではない。

(略)

J96

958-960MHz の周波数帯において、電気通信業務用による移動業務の局は、2015 年 11 月 30 日までは、これらの周波数帯を使用する固定業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

J108

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014 年 3 月 31 日までは一般業務用とし、2014 年 4 月 1 日からは電気通信業務用とする。

(略)

J137

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、IMT に使用することができる。この場合においては、決議第 212 (WRC-97、改) に従わなければならない(決議第 223 (WRC-2000) 参照)。

(略)

J141

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ITU-R 勧告 SA. 1154 に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

J159

4200-4204MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件に、標準周波数報時衛星業務(宇宙から地球)にも使用することができる。

J160

航空無線航行業務による この周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、この周波数帯において二次業務で使用することができる(電波高度計からの保護は与えられない。)。

(略)

J166

航空移動業務による この周波数帯の使用は、次のものに限る。

- 一 航空移動 (R) 業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港での地上の用途に限られるもの。この使用は、決議第 748 (WRC-12、改) に従うものとする。

－ 決議第 418 ([WRC-15](#)、改) に従った航空機局 (無線通信規則第 1.83 号参照) からの航空遠隔測定伝送。  
(略)

J178

[5250-5350MHz の周波数帯](#)は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 [F.1613-0](#) に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号は、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

[5250-5350MHz の周波数帯](#)において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638-0](#) 及び ITU-R 勧告 [RS.1632-0](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

J188

[深宇宙に係る宇宙研究業務 \(地球から宇宙\) システムによる電波の発射](#) は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

[J188A](#)

[地球探査衛星業務 \(地球から宇宙\) による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務 \(地球から宇宙\) の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号を適用しない。無線通信規則第 9.17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を通信の相手方とする地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。](#)

[J188B](#)

[7190-7235MHz の周波数帯の地球探査衛星業務 \(地球から宇宙\) の静止衛星軌道上にある宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号を適用しない。](#)

(略)

J208

12.2-[12.5GHz](#) の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

(略)

J212

地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

[J212A](#)

－ 決議第 418 ([WRC-12](#)、改) に従った航空機局 (無線通信規則第 1.83 号参照) からの航空遠隔測定伝送。  
(略)

J178

[この周波数帯](#)は、一次業務で固定業務にも分配する。固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 [F.1613](#) に従うものとする。固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号は、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護した上で、固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後は、将来の無線測位システムの導入によって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

J179

[この周波数帯](#)において、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638](#) 及び ITU-R 勧告 [SA.1632](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

J188

[宇宙研究業務 \(地球から宇宙\) による 7145-7190MHz の周波数帯は、深宇宙での使用に限る。深宇宙への発射](#) は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

(略)

J208

12.2-[12.44GHz](#) の周波数帯において、VSAT 地球局は、この周波数帯で運用される固定業務の局からの有害な混信に対して、保護を要求してはならない。

(略)

J212

地球探査衛星業務 (能動) 及び宇宙研究業務 (能動) によるこの周波数帯の使用は、無線標定業務に有害な混信を生じさせてはならず、その使用と発達を妨げてはならない。

13. 4-13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次業務での分配は、次のものに限る。

一 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）で運用される衛星システム

二 能動宇宙検知器

一 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局へデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）で運用される衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次業務とする。

J212B

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

J216 (未使用)

(略)

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340-0に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局（無線通信規則第 4. 10 号の適用があるものに限る。）を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340-0に従わなければならない。

(略)

J221

この周波数帯で運用される 能動宇宙検知器 は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

(略)

J239 (未使用)

(略)

(略)

J216

無線通信規則第 5. 511D 号を参照すること。

(略)

J218

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S. 1340に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局（無線通信規則第 4. 10 号の適用があるものに限る。）を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S. 1340に従わなければならない。

(略)

J221

この周波数帯で運用される 宇宙能動検知器 は、無線標定業務及び一次業務で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならず、それらの発達を妨げてはならない。

(略)

J239

この周波数帯の使用は、決議第 755 (WRC-12、改) に従うこと。

(略)

○周波数割当計画新旧対照表

変更案		変更前							
別表 3-2 4-25MHz 帯海上移動業務（無線電信）の周波数表		別表 3-2 4-25MHz 帯海上移動業務（無線電信）の周波数表							
		1 船舶局（40 ボーを超えない速度の A1A モールス電信）の呼出周波数表（平成 28 年 12 月 31 日までに限る。）							
	群	チャンネル 番号	4MHz帯 (kHz)	6MHz帯 (kHz)	8MHz帯 (kHz)	12MHz帯 (kHz)	16MHz帯 (kHz)	22MHz帯 (kHz)	25/26MHz 帯(kHz)
	I	1	4182	6277	8366	12550	16734	22279.5	チャンネル A 25171.5 I 群及び II 群
		2	4182.5	6277.5	8366.5	12550.5	16734.5	22280	
	共通 チャンネル	3	4184	6276	8368	12552	16736	22280.5	共通チャ ネルC 25172
		4	4184.5	6276.5	8369	12553.5	16738	22281	
	II	5	4183	6278	8367	12551	16735	22281.5	チャンネル A 25171.5 I 群及び II 群
		6	4183.5	6278.5	8367.5	12551.5	16735.5	22282	
	III	7	4185	6279	8368.5	12552.5	16736.5	22282.5	チャンネル B 25172.5
		8	4185.5	6279.5	8369.5	12553	16737	22283	
	IV	9	4186	6280	8370	12554	16737.5	22283.5	III 群及び IV 群
		10	4186.5	6280.5	8370.5	12554.5	16738.5	22284	
全ての周波数帯のチャンネル帯域幅：0.5kHz									
シンセサイザー方式の送信機を有する船舶局によるこの周波数の使用は、同周波数より 100Hz 及び 200Hz 高い周波数並びに 100Hz 及び 200Hz 低い周波数を含むものとする。									
		2 船舶局（40 ボーを超えない速度の A1A モールス電信）の通信周波数表（平成 28 年 12 月 31 日までに限る。）							
	チャンネル 番号	4MHz帯 (kHz)	6MHz帯 (kHz)	8MHz帯 (kHz)	12MHz帯 (kHz)	16MHz帯 (kHz)	22MHz帯 (kHz)	25/26MHz帯 (kHz)	
	1	4187	6285	8342	12422	16619	22242	25161.5	
	2	4187.5	6285.5	8342.5	12422.5	16619.5	22242.5	25162	
	3	4188	6286	8343	12423	16620	22243	25162.5	
	4	4188.5	6286.5	8343.5	12423.5	16620.5	22243.5	25163	
	5	4189	6287	8344	12424	16621	22244	25163.5	
	6	4189.5	6287.5	8344.5	12424.5	16621.5	22244.5	25164	

<u>7</u>	<u>4190</u>	<u>6288</u>	<u>8345</u>	<u>12425</u>	<u>16622</u>	<u>22245</u>	<u>25164.5</u>
<u>8</u>	<u>4190.5</u>	<u>6288.5</u>	<u>8345.5</u>	<u>12425.5</u>	<u>16622.5</u>	<u>22245.5</u>	<u>25165</u>
<u>9</u>	<u>4191</u>	<u>6289</u>	<u>8346</u>	<u>12426</u>	<u>16623</u>	<u>22246</u>	<u>25165.5</u>
<u>10</u>	<u>4191.5</u>	<u>6289.5</u>	<u>8346.5</u>	<u>12426.5</u>	<u>16623.5</u>	<u>22246.5</u>	<u>25166</u>
<u>11</u>	<u>4192</u>	<u>6290</u>	<u>8347</u>	<u>12427</u>	<u>16624</u>	<u>22247</u>	<u>25166.5</u>
<u>12</u>	<u>4192.5</u>	<u>6290.5</u>	<u>8347.5</u>	<u>12427.5</u>	<u>16624.5</u>	<u>22247.5</u>	<u>25167</u>
<u>13</u>	<u>4193</u>	<u>6291</u>	<u>8348</u>	<u>12428</u>	<u>16625</u>	<u>22248</u>	<u>25167.5</u>
<u>14</u>	<u>4193.5</u>	<u>6291.5</u>	<u>8348.5</u>	<u>12428.5</u>	<u>16625.5</u>	<u>22248.5</u>	<u>25168</u>
<u>15</u>	<u>4194</u>	<u>6292</u>	<u>8349</u>	<u>12429</u>	<u>16626</u>	<u>22249</u>	<u>25168.5</u>
<u>16</u>	<u>4194.5</u>	<u>6292.5</u>	<u>8349.5</u>	<u>12429.5</u>	<u>16626.5</u>	<u>22249.5</u>	<u>25169</u>
<u>17</u>	<u>4195</u>	<u>6293</u>	<u>8350</u>	<u>12430</u>	<u>16627</u>	<u>22250</u>	<u>25169.5</u>
<u>18</u>	<u>4195.5</u>	<u>6293.5</u>	<u>8350.5</u>	<u>12430.5</u>	<u>16627.5</u>	<u>22250.5</u>	<u>25170</u>
<u>19</u>	<u>4196</u>	<u>6294</u>	<u>8351</u>	<u>12431</u>	<u>16628</u>	<u>22251</u>	<u>25170.5</u>
<u>20</u>	<u>4196.5</u>	<u>6294.5</u>	<u>8351.5</u>	<u>12431.5</u>	<u>16628.5</u>	<u>22251.5</u>	<u>25171</u>
<u>21</u>	<u>4197</u>	<u>6295</u>	<u>8352</u>	<u>12432</u>	<u>16629</u>	<u>22252</u>	
<u>22</u>	<u>4197.5</u>	<u>6295.5</u>	<u>8352.5</u>	<u>12432.5</u>	<u>16629.5</u>	<u>22252.5</u>	
<u>23</u>	<u>4198</u>	<u>6296</u>	<u>8353</u>	<u>12433</u>	<u>16630</u>	<u>22253</u>	
<u>24</u>	<u>4198.5</u>	<u>6296.5</u>	<u>8353.5</u>	<u>12433.5</u>	<u>16630.5</u>	<u>22253.5</u>	
<u>25</u>	<u>4199</u>	<u>6297</u>	<u>8354</u>	<u>12434</u>	<u>16631</u>	<u>22254</u>	
<u>26</u>	<u>4199.5</u>	<u>6297.5</u>	<u>8354.5</u>	<u>12434.5</u>	<u>16631.5</u>	<u>22254.5</u>	
<u>27</u>	<u>4200</u>	<u>6298</u>	<u>8355</u>	<u>12435</u>	<u>16632</u>	<u>22255</u>	
<u>28</u>	<u>4200.5</u>	<u>6298.5</u>	<u>8355.5</u>	<u>12435.5</u>	<u>16632.5</u>	<u>22255.5</u>	
<u>29</u>	<u>4201</u>	<u>6299</u>	<u>8356</u>	<u>12436</u>	<u>16633</u>	<u>22256</u>	
<u>30</u>	<u>4201.5</u>	<u>6299.5</u>	<u>8356.5</u>	<u>12436.5</u>	<u>16633.5</u>	<u>22256.5</u>	
<u>31</u>	<u>4202</u>	<u>6300</u>	<u>8357</u>	<u>12437</u>	<u>16634</u>	<u>22257</u>	
<u>32</u>			<u>8357.5</u>	<u>12437.5</u>	<u>16634.5</u>	<u>22257.5</u>	
<u>33</u>			<u>8358</u>	<u>12438</u>	<u>16635</u>	<u>22258</u>	
<u>34</u>			<u>8358.5</u>	<u>12438.5</u>	<u>16635.5</u>	<u>22258.5</u>	
<u>35</u>			<u>8359</u>	<u>12439</u>	<u>16636</u>	<u>22259</u>	
<u>36</u>			<u>8359.5</u>	<u>12439.5</u>	<u>16636.5</u>	<u>22259.5</u>	
<u>37</u>			<u>8360</u>	<u>12440</u>	<u>16637</u>	<u>22260</u>	
<u>38</u>			<u>8360.5</u>	<u>12440.5</u>	<u>16637.5</u>	<u>22260.5</u>	
<u>39</u>			<u>8361</u>	<u>12441</u>	<u>16638</u>	<u>22261</u>	
<u>40</u>			<u>8361.5</u>	<u>12441.5</u>	<u>16638.5</u>	<u>22261.5</u>	
<u>41</u>			<u>8362</u>	<u>12442</u>	<u>16639</u>	<u>22262</u>	
<u>42</u>			<u>8362.5</u>	<u>12442.5</u>	<u>16639.5</u>	<u>22262.5</u>	
<u>43</u>			<u>8363</u>	<u>12443</u>	<u>16640</u>	<u>22263</u>	
<u>44</u>			<u>8363.5</u>	<u>12443.5</u>	<u>16640.5</u>	<u>22263.5</u>	
<u>45</u>			<u>8364</u>	<u>12444</u>	<u>16641</u>	<u>22264</u>	

<u>46</u>	<u>8364.5</u>	<u>12444.5</u>	<u>16641.5</u>	<u>22264.5</u>
<u>47</u>	<u>8365</u>	<u>12445</u>	<u>16642</u>	<u>22265</u>
<u>48</u>	<u>8365.5</u>	<u>12445.5</u>	<u>16642.5</u>	<u>22265.5</u>
<u>49</u>	<u>8371</u>	<u>12446</u>	<u>16643</u>	<u>22266</u>
<u>50</u>	<u>8371.5</u>	<u>12446.5</u>	<u>16643.5</u>	<u>22266.5</u>
<u>51</u>	<u>8372</u>	<u>12447</u>	<u>16644</u>	<u>22267</u>
<u>52</u>	<u>8372.5</u>	<u>12447.5</u>	<u>16644.5</u>	<u>22267.5</u>
<u>53</u>	<u>8373</u>	<u>12448</u>	<u>16645</u>	<u>22268</u>
<u>54</u>	<u>8373.5</u>	<u>12448.5</u>	<u>16645.5</u>	<u>22268.5</u>
<u>55</u>	<u>8374</u>	<u>12449</u>	<u>16646</u>	<u>22269</u>
<u>56</u>	<u>8374.5</u>	<u>12449.5</u>	<u>16646.5</u>	<u>22269.5</u>
<u>57</u>	<u>8375</u>	<u>12450</u>	<u>16647</u>	<u>22270</u>
<u>58</u>	<u>8375.5</u>	<u>12450.5</u>	<u>16647.5</u>	<u>22270.5</u>
<u>59</u>	<u>8376</u>	<u>12451</u>	<u>16648</u>	<u>22271</u>
<u>60</u>		<u>12451.5</u>	<u>16648.5</u>	<u>22271.5</u>
<u>61</u>		<u>12452</u>	<u>16649</u>	<u>22272</u>
<u>62</u>		<u>12452.5</u>	<u>16649.5</u>	<u>22272.5</u>
<u>63</u>		<u>12453</u>	<u>16650</u>	<u>22273</u>
<u>64</u>		<u>12453.5</u>	<u>16650.5</u>	<u>22273.5</u>
<u>65</u>		<u>12454</u>	<u>16651</u>	<u>22274</u>
<u>66</u>		<u>12454.5</u>	<u>16651.5</u>	<u>22274.5</u>
<u>67</u>		<u>12455</u>	<u>16652</u>	<u>22275</u>
<u>68</u>		<u>12455.5</u>	<u>16652.5</u>	<u>22275.5</u>
<u>69</u>		<u>12456</u>	<u>16653</u>	<u>22276</u>
<u>70</u>		<u>12456.5</u>	<u>16653.5</u>	<u>22276.5</u>
<u>71</u>		<u>12457</u>	<u>16654</u>	<u>22277</u>
<u>72</u>		<u>12457.5</u>	<u>16654.5</u>	<u>22277.5</u>
<u>73</u>		<u>12458</u>	<u>16655</u>	<u>22278</u>
<u>74</u>		<u>12458.5</u>	<u>16655.5</u>	<u>22278.5</u>
<u>75</u>		<u>12459</u>	<u>16656</u>	<u>22279</u>
<u>76</u>		<u>12459.5</u>	<u>16656.5</u>	
<u>77</u>		<u>12460</u>	<u>16657</u>	
<u>78</u>		<u>12460.5</u>	<u>16657.5</u>	
<u>79</u>		<u>12461</u>	<u>16658</u>	
<u>80</u>		<u>12461.5</u>	<u>16658.5</u>	
<u>81</u>		<u>12462</u>	<u>16659</u>	
<u>82</u>		<u>12462.5</u>	<u>16659.5</u>	
<u>83</u>		<u>12463</u>	<u>16660</u>	
<u>84</u>		<u>12463.5</u>	<u>16660.5</u>	

<u>85</u>	<u>12464</u>	<u>16661</u>
<u>86</u>	<u>12464.5</u>	<u>16661.5</u>
<u>87</u>	<u>12465</u>	<u>16662</u>
<u>88</u>	<u>12465.5</u>	<u>16662.5</u>
<u>89</u>	<u>12466</u>	<u>16663</u>
<u>90</u>	<u>12466.5</u>	<u>16663.5</u>
<u>91</u>	<u>12467</u>	<u>16664</u>
<u>92</u>	<u>12467.5</u>	<u>16664.5</u>
<u>93</u>	<u>12468</u>	<u>16665</u>
<u>94</u>	<u>12468.5</u>	<u>16665.5</u>
<u>95</u>	<u>12469</u>	<u>16666</u>
<u>96</u>	<u>12469.5</u>	<u>16666.5</u>
<u>97</u>	<u>12470</u>	<u>16667</u>
<u>98</u>	<u>12470.5</u>	<u>16667.5</u>
<u>99</u>	<u>12471</u>	<u>16668</u>
<u>100</u>	<u>12471.5</u>	<u>16668.5</u>
<u>101</u>	<u>12472</u>	<u>16669</u>
<u>102</u>	<u>12472.5</u>	<u>16669.5</u>
<u>103</u>	<u>12473</u>	<u>16670</u>
<u>104</u>	<u>12473.5</u>	<u>16670.5</u>
<u>105</u>	<u>12474</u>	<u>16671</u>
<u>106</u>	<u>12474.5</u>	<u>16671.5</u>
<u>107</u>	<u>12475</u>	<u>16672</u>
<u>108</u>	<u>12475.5</u>	<u>16672.5</u>
<u>109</u>	<u>12476</u>	<u>16673</u>
<u>110</u>	<u>12476.5</u>	<u>16673.5</u>
<u>111</u>		<u>16674</u>
<u>112</u>		<u>16674.5</u>
<u>113</u>		<u>16675</u>
<u>114</u>		<u>16675.5</u>
<u>115</u>		<u>16676</u>
<u>116</u>		<u>16676.5</u>
<u>117</u>		<u>16677</u>
<u>118</u>		<u>16677.5</u>
<u>119</u>		<u>16678</u>
<u>120</u>		<u>16678.5</u>
<u>121</u>		<u>16679</u>
<u>122</u>		<u>16679.5</u>
<u>123</u>		<u>16680</u>

<u>124</u>					<u>16680.5</u>		
<u>125</u>					<u>16681</u>		
<u>126</u>					<u>16681.5</u>		
<u>127</u>					<u>16682</u>		
<u>128</u>					<u>16682.5</u>		
<u>129</u>					<u>16683</u>		

シンセサイザー方式の送信機を有する船舶局によるこの周波数の使用は、同周波数より 100Hz 及び 200Hz 高い周波数並びに 100Hz 及び 200Hz 低い周波数を含むものとする。

3 船舶局（広帯域電信、ファクシミリ、特別の伝送方式）の周波数表（平成 28 年 12 月 31 日までに限る。）

4MHz 帯	6MHz 帯	8MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	18/19MHz 帯	22MHz 帯	25/26MHz 帯
<u>4154</u>	<u>6235</u>	<u>8302</u>	<u>12370</u>	<u>16551</u>	<u>18848</u>	<u>22182</u>	<u>25123</u>
<u>4158</u>	<u>6239</u>	<u>8306</u>	<u>12374</u>	<u>16555</u>	<u>18852</u>	<u>22186</u>	<u>25127</u>
<u>4162</u>	<u>6243</u>	<u>8310</u>	<u>12378</u>	<u>16559</u>	<u>18856</u>	<u>22190</u>	<u>25131</u>
<u>4166</u>	<u>6247</u>	<u>8314</u>	<u>12382</u>	<u>16563</u>	<u>18860</u>	<u>22194</u>	<u>25135</u>
<u>4170</u>	<u>6251</u>	<u>8318</u>	<u>12386</u>	<u>16567</u>	<u>18864</u>	<u>22198</u>	<u>25139</u>
	<u>6255</u>	<u>8322</u>	<u>12390</u>	<u>16571</u>	<u>18868</u>	<u>22202</u>	<u>25143</u>
	<u>6259</u>	<u>8326</u>	<u>12394</u>	<u>16575</u>		<u>22206</u>	<u>25147</u>
		<u>8330</u>	<u>12398</u>	<u>16579</u>		<u>22210</u>	<u>25151</u>
		<u>8334</u>	<u>12402</u>	<u>16583</u>		<u>22214</u>	<u>25155</u>
		<u>8338</u>	<u>12406</u>	<u>16587</u>		<u>22218</u>	<u>25159</u>
			<u>12410</u>	<u>16591</u>		<u>22222</u>	
			<u>12414</u>	<u>16595</u>		<u>22226</u>	
			<u>12418</u>	<u>16599</u>		<u>22230</u>	
				<u>16603</u>		<u>22234</u>	
				<u>16607</u>		<u>22238</u>	
				<u>16611</u>			
				<u>16615</u>			

4 船舶局（海洋学データ伝送）の周波数表

4MHz 帯	6MHz 帯	8MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	22MHz 帯
4063.3	6261.3	8340.3	12420.3	16617.3	22240.3
4063.6	6261.6	8340.6	12420.6	16617.6	22240.6
4063.9	6261.9	8340.9	12420.9	16617.9	22240.9
4064.2	6262.2	8341.2	12421.2	16618.2	22241.2
4064.5	6262.5	8341.5	12421.5	16618.5	22241.5
4064.8					

1 船舶局（海洋学データ伝送）の周波数表

4MHz 帯	6MHz 帯	8MHz 帯	12MHz 帯	16MHz 帯	22MHz 帯
4063.3	6261.3	8340.3	12420.3	16617.3	22240.3
4063.6	6261.6	8340.6	12420.6	16617.6	22240.6
4063.9	6261.9	8340.9	12420.9	16617.9	22240.9
4064.2	6262.2	8341.2	12421.2	16618.2	22241.2
4064.5	6262.5	8341.5	12421.5	16618.5	22241.5
4064.8					

2 海岸局の2周波数運用（FSK の場合は 100 ボーを、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷  
電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

チャンネル番 号	4 MHz帯		6 MHz 帯		8 MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263	8376.5*	8376.5*
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381
11	4177.5*	4177.5*	6268*	6268*	8421.5	8381.5
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5
14			6320.5	6269.5	8423	8383
15					8423.5	8383.5

5 海岸局の2周波数運用（FSK の場合は 100 ボーを、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷  
電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

(1) 平成 28 年 12 月 31 日までの周波数表

チャンネル番 号	4 MHz帯 <sup>1</sup>		6 MHz 帯 <sup>3</sup>		8 MHz 帯 <sup>4</sup>	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263	8376.5 <sup>2</sup>	8376.5 <sup>2</sup>
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381
11	4177.5 <sup>2</sup>	4177.5 <sup>2</sup>	6268 <sup>2</sup>	6268 <sup>2</sup>	8421.5	8381.5
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5
14	4216.5	4179	6320.5	6269.5	8423	8383
15	4217	4179.5	6321	6270	8423.5	8383.5
16	4217.5	4180	6321.5	6270.5	8424	8384
17	4218	4180.5	6322	6271	8424.5	8384.5
18	4218.5	4181	6322.5	6271.5	8425	8385
19	4219	4181.5	6323	6272	8425.5	8385.5
20			6323.5	6272.5	8426	8386
21			6324	6273	8426.5	8386.5
22			6324.5	6273.5	8427	8387
23			6325	6274	8427.5	8387.5
24			6325.5	6274.5	8428	8388
25			6326	6275	8428.5	8388.5
26			6326.5	6275.5	8429	8389
27			6327	6281	8429.5	8389.5
28			6327.5	6281.5	8430	8390
29			6328	6282	8430.5	8390.5
30			6328.5	6282.5	8431	8391
31			6329	6283	8431.5	8391.5
32			6329.5	6283.5	8432	8392
33			6330	6284	8432.5	8392.5
34			6330.5	6284.5	8433	8393

--	--	--	--	--	--	--

<u>35</u>					<u>8433.5</u>	<u>8393.5</u>
<u>36</u>					<u>8434</u>	<u>8394</u>
<u>37</u>					<u>8434.5</u>	<u>8394.5</u>
<u>38</u>					<u>8435</u>	<u>8395</u>
<u>39</u>					<u>8435.5</u>	<u>8395.5</u>
<u>40</u>					<u>8436</u>	<u>8396</u>

チャンネル番 号	12MHz 帯		16MHz 帯		18/19MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
<u>1</u>	<u>12579.5</u>	<u>12477</u>	<u>16807</u>	<u>16683.5</u>		
<u>2</u>	<u>12580</u>	<u>12477.5</u>	<u>16807.5</u>	<u>16684</u>		
<u>3</u>	<u>12580.5</u>	<u>12478</u>	<u>16808</u>	<u>16684.5</u>		
<u>4</u>	<u>12581</u>	<u>12478.5</u>	<u>16808.5</u>	<u>16685</u>		
<u>5</u>	<u>12581.5</u>	<u>12479</u>	<u>16809</u>	<u>16685.5</u>		
<u>6</u>	<u>12582</u>	<u>12479.5</u>	<u>16809.5</u>	<u>16686</u>		
<u>7</u>	<u>12582.5</u>	<u>12480</u>	<u>16810</u>	<u>16686.5</u>	<u>19684</u>	<u>18873.5</u>
<u>8</u>	<u>12583</u>	<u>12480.5</u>	<u>16810.5</u>	<u>16687</u>	<u>19684.5</u>	<u>18874</u>
<u>9</u>	<u>12583.5</u>	<u>12481</u>	<u>16811</u>	<u>16687.5</u>	<u>19685</u>	<u>18874.5</u>
<u>10</u>	<u>12584</u>	<u>12481.5</u>	<u>16811.5</u>	<u>16688</u>	<u>19685.5</u>	<u>18875</u>
<u>11</u>	<u>12584.5</u>	<u>12482</u>	<u>16812</u>	<u>16688.5</u>	<u>19686</u>	<u>18875.5</u>
<u>12</u>	<u>12585</u>	<u>12482.5</u>	<u>16812.5</u>	<u>16689</u>	<u>19686.5</u>	<u>18876</u>
<u>13</u>	<u>12585.5</u>	<u>12483</u>	<u>16813</u>	<u>16689.5</u>	<u>19687</u>	<u>18876.5</u>
<u>14</u>	<u>12586</u>	<u>12483.5</u>	<u>16813.5</u>	<u>16690</u>	<u>19687.5</u>	<u>18877</u>
<u>15</u>	<u>12586.5</u>	<u>12484</u>	<u>16814</u>	<u>16690.5</u>	<u>19688</u>	<u>18877.5</u>
<u>16</u>	<u>12587</u>	<u>12484.5</u>	<u>16814.5</u>	<u>16691</u>	<u>19688.5</u>	<u>18878</u>
<u>17</u>	<u>12587.5</u>	<u>12485</u>	<u>16815</u>	<u>16691.5</u>	<u>19689</u>	<u>18878.5</u>
<u>18</u>	<u>12588</u>	<u>12485.5</u>	<u>16815.5</u>	<u>16692</u>	<u>19689.5</u>	<u>18879</u>
<u>19</u>	<u>12588.5</u>	<u>12486</u>	<u>16816</u>	<u>16692.5</u>	<u>19690</u>	<u>18879.5</u>
<u>20</u>	<u>12589</u>	<u>12486.5</u>	<u>16816.5</u>	<u>16693</u>	<u>19690.5</u>	<u>18880</u>
<u>21</u>	<u>12589.5</u>	<u>12487</u>	<u>16817</u>	<u>16693.5</u>		
<u>22</u>	<u>12590</u>	<u>12487.5</u>	<u>16817.5</u>	<u>16694</u>		
<u>23</u>	<u>12590.5</u>	<u>12488</u>	<u>16818</u>	<u>16694.5</u>		
<u>24</u>	<u>12591</u>	<u>12488.5</u>	<u>16695*</u>	<u>16695*</u>		
<u>25</u>	<u>12591.5</u>	<u>12489</u>	<u>16818.5</u>	<u>16695.5</u>		
<u>26</u>	<u>12592</u>	<u>12489.5</u>	<u>16819</u>	<u>16696</u>		
<u>27</u>	<u>12592.5</u>	<u>12490</u>	<u>16819.5</u>	<u>16696.5</u>		
<u>28</u>	<u>12593</u>	<u>12490.5</u>	<u>16820</u>	<u>16697</u>		
<u>29</u>	<u>12593.5</u>	<u>12491</u>	<u>16820.5</u>	<u>16697.5</u>		
<u>30</u>	<u>12594</u>	<u>12491.5</u>	<u>16821</u>	<u>16698</u>		

チャンネル番 号	12MHz 帯 <sup>5</sup>		16MHz 帯 <sup>6</sup>		18/19MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
<u>1</u>	<u>12579.5</u>	<u>12477</u>	<u>16807</u>	<u>16683.5</u>	<u>19681</u>	<u>18870.5</u>
<u>2</u>	<u>12580</u>	<u>12477.5</u>	<u>16807.5</u>	<u>16684</u>	<u>19681.5</u>	<u>18871</u>
<u>3</u>	<u>12580.5</u>	<u>12478</u>	<u>16808</u>	<u>16684.5</u>	<u>19682</u>	<u>18871.5</u>
<u>4</u>	<u>12581</u>	<u>12478.5</u>	<u>16808.5</u>	<u>16685</u>	<u>19682.5</u>	<u>18872</u>
<u>5</u>	<u>12581.5</u>	<u>12479</u>	<u>16809</u>	<u>16685.5</u>	<u>19683</u>	<u>18872.5</u>
<u>6</u>	<u>12582</u>	<u>12479.5</u>	<u>16809.5</u>	<u>16686</u>	<u>19683.5</u>	<u>18873</u>
<u>7</u>	<u>12582.5</u>	<u>12480</u>	<u>16810</u>	<u>16686.5</u>	<u>19684</u>	<u>18873.5</u>
<u>8</u>	<u>12583</u>	<u>12480.5</u>	<u>16810.5</u>	<u>16687</u>	<u>19684.5</u>	<u>18874</u>
<u>9</u>	<u>12583.5</u>	<u>12481</u>	<u>16811</u>	<u>16687.5</u>	<u>19685</u>	<u>18874.5</u>
<u>10</u>	<u>12584</u>	<u>12481.5</u>	<u>16811.5</u>	<u>16688</u>	<u>19685.5</u>	<u>18875</u>
<u>11</u>	<u>12584.5</u>	<u>12482</u>	<u>16812</u>	<u>16688.5</u>	<u>19686</u>	<u>18875.5</u>
<u>12</u>	<u>12585</u>	<u>12482.5</u>	<u>16812.5</u>	<u>16689</u>	<u>19686.5</u>	<u>18876</u>
<u>13</u>	<u>12585.5</u>	<u>12483</u>	<u>16813</u>	<u>16689.5</u>	<u>19687</u>	<u>18876.5</u>
<u>14</u>	<u>12586</u>	<u>12483.5</u>	<u>16813.5</u>	<u>16690</u>	<u>19687.5</u>	<u>18877</u>
<u>15</u>	<u>12586.5</u>	<u>12484</u>	<u>16814</u>	<u>16690.5</u>	<u>19688</u>	<u>18877.5</u>
<u>16</u>	<u>12587</u>	<u>12484.5</u>	<u>16814.5</u>	<u>16691</u>	<u>19688.5</u>	<u>18878</u>
<u>17</u>	<u>12587.5</u>	<u>12485</u>	<u>16815</u>	<u>16691.5</u>	<u>19689</u>	<u>18878.5</u>
<u>18</u>	<u>12588</u>	<u>12485.5</u>	<u>16815.5</u>	<u>16692</u>	<u>19689.5</u>	<u>18879</u>
<u>19</u>	<u>12588.5</u>	<u>12486</u>	<u>16816</u>	<u>16692.5</u>	<u>19690</u>	<u>18879.5</u>
<u>20</u>	<u>12589</u>	<u>12486.5</u>	<u>16816.5</u>	<u>16693</u>	<u>19690.5</u>	<u>18880</u>
<u>21</u>	<u>12589.5</u>	<u>12487</u>	<u>16817</u>	<u>16693.5</u>	<u>19691</u>	<u>18880.5</u>
<u>22</u>	<u>12590</u>	<u>12487.5</u>	<u>16817.5</u>	<u>16694</u>	<u>19691.5</u>	<u>18881</u>
<u>23</u>	<u>12590.5</u>	<u>12488</u>	<u>16818</u>	<u>16694.5</u>	<u>19692</u>	<u>18881.5</u>
<u>24</u>	<u>12591</u>	<u>12488.5</u>	<u>16695<sup>2</sup></u>	<u>16695<sup>2</sup></u>	<u>19692.5</u>	<u>18882</u>
<u>25</u>	<u>12591.5</u>	<u>12489</u>	<u>16818.5</u>	<u>16695.5</u>	<u>19693</u>	<u>18882.5</u>
<u>26</u>	<u>12592</u>	<u>12489.5</u>	<u>16819</u>	<u>16696</u>	<u>19693.5</u>	<u>18883</u>
<u>27</u>	<u>12592.5</u>	<u>12490</u>	<u>16819.5</u>	<u>16696.5</u>	<u>19694</u>	<u>18883.5</u>
<u>28</u>	<u>12593</u>	<u>12490.5</u>	<u>16820</u>	<u>16697</u>	<u>19694.5</u>	<u>18884</u>
<u>29</u>	<u>12593.5</u>	<u>12491</u>	<u>16820.5</u>	<u>16697.5</u>	<u>19695</u>	<u>18884.5</u>
<u>30</u>	<u>12594</u>	<u>12491.5</u>	<u>16821</u>	<u>16698</u>	<u>19695.5</u>	<u>18885</u>

31	<u>12594.5</u>	<u>12492</u>	<u>16821.5</u>	<u>16698.5</u>
32	<u>12595</u>	<u>12492.5</u>		
33	<u>12595.5</u>	<u>12493</u>		
34	<u>12596</u>	<u>12493.5</u>		
35	<u>12596.5</u>	<u>12494</u>		
36	<u>12597</u>	<u>12494.5</u>		
37	<u>12597.5</u>	<u>12495</u>		
38	<u>12598</u>	<u>12495.5</u>		
39	<u>12598.5</u>	<u>12496</u>		
40	<u>12599</u>	<u>12496.5</u>		
41	<u>12599.5</u>	<u>12497</u>		
42	<u>12600</u>	<u>12497.5</u>		
43	<u>12600.5</u>	<u>12498</u>		
44	<u>12601</u>	<u>12498.5</u>		
45	<u>12601.5</u>	<u>12499</u>		
46	<u>12602</u>	<u>12499.5</u>		
47	<u>12602.5</u>	<u>12500</u>		
48	<u>12603</u>	<u>12500.5</u>		
49	<u>12603.5</u>	<u>12501</u>		
50	<u>12604</u>	<u>12501.5</u>		
51	<u>12604.5</u>	<u>12502</u>		
52	<u>12605</u>	<u>12502.5</u>		
53	<u>12605.5</u>	<u>12503</u>		
54	<u>12606</u>	<u>12503.5</u>		
55	<u>12606.5</u>	<u>12504</u>		
56	<u>12607</u>	<u>12504.5</u>		
57	<u>12607.5</u>	<u>12505</u>		
58	<u>12608</u>	<u>12505.5</u>		
59	<u>12608.5</u>	<u>12506</u>		
60	<u>12609</u>	<u>12506.5</u>		
61	<u>12609.5</u>	<u>12507</u>		
62	<u>12610</u>	<u>12507.5</u>		
63	<u>12610.5</u>	<u>12508</u>		
64	<u>12611</u>	<u>12508.5</u>		
65	<u>12611.5</u>	<u>12509</u>		
66	<u>12612</u>	<u>12509.5</u>		
67	<u>12612.5</u>	<u>12510</u>		
68	<u>12613</u>	<u>12510.5</u>		
69	<u>12613.5</u>	<u>12511</u>		

31	<u>12594.5</u>	<u>12492</u>	<u>16821.5</u>	<u>16698.5</u>	<u>19696</u>	<u>18885.5</u>
32	<u>12595</u>	<u>12492.5</u>	<u>16822</u>	<u>16699</u>	<u>19696.5</u>	<u>18886</u>
33	<u>12595.5</u>	<u>12493</u>	<u>16822.5</u>	<u>16699.5</u>	<u>19697</u>	<u>18886.5</u>
34	<u>12596</u>	<u>12493.5</u>	<u>16823</u>	<u>16700</u>	<u>19697.5</u>	<u>18887</u>
35	<u>12596.5</u>	<u>12494</u>	<u>16823.5</u>	<u>16700.5</u>	<u>19698</u>	<u>18887.5</u>
36	<u>12597</u>	<u>12494.5</u>	<u>16824</u>	<u>16701</u>	<u>19698.5</u>	<u>18888</u>
37	<u>12597.5</u>	<u>12495</u>	<u>16824.5</u>	<u>16701.5</u>	<u>19699</u>	<u>18888.5</u>
38	<u>12598</u>	<u>12495.5</u>	<u>16825</u>	<u>16702</u>	<u>19699.5</u>	<u>18889</u>
39	<u>12598.5</u>	<u>12496</u>	<u>16825.5</u>	<u>16702.5</u>	<u>19700</u>	<u>18889.5</u>
40	<u>12599</u>	<u>12496.5</u>	<u>16826</u>	<u>16703</u>	<u>19700.5</u>	<u>18890</u>
41	<u>12599.5</u>	<u>12497</u>	<u>16826.5</u>	<u>16703.5</u>	<u>19701</u>	<u>18890.5</u>
42	<u>12600</u>	<u>12497.5</u>	<u>16827</u>	<u>16704</u>	<u>19701.5</u>	<u>18891</u>
43	<u>12600.5</u>	<u>12498</u>	<u>16827.5</u>	<u>16704.5</u>	<u>19702</u>	<u>18891.5</u>
44	<u>12601</u>	<u>12498.5</u>	<u>16828</u>	<u>16705</u>	<u>19702.5</u>	<u>18892</u>
45	<u>12601.5</u>	<u>12499</u>	<u>16828.5</u>	<u>16705.5</u>	<u>19703</u>	<u>18892.5</u>
46	<u>12602</u>	<u>12499.5</u>	<u>16829</u>	<u>16706</u>		
47	<u>12602.5</u>	<u>12500</u>	<u>16829.5</u>	<u>16706.5</u>		
48	<u>12603</u>	<u>12500.5</u>	<u>16830</u>	<u>16707</u>		
49	<u>12603.5</u>	<u>12501</u>	<u>16830.5</u>	<u>16707.5</u>		
50	<u>12604</u>	<u>12501.5</u>	<u>16831</u>	<u>16708</u>		
51	<u>12604.5</u>	<u>12502</u>	<u>16831.5</u>	<u>16708.5</u>		
52	<u>12605</u>	<u>12502.5</u>	<u>16832</u>	<u>16709</u>		
53	<u>12605.5</u>	<u>12503</u>	<u>16832.5</u>	<u>16709.5</u>		
54	<u>12606</u>	<u>12503.5</u>	<u>16833</u>	<u>16710</u>		
55	<u>12606.5</u>	<u>12504</u>	<u>16833.5</u>	<u>16710.5</u>		
56	<u>12607</u>	<u>12504.5</u>	<u>16834</u>	<u>16711</u>		
57	<u>12607.5</u>	<u>12505</u>	<u>16834.5</u>	<u>16711.5</u>		
58	<u>12608</u>	<u>12505.5</u>	<u>16835</u>	<u>16712</u>		
59	<u>12608.5</u>	<u>12506</u>	<u>16835.5</u>	<u>16712.5</u>		
60	<u>12609</u>	<u>12506.5</u>	<u>16836</u>	<u>16713</u>		
61	<u>12609.5</u>	<u>12507</u>	<u>16836.5</u>	<u>16713.5</u>		
62	<u>12610</u>	<u>12507.5</u>	<u>16837</u>	<u>16714</u>		
63	<u>12610.5</u>	<u>12508</u>	<u>16837.5</u>	<u>16714.5</u>		
64	<u>12611</u>	<u>12508.5</u>	<u>16838</u>	<u>16715</u>		
65	<u>12611.5</u>	<u>12509</u>	<u>16838.5</u>	<u>16715.5</u>		
66	<u>12612</u>	<u>12509.5</u>	<u>16839</u>	<u>16716</u>		
67	<u>12612.5</u>	<u>12510</u>	<u>16839.5</u>	<u>16716.5</u>		
68	<u>12613</u>	<u>12510.5</u>	<u>16840</u>	<u>16717</u>		
69	<u>12613.5</u>	<u>12511</u>	<u>16840.5</u>	<u>16717.5</u>		

<u>70</u>	<u>12614</u>	<u>12511.5</u>
<u>71</u>	<u>12614.5</u>	<u>12512</u>
<u>72</u>	<u>12615</u>	<u>12512.5</u>
<u>73</u>	<u>12615.5</u>	<u>12513</u>
<u>74</u>	<u>12616</u>	<u>12513.5</u>
<u>75</u>	<u>12616.5</u>	<u>12514</u>
<u>76</u>	<u>12617</u>	<u>12514.5</u>
<u>77</u>	<u>12617.5</u>	<u>12515</u>
<u>78</u>	<u>12618</u>	<u>12515.5</u>
<u>79</u>	<u>12618.5</u>	<u>12516</u>
<u>80</u>	<u>12619</u>	<u>12516.5</u>
<u>81</u>	<u>12619.5</u>	<u>12517</u>
<u>82</u>	<u>12620</u>	<u>12517.5</u>
<u>83</u>	<u>12620.5</u>	<u>12518</u>
<u>84</u>	<u>12621</u>	<u>12518.5</u>
<u>85</u>	<u>12621.5</u>	<u>12519</u>
<u>86</u>	<u>12622</u>	<u>12519.5</u>
<u>87</u>	<u>12520*</u>	<u>12520*</u>
<u>88</u>	<u>12622.5</u>	<u>12520.5</u>
<u>89</u>	<u>12623</u>	<u>12521</u>
<u>90</u>	<u>12623.5</u>	<u>12521.5</u>
<u>91</u>	<u>12624</u>	<u>12522</u>
<u>92</u>	<u>12624.5</u>	<u>12522.5</u>

<u>70</u>	<u>12614</u>	<u>12511.5</u>	<u>16841</u>	<u>16718</u>
<u>71</u>	<u>12614.5</u>	<u>12512</u>	<u>16841.5</u>	<u>16718.5</u>
<u>72</u>	<u>12615</u>	<u>12512.5</u>	<u>16842</u>	<u>16719</u>
<u>73</u>	<u>12615.5</u>	<u>12513</u>	<u>16842.5</u>	<u>16719.5</u>
<u>74</u>	<u>12616</u>	<u>12513.5</u>	<u>16843</u>	<u>16720</u>
<u>75</u>	<u>12616.5</u>	<u>12514</u>	<u>16843.5</u>	<u>16720.5</u>
<u>76</u>	<u>12617</u>	<u>12514.5</u>	<u>16844</u>	<u>16721</u>
<u>77</u>	<u>12617.5</u>	<u>12515</u>	<u>16844.5</u>	<u>16721.5</u>
<u>78</u>	<u>12618</u>	<u>12515.5</u>	<u>16845</u>	<u>16722</u>
<u>79</u>	<u>12618.5</u>	<u>12516</u>	<u>16845.5</u>	<u>16722.5</u>
<u>80</u>	<u>12619</u>	<u>12516.5</u>	<u>16846</u>	<u>16723</u>
<u>81</u>	<u>12619.5</u>	<u>12517</u>	<u>16846.5</u>	<u>16723.5</u>
<u>82</u>	<u>12620</u>	<u>12517.5</u>	<u>16847</u>	<u>16724</u>
<u>83</u>	<u>12620.5</u>	<u>12518</u>	<u>16847.5</u>	<u>16724.5</u>
<u>84</u>	<u>12621</u>	<u>12518.5</u>	<u>16848</u>	<u>16725</u>
<u>85</u>	<u>12621.5</u>	<u>12519</u>	<u>16848.5</u>	<u>16725.5</u>
<u>86</u>	<u>12622</u>	<u>12519.5</u>	<u>16849</u>	<u>16726</u>
<u>87</u>	<u>12520<sup>2</sup></u>	<u>12520<sup>2</sup></u>	<u>16849.5</u>	<u>16726.5</u>
<u>88</u>	<u>12622.5</u>	<u>12520.5</u>	<u>16850</u>	<u>16727</u>
<u>89</u>	<u>12623</u>	<u>12521</u>	<u>16850.5</u>	<u>16727.5</u>
<u>90</u>	<u>12623.5</u>	<u>12521.5</u>	<u>16851</u>	<u>16728</u>
<u>91</u>	<u>12624</u>	<u>12522</u>	<u>16851.5</u>	<u>16728.5</u>
<u>92</u>	<u>12624.5</u>	<u>12522.5</u>	<u>16852</u>	<u>16729</u>
<u>93</u>	<u>12625</u>	<u>12523</u>	<u>16852.5</u>	<u>16729.5</u>
<u>94</u>	<u>12625.5</u>	<u>12523.5</u>	<u>16853</u>	<u>16730</u>
<u>95</u>	<u>12626</u>	<u>12524</u>	<u>16853.5</u>	<u>16730.5</u>
<u>96</u>	<u>12626.5</u>	<u>12524.5</u>	<u>16854</u>	<u>16731</u>
<u>97</u>	<u>12627</u>	<u>12525</u>	<u>16854.5</u>	<u>16731.5</u>
<u>98</u>	<u>12627.5</u>	<u>12525.5</u>	<u>16855</u>	<u>16732</u>
<u>99</u>	<u>12628</u>	<u>12526</u>	<u>16855.5</u>	<u>16732.5</u>
<u>100</u>	<u>12628.5</u>	<u>12526.5</u>	<u>16856</u>	<u>16733</u>
<u>101</u>	<u>12629</u>	<u>12527</u>	<u>16856.5</u>	<u>16733.5</u>
<u>102</u>	<u>12629.5</u>	<u>12527.5</u>	<u>16857</u>	<u>16739</u>
<u>103</u>	<u>12630</u>	<u>12528</u>	<u>16857.5</u>	<u>16739.5</u>
<u>104</u>	<u>12630.5</u>	<u>12528.5</u>	<u>16858</u>	<u>16740</u>
<u>105</u>	<u>12631</u>	<u>12529</u>	<u>16858.5</u>	<u>16740.5</u>
<u>106</u>	<u>12631.5</u>	<u>12529.5</u>	<u>16859</u>	<u>16741</u>
<u>107</u>	<u>12632</u>	<u>12530</u>	<u>16859.5</u>	<u>16741.5</u>
<u>108</u>	<u>12632.5</u>	<u>12530.5</u>	<u>16860</u>	<u>16742</u>

<u>109</u>	<u>12633</u>	<u>12531</u>	<u>16860.5</u>	<u>16742.5</u>
<u>110</u>	<u>12633.5</u>	<u>12531.5</u>	<u>16861</u>	<u>16743</u>
<u>111</u>	<u>12634</u>	<u>12532</u>	<u>16861.5</u>	<u>16743.5</u>
<u>112</u>	<u>12634.5</u>	<u>12532.5</u>	<u>16862</u>	<u>16744</u>
<u>113</u>	<u>12635</u>	<u>12533</u>	<u>16862.5</u>	<u>16744.5</u>
<u>114</u>	<u>12635.5</u>	<u>12533.5</u>	<u>16863</u>	<u>16745</u>
<u>115</u>	<u>12636</u>	<u>12534</u>	<u>16863.5</u>	<u>16745.5</u>
<u>116</u>	<u>12636.5</u>	<u>12534.5</u>	<u>16864</u>	<u>16746</u>
<u>117</u>	<u>12637</u>	<u>12535</u>	<u>16864.5</u>	<u>16746.5</u>
<u>118</u>	<u>12637.5</u>	<u>12535.5</u>	<u>16865</u>	<u>16747</u>
<u>119</u>	<u>12638</u>	<u>12536</u>	<u>16865.5</u>	<u>16747.5</u>
<u>120</u>	<u>12638.5</u>	<u>12536.5</u>	<u>16866</u>	<u>16748</u>
<u>121</u>	<u>12639</u>	<u>12537</u>	<u>16866.5</u>	<u>16748.5</u>
<u>122</u>	<u>12639.5</u>	<u>12537.5</u>	<u>16867</u>	<u>16749</u>
<u>123</u>	<u>12640</u>	<u>12538</u>	<u>16867.5</u>	<u>16749.5</u>
<u>124</u>	<u>12640.5</u>	<u>12538.5</u>	<u>16868</u>	<u>16750</u>
<u>125</u>	<u>12641</u>	<u>12539</u>	<u>16868.5</u>	<u>16750.5</u>
<u>126</u>	<u>12641.5</u>	<u>12539.5</u>	<u>16869</u>	<u>16751</u>
<u>127</u>	<u>12642</u>	<u>12540</u>	<u>16869.5</u>	<u>16751.5</u>
<u>128</u>	<u>12642.5</u>	<u>12540.5</u>	<u>16870</u>	<u>16752</u>
<u>129</u>	<u>12643</u>	<u>12541</u>	<u>16870.5</u>	<u>16752.5</u>
<u>130</u>	<u>12643.5</u>	<u>12541.5</u>	<u>16871</u>	<u>16753</u>
<u>131</u>	<u>12644</u>	<u>12542</u>	<u>16871.5</u>	<u>16753.5</u>
<u>132</u>	<u>12644.5</u>	<u>12542.5</u>	<u>16872</u>	<u>16754</u>
<u>133</u>	<u>12645</u>	<u>12543</u>	<u>16872.5</u>	<u>16754.5</u>
<u>134</u>	<u>12645.5</u>	<u>12543.5</u>	<u>16873</u>	<u>16755</u>
<u>135</u>	<u>12646</u>	<u>12544</u>	<u>16873.5</u>	<u>16755.5</u>
<u>136</u>	<u>12646.5</u>	<u>12544.5</u>	<u>16874</u>	<u>16756</u>
<u>137</u>	<u>12647</u>	<u>12545</u>	<u>16874.5</u>	<u>16756.5</u>
<u>138</u>	<u>12647.5</u>	<u>12545.5</u>	<u>16875</u>	<u>16757</u>
<u>139</u>	<u>12648</u>	<u>12546</u>	<u>16875.5</u>	<u>16757.5</u>
<u>140</u>	<u>12648.5</u>	<u>12546.5</u>	<u>16876</u>	<u>16758</u>
<u>141</u>	<u>12649</u>	<u>12547</u>	<u>16876.5</u>	<u>16758.5</u>
<u>142</u>	<u>12649.5</u>	<u>12547.5</u>	<u>16877</u>	<u>16759</u>
<u>143</u>	<u>12650</u>	<u>12548</u>	<u>16877.5</u>	<u>16759.5</u>
<u>144</u>	<u>12650.5</u>	<u>12548.5</u>	<u>16878</u>	<u>16760</u>
<u>145</u>	<u>12651</u>	<u>12549</u>	<u>16878.5</u>	<u>16760.5</u>
<u>146</u>	<u>12651.5</u>	<u>12549.5</u>	<u>16879</u>	<u>16761</u>
<u>147</u>	<u>12652</u>	<u>12555</u>	<u>16879.5</u>	<u>16761.5</u>

<u>148</u>	<u>12652.5</u>	<u>12555.5</u>	<u>16880</u>	<u>16762</u>
<u>149</u>	<u>12653</u>	<u>12556</u>	<u>16880.5</u>	<u>16762.5</u>
<u>150</u>	<u>12653.5</u>	<u>12556.5</u>	<u>16881</u>	<u>16763</u>
<u>151</u>	<u>12654</u>	<u>12557</u>	<u>16881.5</u>	<u>16763.5</u>
<u>152</u>	<u>12654.5</u>	<u>12557.5</u>	<u>16882</u>	<u>16764</u>
<u>153</u>	<u>12655</u>	<u>12558</u>	<u>16882.5</u>	<u>16764.5</u>
<u>154</u>	<u>12655.5</u>	<u>12558.5</u>	<u>16883</u>	<u>16765</u>
<u>155</u>	<u>12656</u>	<u>12559</u>	<u>16883.5</u>	<u>16765.5</u>
<u>156</u>	<u>12656.5</u>	<u>12559.5</u>	<u>16884</u>	<u>16766</u>
<u>157</u>			<u>16884.5</u>	<u>16766.5</u>
<u>158</u>			<u>16885</u>	<u>16767</u>
<u>159</u>			<u>16885.5</u>	<u>16767.5</u>
<u>160</u>			<u>16886</u>	<u>16768</u>
<u>161</u>			<u>16886.5</u>	<u>16768.5</u>
<u>162</u>			<u>16887</u>	<u>16769</u>
<u>163</u>			<u>16887.5</u>	<u>16769.5</u>
<u>164</u>			<u>16888</u>	<u>16770</u>
<u>165</u>			<u>16888.5</u>	<u>16770.5</u>
<u>166</u>			<u>16889</u>	<u>16771</u>
<u>167</u>			<u>16889.5</u>	<u>16771.5</u>
<u>168</u>			<u>16890</u>	<u>16772</u>
<u>169</u>			<u>16890.5</u>	<u>16772.5</u>
<u>170</u>			<u>16891</u>	<u>16773</u>
<u>171</u>			<u>16891.5</u>	<u>16773.5</u>
<u>172</u>			<u>16892</u>	<u>16774</u>
<u>173</u>			<u>16892.5</u>	<u>16774.5</u>
<u>174</u>			<u>16893</u>	<u>16775</u>
<u>175</u>			<u>16893.5</u>	<u>16775.5</u>
<u>176</u>			<u>16894</u>	<u>16776</u>
<u>177</u>			<u>16894.5</u>	<u>16776.5</u>
<u>178</u>			<u>16895</u>	<u>16777</u>
<u>179</u>			<u>16895.5</u>	<u>16777.5</u>
<u>180</u>			<u>16896</u>	<u>16778</u>
<u>181</u>			<u>16896.5</u>	<u>16778.5</u>
<u>182</u>			<u>16897</u>	<u>16779</u>
<u>183</u>			<u>16897.5</u>	<u>16779.5</u>
<u>184</u>			<u>16898</u>	<u>16780</u>
<u>185</u>			<u>16898.5</u>	<u>16780.5</u>
<u>186</u>			<u>16899</u>	<u>16781</u>

--	--	--	--	--	--

チャンネル番号	22MHz 帯	
	送信	受信
13	<u>22382.5</u>	<u>22290.5</u>
14	<u>22383</u>	<u>22291</u>
15	<u>22383.5</u>	<u>22291.5</u>
16	<u>22384</u>	<u>22292</u>
17	<u>22384.5</u>	<u>22292.5</u>
18	<u>22385</u>	<u>22293</u>
19	<u>22385.5</u>	<u>22293.5</u>
20	<u>22386</u>	<u>22294</u>
21	<u>22386.5</u>	<u>22294.5</u>
22	<u>22387</u>	<u>22295</u>
23	<u>22387.5</u>	<u>22295.5</u>
24	<u>22388</u>	<u>22296</u>
25	<u>22388.5</u>	<u>22296.5</u>
26	<u>22389</u>	<u>22297</u>

<u>187</u>		<u>16899.5</u>	<u>16781.5</u>
<u>188</u>		<u>16900</u>	<u>16782</u>
<u>189</u>		<u>16900.5</u>	<u>16782.5</u>
<u>190</u>		<u>16901</u>	<u>16783</u>
<u>191</u>		<u>16901.5</u>	<u>16783.5</u>
<u>192</u>		<u>16902</u>	<u>16784</u>
<u>193</u>		<u>16902.5</u>	<u>16784.5</u>

チャンネル番号	22MHz 帯 <sup>1</sup>		25/26MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信
<u>1</u>	<u>22376.5</u>	<u>22284.5</u>	<u>26101</u>	<u>25173</u>
<u>2</u>	<u>22377</u>	<u>22285</u>	<u>26101.5</u>	<u>25173.5</u>
<u>3</u>	<u>22377.5</u>	<u>22285.5</u>	<u>26102</u>	<u>25174</u>
<u>4</u>	<u>22378</u>	<u>22286</u>	<u>26102.5</u>	<u>25174.5</u>
<u>5</u>	<u>22378.5</u>	<u>22286.5</u>	<u>26103</u>	<u>25175</u>
<u>6</u>	<u>22379</u>	<u>22287</u>	<u>26103.5</u>	<u>25175.5</u>
<u>7</u>	<u>22379.5</u>	<u>22287.5</u>	<u>26104</u>	<u>25176</u>
<u>8</u>	<u>22380</u>	<u>22288</u>	<u>26104.5</u>	<u>25176.5</u>
<u>9</u>	<u>22380.5</u>	<u>22288.5</u>	<u>26105</u>	<u>25177</u>
<u>10</u>	<u>22381</u>	<u>22289</u>	<u>26105.5</u>	<u>25177.5</u>
<u>11</u>	<u>22381.5</u>	<u>22289.5</u>	<u>26106</u>	<u>25178</u>
<u>12</u>	<u>22382</u>	<u>22290</u>	<u>26106.5</u>	<u>25178.5</u>
<u>13</u>	<u>22382.5</u>	<u>22290.5</u>	<u>26107</u>	<u>25179</u>
<u>14</u>	<u>22383</u>	<u>22291</u>	<u>26107.5</u>	<u>25179.5</u>
<u>15</u>	<u>22383.5</u>	<u>22291.5</u>	<u>26108</u>	<u>25180</u>
<u>16</u>	<u>22384</u>	<u>22292</u>	<u>26108.5</u>	<u>25180.5</u>
<u>17</u>	<u>22384.5</u>	<u>22292.5</u>	<u>26109</u>	<u>25181</u>
<u>18</u>	<u>22385</u>	<u>22293</u>	<u>26109.5</u>	<u>25181.5</u>
<u>19</u>	<u>22385.5</u>	<u>22293.5</u>	<u>26110</u>	<u>25182</u>
<u>20</u>	<u>22386</u>	<u>22294</u>	<u>26110.5</u>	<u>25182.5</u>
<u>21</u>	<u>22386.5</u>	<u>22294.5</u>	<u>26111</u>	<u>25183</u>
<u>22</u>	<u>22387</u>	<u>22295</u>	<u>26111.5</u>	<u>25183.5</u>
<u>23</u>	<u>22387.5</u>	<u>22295.5</u>	<u>26112</u>	<u>25184</u>
<u>24</u>	<u>22388</u>	<u>22296</u>	<u>26112.5</u>	<u>25184.5</u>
<u>25</u>	<u>22388.5</u>	<u>22296.5</u>	<u>26113</u>	<u>25185</u>
<u>26</u>	<u>22389</u>	<u>22297</u>	<u>26113.5</u>	<u>25185.5</u>
<u>27</u>	<u>22389.5</u>	<u>22297.5</u>	<u>26114</u>	<u>25186</u>
<u>28</u>	<u>22390</u>	<u>22298</u>	<u>26114.5</u>	<u>25186.5</u>
<u>29</u>	<u>22390.5</u>	<u>22298.5</u>	<u>26115</u>	<u>25187</u>

<u>30</u>	<u>22391</u>	<u>22299</u>	<u>26115.5</u>	<u>25187.5</u>
<u>31</u>	<u>22391.5</u>	<u>22299.5</u>	<u>26116</u>	<u>25188</u>
<u>32</u>	<u>22392</u>	<u>22300</u>	<u>26116.5</u>	<u>25188.5</u>
<u>33</u>	<u>22392.5</u>	<u>22300.5</u>	<u>26117</u>	<u>25189</u>
<u>34</u>	<u>22393</u>	<u>22301</u>	<u>26117.5</u>	<u>25189.5</u>
<u>35</u>	<u>22393.5</u>	<u>22301.5</u>	<u>26118</u>	<u>25190</u>
<u>36</u>	<u>22394</u>	<u>22302</u>	<u>26118.5</u>	<u>25190.5</u>
<u>37</u>	<u>22394.5</u>	<u>22302.5</u>	<u>26119</u>	<u>25191</u>
<u>38</u>	<u>22395</u>	<u>22303</u>	<u>26119.5</u>	<u>25191.5</u>
<u>39</u>	<u>22295.5</u>	<u>22303.5</u>	<u>26120</u>	<u>25192</u>
<u>40</u>	<u>22396</u>	<u>22304</u>	<u>26120.5</u>	<u>25192.5</u>
<u>41</u>	<u>22396.5</u>	<u>22304.5</u>		
<u>42</u>	<u>22397</u>	<u>22305</u>		
<u>43</u>	<u>22397.5</u>	<u>22305.5</u>		
<u>44</u>	<u>22398</u>	<u>22306</u>		
<u>45</u>	<u>22398.5</u>	<u>22306.5</u>		
<u>46</u>	<u>22399</u>	<u>22307</u>		
<u>47</u>	<u>22399.5</u>	<u>22307.5</u>		
<u>48</u>	<u>22400</u>	<u>22308</u>		
<u>49</u>	<u>22400.5</u>	<u>22308.5</u>		
<u>50</u>	<u>22401</u>	<u>22309</u>		
<u>51</u>	<u>22401.5</u>	<u>22309.5</u>		
<u>52</u>	<u>22402</u>	<u>22310</u>		
<u>53</u>	<u>22402.5</u>	<u>22310.5</u>		
<u>54</u>	<u>22403</u>	<u>22311</u>		
<u>55</u>	<u>22403.5</u>	<u>22311.5</u>		
<u>56</u>	<u>22404</u>	<u>22312</u>		
<u>57</u>	<u>22404.5</u>	<u>22312.5</u>		
<u>58</u>	<u>22405</u>	<u>22313</u>		
<u>59</u>	<u>22405.5</u>	<u>22313.5</u>		
<u>60</u>	<u>22406</u>	<u>22314</u>		
<u>61</u>	<u>22406.5</u>	<u>22314.5</u>		
<u>62</u>	<u>22407</u>	<u>22315</u>		
<u>63</u>	<u>22407.5</u>	<u>22315.5</u>		
<u>64</u>	<u>22408</u>	<u>22316</u>		
<u>65</u>	<u>22408.5</u>	<u>22316.5</u>		
<u>66</u>	<u>22409</u>	<u>22317</u>		
<u>67</u>	<u>22409.5</u>	<u>22317.5</u>		
<u>68</u>	<u>22410</u>	<u>22318</u>		

<u>69</u>	<u>22410.5</u>	<u>22318.5</u>
<u>70</u>	<u>22411</u>	<u>22319</u>
<u>71</u>	<u>22411.5</u>	<u>22319.5</u>
<u>72</u>	<u>22412</u>	<u>22320</u>
<u>73</u>	<u>22412.5</u>	<u>22320.5</u>
<u>74</u>	<u>22413</u>	<u>22321</u>
<u>75</u>	<u>22413.5</u>	<u>22321.5</u>
<u>76</u>	<u>22414</u>	<u>22322</u>
<u>77</u>	<u>22414.5</u>	<u>22322.5</u>
<u>78</u>	<u>22415</u>	<u>22323</u>
<u>79</u>	<u>22415.5</u>	<u>22323.5</u>
<u>80</u>	<u>22416</u>	<u>22324</u>
<u>81</u>	<u>22416.5</u>	<u>22324.5</u>
<u>82</u>	<u>22417</u>	<u>22325</u>
<u>83</u>	<u>22417.5</u>	<u>22325.5</u>
<u>84</u>	<u>22418</u>	<u>22326</u>
<u>85</u>	<u>22418.5</u>	<u>22326.5</u>
<u>86</u>	<u>22419</u>	<u>22327</u>
<u>87</u>	<u>22419.5</u>	<u>22327.5</u>
<u>88</u>	<u>22420</u>	<u>22328</u>
<u>89</u>	<u>22420.5</u>	<u>22328.5</u>
<u>90</u>	<u>22421</u>	<u>22329</u>
<u>91</u>	<u>22421.5</u>	<u>22329.5</u>
<u>92</u>	<u>22422</u>	<u>22330</u>
<u>93</u>	<u>22422.5</u>	<u>22330.5</u>
<u>94</u>	<u>22423</u>	<u>22331</u>
<u>95</u>	<u>22423.5</u>	<u>22331.5</u>
<u>96</u>	<u>22424</u>	<u>22332</u>
<u>97</u>	<u>22424.5</u>	<u>22332.5</u>
<u>98</u>	<u>22425</u>	<u>22333</u>
<u>99</u>	<u>22425.5</u>	<u>22333.5</u>
<u>100</u>	<u>22426</u>	<u>22334</u>
<u>101</u>	<u>22426.5</u>	<u>22334.5</u>
<u>102</u>	<u>22427</u>	<u>22335</u>
<u>103</u>	<u>22427.5</u>	<u>22335.5</u>
<u>104</u>	<u>22428</u>	<u>22336</u>
<u>105</u>	<u>22428.5</u>	<u>22336.5</u>
<u>106</u>	<u>22429</u>	<u>22337</u>
<u>107</u>	<u>22429.5</u>	<u>22337.5</u>



7 船舶局は、A 1 A又はA 1 Bモールス電信（通信用）の送信のために第 68 から第 135 までのチャンネルの海岸局の受信周波数を使用することができる。

(2) 平成 29 年 1 月 1 日からの周波数表

チャンネル番号	4 MHz 帯		6 MHz 帯		8 MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	4210.5	4172.5	6314.5	6263	8376.5	8376.5
2	4211	4173	6315	6263.5	8417	8377
3	4211.5	4173.5	6315.5	6264	8417.5	8377.5
4	4212	4174	6316	6264.5	8418	8378
5	4212.5	4174.5	6316.5	6265	8418.5	8378.5
6	4213	4175	6317	6265.5	8419	8379
7	4213.5	4175.5	6317.5	6266	8419.5	8379.5
8	4214	4176	6318	6266.5	8420	8380
9	4214.5	4176.5	6318.5	6267	8420.5	8380.5
10	4215	4177	6319	6267.5	8421	8381
11	4177.5	4177.5	6268	6268	8421.5	8381.5
12	4215.5	4178	6319.5	6268.5	8422	8382
13	4216	4178.5	6320	6269	8422.5	8382.5
14			6320.5	6269.5	8423	8383
15					8423.5	8383.5

チャンネル番号	12MHz 帯		16MHz 帯		18/19MHz 帯	
	送信	受信	送信	受信	送信	受信
1	12579.5	12477	16807	16683.5		
2	12580	12477.5	16807.5	16684		
3	12580.5	12478	16808	16684.5		
4	12581	12478.5	16808.5	16685		
5	12581.5	12479	16809	16685.5		
6	12582	12479.5	16809.5	16686		
7	12582.5	12480	16810	16686.5	19684	18873.5
8	12583	12480.5	16810.5	16687	19684.5	18874
9	12583.5	12481	16811	16687.5	19685	18874.5
10	12584	12481.5	16811.5	16688	19685.5	18875
11	12584.5	12482	16812	16688.5	19686	18875.5
12	12585	12482.5	16812.5	16689	19686.5	18876
13	12585.5	12483	16813	16689.5	19687	18876.5
14	12586	12483.5	16813.5	16690	19687.5	18877
15	12586.5	12484	16814	16690.5	19688	18877.5

<u>16</u>	<u>12587</u>	<u>12484.5</u>	<u>16814.5</u>	<u>16691</u>	<u>19688.5</u>	<u>18878</u>
<u>17</u>	<u>12587.5</u>	<u>12485</u>	<u>16815</u>	<u>16691.5</u>	<u>19689</u>	<u>18878.5</u>
<u>18</u>	<u>12588</u>	<u>12485.5</u>	<u>16815.5</u>	<u>16692</u>	<u>19689.5</u>	<u>18879</u>
<u>19</u>	<u>12588.5</u>	<u>12486</u>	<u>16816</u>	<u>16692.5</u>	<u>19690</u>	<u>18879.5</u>
<u>20</u>	<u>12589</u>	<u>12486.5</u>	<u>16816.5</u>	<u>16693</u>	<u>19690.5</u>	<u>18880</u>
<u>21</u>	<u>12589.5</u>	<u>12487</u>	<u>16817</u>	<u>16693.5</u>		
<u>22</u>	<u>12590</u>	<u>12487.5</u>	<u>16817.5</u>	<u>16694</u>		
<u>23</u>	<u>12590.5</u>	<u>12488</u>	<u>16818</u>	<u>16694.5</u>		
<u>24</u>	<u>12591</u>	<u>12488.5</u>	<u>16695</u>	<u>16695</u>		
<u>25</u>	<u>12591.5</u>	<u>12489</u>	<u>16818.5</u>	<u>16695.5</u>		
<u>26</u>	<u>12592</u>	<u>12489.5</u>	<u>16819</u>	<u>16696</u>		
<u>27</u>	<u>12592.5</u>	<u>12490</u>	<u>16819.5</u>	<u>16696.5</u>		
<u>28</u>	<u>12593</u>	<u>12490.5</u>	<u>16820</u>	<u>16697</u>		
<u>29</u>	<u>12593.5</u>	<u>12491</u>	<u>16820.5</u>	<u>16697.5</u>		
<u>30</u>	<u>12594</u>	<u>12491.5</u>	<u>16821</u>	<u>16698</u>		
<u>31</u>	<u>12594.5</u>	<u>12492</u>	<u>16821.5</u>	<u>16698.5</u>		
<u>32</u>	<u>12595</u>	<u>12492.5</u>				
<u>33</u>	<u>12595.5</u>	<u>12493</u>				
<u>34</u>	<u>12596</u>	<u>12493.5</u>				
<u>35</u>	<u>12596.5</u>	<u>12494</u>				
<u>36</u>	<u>12597</u>	<u>12494.5</u>				
<u>37</u>	<u>12597.5</u>	<u>12495</u>				
<u>38</u>	<u>12598</u>	<u>12495.5</u>				
<u>39</u>	<u>12598.5</u>	<u>12496</u>				
<u>40</u>	<u>12599</u>	<u>12496.5</u>				
<u>41</u>	<u>12599.5</u>	<u>12497</u>				
<u>42</u>	<u>12600</u>	<u>12497.5</u>				
<u>43</u>	<u>12600.5</u>	<u>12498</u>				
<u>44</u>	<u>12601</u>	<u>12498.5</u>				
<u>45</u>	<u>12601.5</u>	<u>12499</u>				
<u>46</u>	<u>12602</u>	<u>12499.5</u>				
<u>47</u>	<u>12602.5</u>	<u>12500</u>				
<u>48</u>	<u>12603</u>	<u>12500.5</u>				
<u>49</u>	<u>12603.5</u>	<u>12501</u>				
<u>50</u>	<u>12604</u>	<u>12501.5</u>				
<u>51</u>	<u>12604.5</u>	<u>12502</u>				
<u>52</u>	<u>12605</u>	<u>12502.5</u>				
<u>53</u>	<u>12605.5</u>	<u>12503</u>				
<u>54</u>	<u>12606</u>	<u>12503.5</u>				

<u>55</u>	<u>12606.5</u>	<u>12504</u>
<u>56</u>	<u>12607</u>	<u>12504.5</u>
<u>57</u>	<u>12607.5</u>	<u>12505</u>
<u>58</u>	<u>12608</u>	<u>12505.5</u>
<u>59</u>	<u>12608.5</u>	<u>12506</u>
<u>60</u>	<u>12609</u>	<u>12506.5</u>
<u>61</u>	<u>12609.5</u>	<u>12507</u>
<u>62</u>	<u>12610</u>	<u>12507.5</u>
<u>63</u>	<u>12610.5</u>	<u>12508</u>
<u>64</u>	<u>12611</u>	<u>12508.5</u>
<u>65</u>	<u>12611.5</u>	<u>12509</u>
<u>66</u>	<u>12612</u>	<u>12509.5</u>
<u>67</u>	<u>12612.5</u>	<u>12510</u>
<u>68</u>	<u>12613</u>	<u>12510.5</u>
<u>69</u>	<u>12613.5</u>	<u>12511</u>
<u>70</u>	<u>12614</u>	<u>12511.5</u>
<u>71</u>	<u>12614.5</u>	<u>12512</u>
<u>72</u>	<u>12615</u>	<u>12512.5</u>
<u>73</u>	<u>12615.5</u>	<u>12513</u>
<u>74</u>	<u>12616</u>	<u>12513.5</u>
<u>75</u>	<u>12616.5</u>	<u>12514</u>
<u>76</u>	<u>12617</u>	<u>12514.5</u>
<u>77</u>	<u>12617.5</u>	<u>12515</u>
<u>78</u>	<u>12618</u>	<u>12515.5</u>
<u>79</u>	<u>12618.5</u>	<u>12516</u>
<u>80</u>	<u>12619</u>	<u>12516.5</u>
<u>81</u>	<u>12619.5</u>	<u>12517</u>
<u>82</u>	<u>12620</u>	<u>12517.5</u>
<u>83</u>	<u>12620.5</u>	<u>12518</u>
<u>84</u>	<u>12621</u>	<u>12518.5</u>
<u>85</u>	<u>12621.5</u>	<u>12519</u>
<u>86</u>	<u>12622</u>	<u>12519.5</u>
<u>87</u>	<u>12520</u>	<u>12520</u>
<u>88</u>	<u>12622.5</u>	<u>12520.5</u>
<u>89</u>	<u>12623</u>	<u>12521</u>
<u>90</u>	<u>12623.5</u>	<u>12521.5</u>
<u>91</u>	<u>12624</u>	<u>12522</u>
<u>92</u>	<u>12624.5</u>	<u>12522.5</u>

チャンネル番 号	22MHz帯	
	送信	受信
<u>13</u>	<u>22382.5</u>	<u>22290.5</u>
<u>14</u>	<u>22383</u>	<u>22291</u>
<u>15</u>	<u>22383.5</u>	<u>22291.5</u>
<u>16</u>	<u>22384</u>	<u>22292</u>
<u>17</u>	<u>22384.5</u>	<u>22292.5</u>
<u>18</u>	<u>22385</u>	<u>22293</u>
<u>19</u>	<u>22385.5</u>	<u>22293.5</u>
<u>20</u>	<u>22386</u>	<u>22294</u>
<u>21</u>	<u>22386.5</u>	<u>22294.5</u>
<u>22</u>	<u>22387</u>	<u>22295</u>
<u>23</u>	<u>22387.5</u>	<u>22295.5</u>
<u>24</u>	<u>22388</u>	<u>22296</u>
<u>25</u>	<u>22388.5</u>	<u>22296.5</u>
<u>26</u>	<u>22389</u>	<u>22297</u>

3 船舶局（FSK の場合は 100 ボーを、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

6 船舶局（FSK の場合は 100 ボーを、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式）の周波数表

(1) 平成 28 年 12 月 31 日までの周波数表

チャンネル 番号	4MHz帯	6MHz帯	8MHz帯	12MHz帯	16MHz帯	18/19MHz 帯	22MHz帯	25/26MHz 帯
<u>1</u>	<u>4202.5</u>	<u>6300.5</u>	<u>8396.5</u>	<u>12560</u>	<u>16785</u>	<u>18893</u>	<u>22352</u>	<u>25193</u>
<u>2</u>	<u>4203</u>	<u>6301</u>	<u>8397</u>	<u>12560.5</u>	<u>16785.5</u>	<u>18893.5</u>	<u>22352.5</u>	<u>25193.5</u>
<u>3</u>	<u>4203.5</u>	<u>6301.5</u>	<u>8397.5</u>	<u>12561</u>	<u>16786</u>	<u>18894</u>	<u>22353</u>	<u>25194</u>
<u>4</u>	<u>4204</u>	<u>6302</u>	<u>8398</u>	<u>12561.5</u>	<u>16786.5</u>	<u>18894.5</u>	<u>22353.5</u>	<u>25194.5</u>
<u>5</u>	<u>4204.5</u>	<u>6302.5</u>	<u>8398.5</u>	<u>12562</u>	<u>16787</u>	<u>18895</u>	<u>22354</u>	<u>25195</u>
<u>6</u>	<u>4205</u>	<u>6303</u>	<u>8399</u>	<u>12562.5</u>	<u>16787.5</u>	<u>18895.5</u>	<u>22354.5</u>	<u>25195.5</u>
<u>7</u>	<u>4205.5</u>	<u>6303.5</u>	<u>8399.5</u>	<u>12563</u>	<u>16788</u>	<u>18896</u>	<u>22355</u>	<u>25196</u>
<u>8</u>	<u>4206</u>	<u>6304</u>	<u>8400</u>	<u>12563.5</u>	<u>16788.5</u>	<u>18896.5</u>	<u>22355.5</u>	<u>25196.5</u>
<u>9</u>	<u>4206.5</u>	<u>6304.5</u>	<u>8400.5</u>	<u>12564</u>	<u>16789</u>	<u>18897</u>	<u>22356</u>	<u>25197</u>
<u>10</u>	<u>4207</u>	<u>6305</u>	<u>8401</u>	<u>12564.5</u>	<u>16789.5</u>	<u>18897.5</u>	<u>22356.5</u>	<u>25197.5</u>
<u>11</u>		<u>6305.5</u>	<u>8401.5</u>	<u>12565</u>	<u>16790</u>	<u>18898</u>	<u>22357</u>	<u>25198</u>
<u>12</u>		<u>6306</u>	<u>8402</u>	<u>12565.5</u>	<u>16790.5</u>		<u>22357.5</u>	<u>25198.5</u>
<u>13</u>		<u>6306.5</u>	<u>8402.5</u>	<u>12566</u>	<u>16791</u>		<u>22358</u>	<u>25199</u>
<u>14</u>		<u>6307</u>	<u>8403</u>	<u>12566.5</u>	<u>16791.5</u>		<u>22358.5</u>	<u>25199.5</u>
<u>15</u>		<u>6307.5</u>	<u>8403.5</u>	<u>12567</u>	<u>16792</u>		<u>22359</u>	<u>25200</u>
<u>16</u>		<u>6308</u>	<u>8404</u>	<u>12567.5</u>	<u>16792.5</u>		<u>22359.5</u>	<u>25200.5</u>
<u>17</u>		<u>6308.5</u>	<u>8404.5</u>	<u>12568</u>	<u>16793</u>		<u>22360</u>	<u>25201</u>

<u>18</u>		<u>6309</u>	<u>8405</u>	<u>12568.5</u>	<u>16793.5</u>		<u>22360.5</u>	<u>25201.5</u>
<u>19</u>		<u>6309.5</u>	<u>8405.5</u>	<u>12569</u>	<u>16794</u>		<u>22361</u>	<u>25202</u>
<u>20</u>		<u>6310</u>	<u>8406</u>	<u>12569.5</u>	<u>16794.5</u>		<u>22361.5</u>	<u>25202.5</u>
<u>21</u>		<u>6310.5</u>	<u>8406.5</u>	<u>12570</u>	<u>16795</u>		<u>22362</u>	<u>25203</u>
<u>22</u>		<u>6311</u>	<u>8407</u>	<u>12570.5</u>	<u>16795.5</u>		<u>22362.5</u>	<u>25203.5</u>
<u>23</u>		<u>6311.5</u>	<u>8407.5</u>	<u>12571</u>	<u>16796</u>		<u>22363</u>	<u>25204</u>
<u>24</u>			<u>8408</u>	<u>12571.5</u>	<u>16796.5</u>		<u>22363.5</u>	<u>25204.5</u>
<u>25</u>			<u>8408.5</u>	<u>12572</u>	<u>16797</u>		<u>22364</u>	<u>25205</u>
<u>26</u>			<u>8409</u>	<u>12572.5</u>	<u>16797.5</u>		<u>22364.5</u>	<u>25205.5</u>
<u>27</u>			<u>8409.5</u>	<u>12573</u>	<u>16798</u>		<u>22365</u>	<u>25206</u>
<u>28</u>			<u>8410</u>	<u>12573.5</u>	<u>16798.5</u>		<u>22365.5</u>	<u>25206.5</u>
<u>29</u>			<u>8410.5</u>	<u>12574</u>	<u>16799</u>		<u>22366</u>	<u>25207</u>
<u>30</u>			<u>8411</u>	<u>12574.5</u>	<u>16799.5</u>		<u>22366.5</u>	<u>25207.5</u>
<u>31</u>			<u>8411.5</u>	<u>12575</u>	<u>16800</u>		<u>22367</u>	<u>25208</u>
<u>32</u>			<u>8412</u>	<u>12575.5</u>	<u>16800.5</u>		<u>22367.5</u>	
<u>33</u>			<u>8412.5</u>	<u>12576</u>	<u>16801</u>		<u>22368</u>	
<u>34</u>			<u>8413</u>	<u>12576.5</u>	<u>16801.5</u>		<u>22368.5</u>	
<u>35</u>			<u>8413.5</u>		<u>16802</u>		<u>22369</u>	
<u>36</u>			<u>8414</u>		<u>16802.5</u>		<u>22369.5</u>	
<u>37</u>					<u>16803</u>		<u>22370</u>	
<u>38</u>					<u>16803.5</u>		<u>22370.5</u>	
<u>39</u>					<u>16804</u>		<u>22371</u>	
<u>40</u>							<u>22371.5</u>	
<u>41</u>							<u>22372</u>	
<u>42</u>							<u>22372.5</u>	
<u>43</u>							<u>22373</u>	
<u>44</u>							<u>22373.5</u>	
<u>45</u>							<u>22374</u>	

(2) 平成29年1月1日からの周波数表

チャンネル番号	4MHz帯	6MHz帯	8MHz帯	12MHz帯	16MHz帯	18/19MHz帯	22MHz帯	25/26MHz帯
1	<u>4170.5</u>	<u>6260.25</u>	<u>8339.25</u>	<u>12419.25</u>	<u>16615.25</u>	<u>19691</u>	<u>22290</u>	<u>26101</u>
2	<u>4171</u>	<u>6260.75</u>	<u>8339.75</u>	<u>12419.75</u>	<u>16615.75</u>		<u>22297.5</u>	<u>26101.5</u>
3	<u>4171.5</u>	<u>6321</u>	<u>8375</u>	<u>12422</u>	<u>16616.25</u>		<u>22298</u>	<u>26102</u>
4	<u>4172</u>	<u>6321.5</u>	<u>8375.5</u>	<u>12476.5</u>	<u>16616.75</u>		<u>22298.5</u>	<u>26102.5</u>
5	<u>4179</u>		<u>8376</u>	<u>12655</u>	<u>16682</u>		<u>22299</u>	
6	<u>4179.5</u>			<u>12655.5</u>	<u>16682.5</u>		<u>22443.5</u>	
7	<u>4180</u>			<u>12656</u>	<u>16683</u>			

チャンネル番号	4MHz帯	6MHz帯	8MHz帯	12MHz帯	16MHz帯	18/19MHz帯	22MHz帯	25/26MHz帯
1	<u>4170.5</u>	<u>6260.25</u>	<u>8339.25</u>	<u>12419.25</u>	<u>16615.25</u>	<u>19691</u>	<u>22290</u>	<u>26101</u>
2	<u>4171</u>	<u>6260.75</u>	<u>8339.75</u>	<u>12419.75</u>	<u>16615.75</u>		<u>22297.5</u>	<u>26101.5</u>
3	<u>4171.5</u>	<u>6321</u>	<u>8375</u>	<u>12422</u>	<u>16616.25</u>		<u>22298</u>	<u>26102</u>
4	<u>4172</u>	<u>6321.5</u>	<u>8375.5</u>	<u>12476.5</u>	<u>16616.75</u>		<u>22298.5</u>	<u>26102.5</u>
5	<u>4179</u>		<u>8376</u>	<u>12655</u>	<u>16682</u>		<u>22299</u>	
6	<u>4179.5</u>			<u>12655.5</u>	<u>16682.5</u>		<u>22443.5</u>	
7	<u>4180</u>			<u>12656</u>	<u>16683</u>			

4 海岸局、船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

4 MHz 帯		6 MHz 帯		8 MHz 帯		12MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
4218**	4180.5**	6326.5**	6275.5**	8431.5**	8391.5**	12623**	12521**
4219.5	4207.5*	6331	6312*	8436.5	8414.5*	12657	12577*
4220	4208	6331.5	6312.5	8437	8415	12657.5	12577.5
4220.5	4208.5	6332	6313	8437.5	8415.5	12658	12578
	4209		6313.5		8416		12578.5

16MHz 帯		18/19MHz 帯		22MHz 帯		25/26MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
16844**	16721**	19682.5**	18872**	22410**	22318**	26103**	25175**
16903	16804.5*	19703.5	18898.5	22444	22374.5	26121	25208.5
16903.5	16805	19704	18899	22444.5	22375	26121.5	25209
16904	16805.5	19704.5	18899.5	22445	22375.5	26122	25209.5
	16806						

\* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

\*\* これらの周波数は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件として、使用することができる。

対に組み合わせられる周波数(海岸局/船舶局) 4219.5/4208kHz、6331/6312.5kHz、8436.5/8415kHz、12657/12577.5kHz、16903/16805kHz、19703.5/18898.5kHz、22444/22374.5kHz 及び 26121/25208.5kHz は、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。

7 海岸局、船舶局（デジタル選択呼出し）の周波数表

4 MHz 帯		6 MHz 帯		8 MHz 帯		12MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
4218**	4180.5**	6326.5**	6275.5**	8431.5**	8391.5**	12623**	12521**
4219.5	4207.5*	6331	6312*	8436.5	8414.5*	12657	12577*
4220	4208	6331.5	6312.5	8437	8415	12657.5	12577.5
4220.5	4208.5	6332	6313	8437.5	8415.5	12658	12578
	4209		6313.5		8416		12578.5

16MHz 帯		18/19MHz 帯		22MHz 帯		25/26MHz 帯	
海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
16844**	16721**	19682.5**	18872**	22410**	22318**	26103**	25175**
16903	16804.5*	19703.5	18898.5	22444	22374.5	26121	25208.5
16903.5	16805	19704	18899	22444.5	22375	26121.5	25209
16904	16805.5	19704.5	18899.5	22445	22375.5	26122	25209.5
	16806						

\* これらの周波数は、遭難、緊急及び安全の目的のために使用する。

\*\* これらの周波数は、国内DSC用に使用する。

対に組み合わせられる周波数(海岸局/船舶局) 4219.5/4208kHz、6331/6312.5kHz、8436.5/8415kHz、12657/12577.5kHz、16903/16805kHz、19703.5/18898.5kHz、22444/22374.5kHz 及び 26121/25208.5kHz は、デジタル選択呼出方式のために第一に選択すべき国際周波数である。

○周波数割当計画新旧対照表

変更案							変更前						
別表3-3 4-25MHz帯海上移動業務(データ伝送)の周波数表							別表3-3 4-25MHz帯海上移動業務(データ伝送)の周波数表 <u>(平成29年1月1日から適用する。)</u>						
チャンネル番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯		チャンネル番号	4MHz帯		6MHz帯		8MHz帯	
	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局		海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		4153.5 <sup>3,4</sup>		6234.5 <sup>3,4</sup>		8301.5 <sup>3,4</sup>	1		4153.5 <sup>3,4</sup>		6234.5 <sup>3,4</sup>		8301.5 <sup>3,4</sup>
2		4156.5 <sup>3,4</sup>		6237.5 <sup>3,4</sup>		8304.5 <sup>3,4</sup>	2		4156.5 <sup>3,4</sup>		6237.5 <sup>3,4</sup>		8304.5 <sup>3,4</sup>
3		4159.5 <sup>3,4</sup>		6240.5 <sup>3,4</sup>		8307.5 <sup>3,4</sup>	3		4159.5 <sup>3,4</sup>		6240.5 <sup>3,4</sup>		8307.5 <sup>3,4</sup>
4		4162.5 <sup>3,4</sup>		6243.5 <sup>3,4</sup>		8310.5 <sup>3,4</sup>	4		4162.5 <sup>3,4</sup>		6243.5 <sup>3,4</sup>		8310.5 <sup>3,4</sup>
5		4165.5 <sup>3,4</sup>		6246.5 <sup>3,4</sup>		8313.5 <sup>3,4</sup>	5		4165.5 <sup>3,4</sup>		6246.5 <sup>3,4</sup>		8313.5 <sup>3,4</sup>
6		4168.5 <sup>3,4</sup>		6249.5 <sup>3,4</sup>		8316.5 <sup>3,4</sup>	6		4168.5 <sup>3,4</sup>		6249.5 <sup>3,4</sup>		8316.5 <sup>3,4</sup>
7	4199.75	4181.75		6252.5 <sup>3,4</sup>		8319.5 <sup>3,4</sup>	7	4199.75	4181.75		6252.5 <sup>3,4</sup>		8319.5 <sup>3,4</sup>
8	4202.75	4184.75		6255.5 <sup>3,4</sup>		8322.5 <sup>3,4</sup>	8	4202.75	4184.75		6255.5 <sup>3,4</sup>		8322.5 <sup>3,4</sup>
9	4205.75	4187.75		6258.5 <sup>3,4</sup>		8325.5 <sup>3,4</sup>	9	4205.75	4187.75		6258.5 <sup>3,4</sup>		8325.5 <sup>3,4</sup>
10	4190.75 <sup>2,3</sup>	4190.75 <sup>2,3</sup>	6323.25	6271.25		8328.5 <sup>3,4</sup>	10	4190.75 <sup>2,3</sup>	4190.75 <sup>2,3</sup>	6323.25	6271.25		8328.5 <sup>3,4</sup>
11	4193.75 <sup>2,3</sup>	4193.75 <sup>2,3</sup>	6326.25	6274.25		8331.5 <sup>3,4</sup>	11	4193.75 <sup>2,3</sup>	4193.75 <sup>2,3</sup>	6326.25	6274.25		8331.5 <sup>3,4</sup>
12	4196.75 <sup>2,3</sup>	4196.75 <sup>2,3</sup>	6329.25	6277.25		8334.5 <sup>3,4</sup>	12	4196.75 <sup>2,3</sup>	4196.75 <sup>2,3</sup>	6329.25	6277.25		8334.5 <sup>3,4</sup>
13	4217.75 <sup>2</sup>	4217.75 <sup>2</sup>	6280.25 <sup>2,3</sup>	6280.25 <sup>2,3</sup>		8337.5 <sup>3,4</sup>	13	4217.75 <sup>2</sup>	4217.75 <sup>2</sup>	6280.25 <sup>2,3</sup>	6280.25 <sup>2,3</sup>		8337.5 <sup>3,4</sup>
14			6283.25 <sup>2,3</sup>	6283.25 <sup>2,3</sup>	8409.5	8343.25	14			6283.25 <sup>2,3</sup>	6283.25 <sup>2,3</sup>	8409.5	8343.25
15			6286.25 <sup>2,3</sup>	6286.25 <sup>2,3</sup>	8412.5	8346.25	15			6286.25 <sup>2,3</sup>	6286.25 <sup>2,3</sup>	8412.5	8346.25
16			6289.25 <sup>2,3</sup>	6289.25 <sup>2,3</sup>	8425.5	8349.25	16			6289.25 <sup>2,3</sup>	6289.25 <sup>2,3</sup>	8425.5	8349.25
17			6292.25 <sup>2,3</sup>	6292.25 <sup>2,3</sup>	8428.5 <sup>3</sup>	8352.25 <sup>3</sup>	17			6292.25 <sup>2,3</sup>	6292.25 <sup>2,3</sup>	8428.5 <sup>3</sup>	8352.25 <sup>3</sup>
18			6295.25 <sup>2,3</sup>	6295.25 <sup>2,3</sup>	8431.5 <sup>3</sup>	8355.25 <sup>3</sup>	18			6295.25 <sup>2,3</sup>	6295.25 <sup>2,3</sup>	8431.5 <sup>3</sup>	8355.25 <sup>3</sup>
19			6298.25 <sup>2,3</sup>	6298.25 <sup>2,3</sup>	8434.5 <sup>3</sup>	8358.25 <sup>3</sup>	19			6298.25 <sup>2,3</sup>	6298.25 <sup>2,3</sup>	8434.5 <sup>3</sup>	8358.25 <sup>3</sup>
20			6301.25 <sup>2,3</sup>	6301.25 <sup>2,3</sup>	8361.25 <sup>2,3</sup>	8361.25 <sup>2,3</sup>	20			6301.25 <sup>2,3</sup>	6301.25 <sup>2,3</sup>	8361.25 <sup>2,3</sup>	8361.25 <sup>2,3</sup>
21			6304.25 <sup>2,3</sup>	6304.25 <sup>2,3</sup>	8364.25 <sup>2,3</sup>	8364.25 <sup>2,3</sup>	21			6304.25 <sup>2,3</sup>	6304.25 <sup>2,3</sup>	8364.25 <sup>2,3</sup>	8364.25 <sup>2,3</sup>
22			6307.25 <sup>2,3</sup>	6307.25 <sup>2,3</sup>	8367.25 <sup>2,3</sup>	8367.25 <sup>2,3</sup>	22			6307.25 <sup>2,3</sup>	6307.25 <sup>2,3</sup>	8367.25 <sup>2,3</sup>	8367.25 <sup>2,3</sup>
23			6310.25 <sup>2,3</sup>	6310.25 <sup>2,3</sup>	8370.25 <sup>2,3</sup>	8370.25 <sup>2,3</sup>	23			6310.25 <sup>2,3</sup>	6310.25 <sup>2,3</sup>	8370.25 <sup>2,3</sup>	8370.25 <sup>2,3</sup>
24					8373.25 <sup>2,3</sup>	8373.25 <sup>2,3</sup>	24					8373.25 <sup>2,3</sup>	8373.25 <sup>2,3</sup>
25					8385.5 <sup>2,3</sup>	8385.5 <sup>2,3</sup>	25					8385.5 <sup>2,3</sup>	8385.5 <sup>2,3</sup>
26					8388.5 <sup>2,3</sup>	8388.5 <sup>2,3</sup>	26					8388.5 <sup>2,3</sup>	8388.5 <sup>2,3</sup>
27					8391.5 <sup>2,3</sup>	8391.5 <sup>2,3</sup>	27					8391.5 <sup>2,3</sup>	8391.5 <sup>2,3</sup>
28					8394.5 <sup>2,3</sup>	8394.5 <sup>2,3</sup>	28					8394.5 <sup>2,3</sup>	8394.5 <sup>2,3</sup>
29					8397.5 <sup>2,3</sup>	8397.5 <sup>2,3</sup>	29					8397.5 <sup>2,3</sup>	8397.5 <sup>2,3</sup>
30					8400.5 <sup>2,3</sup>	8400.5 <sup>2,3</sup>	30					8400.5 <sup>2,3</sup>	8400.5 <sup>2,3</sup>
31					8403.5 <sup>2,3</sup>	8403.5 <sup>2,3</sup>	31					8403.5 <sup>2,3</sup>	8403.5 <sup>2,3</sup>
32					8406.5 <sup>2,3</sup>	8406.5 <sup>2,3</sup>	32					8406.5 <sup>2,3</sup>	8406.5 <sup>2,3</sup>
チャンネル番号	12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯		チャンネル番号	12MHz帯		16MHz帯		18/19MHz帯	

号	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	号	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		12369.5 <sup>3, 4</sup>		16550.5 <sup>3, 4</sup>		18847.5 <sup>3, 4</sup>	1		12369.5 <sup>3, 4</sup>		16550.5 <sup>3, 4</sup>		18847.5 <sup>3, 4</sup>
2		12372.5 <sup>3, 4</sup>		16553.5 <sup>3, 4</sup>		18850.5 <sup>3, 4</sup>	2		12372.5 <sup>3, 4</sup>		16553.5 <sup>3, 4</sup>		18850.5 <sup>3, 4</sup>
3		12375.5 <sup>3, 4</sup>		16556.5 <sup>3, 4</sup>		18853.5 <sup>3, 4</sup>	3		12375.5 <sup>3, 4</sup>		16556.5 <sup>3, 4</sup>		18853.5 <sup>3, 4</sup>
4		12378.5 <sup>3, 4</sup>		16559.5 <sup>3, 4</sup>		18856.5 <sup>3, 4</sup>	4		12378.5 <sup>3, 4</sup>		16559.5 <sup>3, 4</sup>		18856.5 <sup>3, 4</sup>
5		12381.5 <sup>3, 4</sup>		16562.5 <sup>3, 4</sup>		18859.5 <sup>3, 4</sup>	5		12381.5 <sup>3, 4</sup>		16562.5 <sup>3, 4</sup>		18859.5 <sup>3, 4</sup>
6		12384.5 <sup>3, 4</sup>		16565.5 <sup>3, 4</sup>		18862.5 <sup>3, 4</sup>	6		12384.5 <sup>3, 4</sup>		16565.5 <sup>3, 4</sup>		18862.5 <sup>3, 4</sup>
7		12387.5 <sup>3, 4</sup>		16568.5 <sup>3, 4</sup>		18865.5 <sup>3, 4</sup>	7		12387.5 <sup>3, 4</sup>		16568.5 <sup>3, 4</sup>		18865.5 <sup>3, 4</sup>
8		12390.5 <sup>3, 4</sup>		16571.5 <sup>3, 4</sup>		18868.5 <sup>3, 4</sup>	8		12390.5 <sup>3, 4</sup>		16571.5 <sup>3, 4</sup>		18868.5 <sup>3, 4</sup>
9		12393.5 <sup>3, 4</sup>		16574.5 <sup>3, 4</sup>		18871.5 <sup>3, 4</sup>	9		12393.5 <sup>3, 4</sup>		16574.5 <sup>3, 4</sup>		18871.5 <sup>3, 4</sup>
10		12396.5 <sup>3, 4</sup>		16577.5 <sup>3, 4</sup>	19682.25	18881.75	10		12396.5 <sup>3, 4</sup>		16577.5 <sup>3, 4</sup>	19682.25	18881.75
11		12399.5 <sup>3, 4</sup>		16580.5 <sup>3, 4</sup>	19692.75	18884.75	11		12399.5 <sup>3, 4</sup>		16580.5 <sup>3, 4</sup>	19692.75	18884.75
12		12402.5 <sup>3, 4</sup>		16583.5 <sup>3, 4</sup>	19695.75 <sup>3</sup>	18887.75 <sup>3</sup>	12		12402.5 <sup>3, 4</sup>		16583.5 <sup>3, 4</sup>	19695.75 <sup>3</sup>	18887.75 <sup>3</sup>
13		12405.5 <sup>3, 4</sup>		16586.5 <sup>3, 4</sup>	19698.75 <sup>3</sup>	18890.75 <sup>3</sup>	13		12405.5 <sup>3, 4</sup>		16586.5 <sup>3, 4</sup>	19698.75 <sup>3</sup>	18890.75 <sup>3</sup>
14		12408.5 <sup>3, 4</sup>		16589.5 <sup>3, 4</sup>	19701.75 <sup>3</sup>	18893.75 <sup>3</sup>	14		12408.5 <sup>3, 4</sup>		16589.5 <sup>3, 4</sup>	19701.75 <sup>3</sup>	18893.75 <sup>3</sup>
15		12411.5 <sup>3, 4</sup>		16592.5 <sup>3, 4</sup>	18896.75 <sup>2</sup>	18896.75 <sup>2</sup>	15		12411.5 <sup>3, 4</sup>		16592.5 <sup>3, 4</sup>	18896.75 <sup>2</sup>	18896.75 <sup>2</sup>
16		12414.5 <sup>3, 4</sup>		16595.5 <sup>3, 4</sup>			16		12414.5 <sup>3, 4</sup>		16595.5 <sup>3, 4</sup>		
17		12417.5 <sup>3, 4</sup>		16598.5 <sup>3, 4</sup>			17		12417.5 <sup>3, 4</sup>		16598.5 <sup>3, 4</sup>		
18	12626.25	12423.75		16601.5 <sup>3, 4</sup>			18	12626.25	12423.75		16601.5 <sup>3, 4</sup>		
19	12629.25	12426.75		16604.5 <sup>3, 4</sup>			19	12629.25	12426.75		16604.5 <sup>3, 4</sup>		
20	12632.25	12429.75		16607.5 <sup>3, 4</sup>			20	12632.25	12429.75		16607.5 <sup>3, 4</sup>		
21	12635.25	12432.75		16610.5 <sup>3, 4</sup>			21	12635.25	12432.75		16610.5 <sup>3, 4</sup>		
22	12638.25 <sup>3</sup>	12435.75 <sup>3</sup>		16613.5 <sup>3, 4</sup>			22	12638.25 <sup>3</sup>	12435.75 <sup>3</sup>		16613.5 <sup>3, 4</sup>		
23	12641.25 <sup>3</sup>	12438.75 <sup>3</sup>	16841.25	16620.25			23	12641.25 <sup>3</sup>	12438.75 <sup>3</sup>	16841.25	16620.25		
24	12644.25 <sup>3</sup>	12441.75 <sup>3</sup>	16844.25	16623.25			24	12644.25 <sup>3</sup>	12441.75 <sup>3</sup>	16844.25	16623.25		
25	12647.25 <sup>3</sup>	12444.75 <sup>3</sup>	16847.25	16626.25			25	12647.25 <sup>3</sup>	12444.75 <sup>3</sup>	16847.25	16626.25		
26	12650.25 <sup>3</sup>	12447.75 <sup>3</sup>	16850.25	16629.25			26	12650.25 <sup>3</sup>	12447.75 <sup>3</sup>	16850.25	16629.25		
27	12653.25 <sup>3</sup>	12450.75 <sup>3</sup>	16853.25	16632.25			27	12653.25 <sup>3</sup>	12450.75 <sup>3</sup>	16853.25	16632.25		
28	12453.75 <sup>2, 3</sup>	12453.75 <sup>2, 3</sup>	16856.25	16635.25			28	12453.75 <sup>2, 3</sup>	12453.75 <sup>2, 3</sup>	16856.25	16635.25		
29	12456.75 <sup>2, 3</sup>	12456.75 <sup>2, 3</sup>	16859.25	16638.25			29	12456.75 <sup>2, 3</sup>	12456.75 <sup>2, 3</sup>	16859.25	16638.25		
30	12459.75 <sup>2, 3</sup>	12459.75 <sup>2, 3</sup>	16862.25	16641.25			30	12459.75 <sup>2, 3</sup>	12459.75 <sup>2, 3</sup>	16862.25	16641.25		
31	12462.75 <sup>2, 3</sup>	12462.75 <sup>2, 3</sup>	16865.25	16644.25			31	12462.75 <sup>2, 3</sup>	12462.75 <sup>2, 3</sup>	16865.25	16644.25		
32	12465.75 <sup>2, 3</sup>	12465.75 <sup>2, 3</sup>	16868.25 <sup>3</sup>	16647.25 <sup>3</sup>			32	12465.75 <sup>2, 3</sup>	12465.75 <sup>2, 3</sup>	16868.25 <sup>3</sup>	16647.25 <sup>3</sup>		
33	12468.75 <sup>2, 3</sup>	12468.75 <sup>2, 3</sup>	16871.25 <sup>3</sup>	16650.25 <sup>3</sup>			33	12468.75 <sup>2, 3</sup>	12468.75 <sup>2, 3</sup>	16871.25 <sup>3</sup>	16650.25 <sup>3</sup>		
34	12471.75 <sup>2, 3</sup>	12471.75 <sup>2, 3</sup>	16874.25 <sup>3</sup>	16653.25 <sup>3</sup>			34	12471.75 <sup>2, 3</sup>	12471.75 <sup>2, 3</sup>	16874.25 <sup>3</sup>	16653.25 <sup>3</sup>		
35	12474.75 <sup>2, 3</sup>	12474.75 <sup>2, 3</sup>	16877.25 <sup>3</sup>	16656.25 <sup>3</sup>			35	12474.75 <sup>2, 3</sup>	12474.75 <sup>2, 3</sup>	16877.25 <sup>3</sup>	16656.25 <sup>3</sup>		
36	12524.25 <sup>2, 3</sup>	12524.25 <sup>2, 3</sup>	16880.25 <sup>3</sup>	16659.25 <sup>3</sup>			36	12524.25 <sup>2, 3</sup>	12524.25 <sup>2, 3</sup>	16880.25 <sup>3</sup>	16659.25 <sup>3</sup>		
37	12527.25 <sup>2, 3</sup>	12527.25 <sup>2, 3</sup>	16883.25 <sup>3</sup>	16662.25 <sup>3</sup>			37	12527.25 <sup>2, 3</sup>	12527.25 <sup>2, 3</sup>	16883.25 <sup>3</sup>	16662.25 <sup>3</sup>		
38	12530.25 <sup>2, 3</sup>	12530.25 <sup>2, 3</sup>	16886.25 <sup>3</sup>	16665.25 <sup>3</sup>			38	12530.25 <sup>2, 3</sup>	12530.25 <sup>2, 3</sup>	16886.25 <sup>3</sup>	16665.25 <sup>3</sup>		

39	12533. 25 <sup>2, 3</sup>	12533. 25 <sup>2, 3</sup>	16889. 25 <sup>3</sup>	16668. 25 <sup>3</sup>
40	12536. 25 <sup>2, 3</sup>	12536. 25 <sup>2, 3</sup>	16892. 25 <sup>3</sup>	16671. 25 <sup>3</sup>
41	12539. 25 <sup>2, 3</sup>	12539. 25 <sup>2, 3</sup>	16895. 25 <sup>3</sup>	16674. 25 <sup>3</sup>
42	12542. 25 <sup>2, 3</sup>	12542. 25 <sup>2, 3</sup>	16898. 25 <sup>3</sup>	16677. 25 <sup>3</sup>
43	12545. 25 <sup>2, 3</sup>	12545. 25 <sup>2, 3</sup>	16901. 25 <sup>3</sup>	16680. 25 <sup>3</sup>
44	12548. 25 <sup>2, 3</sup>	12548. 25 <sup>2, 3</sup>	16700. 5 <sup>2, 3</sup>	16700. 5 <sup>2, 3</sup>
45	12551. 25 <sup>2, 3</sup>	12551. 25 <sup>2, 3</sup>	16703. 5 <sup>2, 3</sup>	16703. 5 <sup>2, 3</sup>
46	12554. 25 <sup>2, 3</sup>	12554. 25 <sup>2, 3</sup>	16706. 5 <sup>2, 3</sup>	16706. 5 <sup>2, 3</sup>
47	12557. 25 <sup>2, 3</sup>	12557. 25 <sup>2, 3</sup>	16709. 5 <sup>2, 3</sup>	16709. 5 <sup>2, 3</sup>
48	12560. 25 <sup>2, 3</sup>	12560. 25 <sup>2, 3</sup>	16712. 5 <sup>2, 3</sup>	16712. 5 <sup>2, 3</sup>
49	12563. 25 <sup>2, 3</sup>	12563. 25 <sup>2, 3</sup>	16715. 5 <sup>2, 3</sup>	16715. 5 <sup>2, 3</sup>
50	12566. 25 <sup>2, 3</sup>	12566. 25 <sup>2, 3</sup>	16718. 5 <sup>2, 3</sup>	16718. 5 <sup>2, 3</sup>
51	12569. 25 <sup>2, 3</sup>	12569. 25 <sup>2, 3</sup>	16721. 5 <sup>2, 3</sup>	16721. 5 <sup>2, 3</sup>
52	12572. 25 <sup>2, 3</sup>	12572. 25 <sup>2, 3</sup>	16724. 5 <sup>2, 3</sup>	16724. 5 <sup>2, 3</sup>
53	12575. 25 <sup>2, 3</sup>	12575. 25 <sup>2, 3</sup>	16727. 5 <sup>2, 3</sup>	16727. 5 <sup>2, 3</sup>
54			16730. 5 <sup>2, 3</sup>	16730. 5 <sup>2, 3</sup>
55			16733. 5 <sup>2, 3</sup>	16733. 5 <sup>2, 3</sup>
56			16736. 5 <sup>2, 3</sup>	16736. 5 <sup>2, 3</sup>
57			16739. 5 <sup>2, 3</sup>	16739. 5 <sup>2, 3</sup>
58			16742. 5 <sup>2, 3</sup>	16742. 5 <sup>2, 3</sup>
59			16745. 5 <sup>2, 3</sup>	16745. 5 <sup>2, 3</sup>
60			16748. 5 <sup>2, 3</sup>	16748. 5 <sup>2, 3</sup>
61			16751. 5 <sup>2, 3</sup>	16751. 5 <sup>2, 3</sup>
62			16754. 5 <sup>2, 3</sup>	16754. 5 <sup>2, 3</sup>
63			16757. 5 <sup>2, 3</sup>	16757. 5 <sup>2, 3</sup>
64			16760. 5 <sup>2, 3</sup>	16760. 5 <sup>2, 3</sup>
65			16763. 5 <sup>2, 3</sup>	16763. 5 <sup>2, 3</sup>
66			16766. 5 <sup>2, 3</sup>	16766. 5 <sup>2, 3</sup>
67			16769. 5 <sup>2, 3</sup>	16769. 5 <sup>2, 3</sup>
68			16772. 5 <sup>2, 3</sup>	16772. 5 <sup>2, 3</sup>
69			16775. 5 <sup>2, 3</sup>	16775. 5 <sup>2, 3</sup>
70			16778. 5 <sup>2, 3</sup>	16778. 5 <sup>2, 3</sup>
71			16781. 5 <sup>2, 3</sup>	16781. 5 <sup>2, 3</sup>
72			16784. 5 <sup>2, 3</sup>	16784. 5 <sup>2, 3</sup>
73			16787. 5 <sup>2, 3</sup>	16787. 5 <sup>2, 3</sup>
74			16790. 5 <sup>2, 3</sup>	16790. 5 <sup>2, 3</sup>
75			16793. 5 <sup>2, 3</sup>	16793. 5 <sup>2, 3</sup>
76			16796. 5 <sup>2, 3</sup>	16796. 5 <sup>2, 3</sup>
77			16799. 5 <sup>2, 3</sup>	16799. 5 <sup>2, 3</sup>

39	12533. 25 <sup>2, 3</sup>	12533. 25 <sup>2, 3</sup>	16889. 25 <sup>3</sup>	16668. 25 <sup>3</sup>
40	12536. 25 <sup>2, 3</sup>	12536. 25 <sup>2, 3</sup>	16892. 25 <sup>3</sup>	16671. 25 <sup>3</sup>
41	12539. 25 <sup>2, 3</sup>	12539. 25 <sup>2, 3</sup>	16895. 25 <sup>3</sup>	16674. 25 <sup>3</sup>
42	12542. 25 <sup>2, 3</sup>	12542. 25 <sup>2, 3</sup>	16898. 25 <sup>3</sup>	16677. 25 <sup>3</sup>
43	12545. 25 <sup>2, 3</sup>	12545. 25 <sup>2, 3</sup>	16901. 25 <sup>3</sup>	16680. 25 <sup>3</sup>
44	12548. 25 <sup>2, 3</sup>	12548. 25 <sup>2, 3</sup>	16700. 5 <sup>2, 3</sup>	16700. 5 <sup>2, 3</sup>
45	12551. 25 <sup>2, 3</sup>	12551. 25 <sup>2, 3</sup>	16703. 5 <sup>2, 3</sup>	16703. 5 <sup>2, 3</sup>
46	12554. 25 <sup>2, 3</sup>	12554. 25 <sup>2, 3</sup>	16706. 5 <sup>2, 3</sup>	16706. 5 <sup>2, 3</sup>
47	12557. 25 <sup>2, 3</sup>	12557. 25 <sup>2, 3</sup>	16709. 5 <sup>2, 3</sup>	16709. 5 <sup>2, 3</sup>
48	12560. 25 <sup>2, 3</sup>	12560. 25 <sup>2, 3</sup>	16712. 5 <sup>2, 3</sup>	16712. 5 <sup>2, 3</sup>
49	12563. 25 <sup>2, 3</sup>	12563. 25 <sup>2, 3</sup>	16715. 5 <sup>2, 3</sup>	16715. 5 <sup>2, 3</sup>
50	12566. 25 <sup>2, 3</sup>	12566. 25 <sup>2, 3</sup>	16718. 5 <sup>2, 3</sup>	16718. 5 <sup>2, 3</sup>
51	12569. 25 <sup>2, 3</sup>	12569. 25 <sup>2, 3</sup>	16721. 5 <sup>2, 3</sup>	16721. 5 <sup>2, 3</sup>
52	12572. 25 <sup>2, 3</sup>	12572. 25 <sup>2, 3</sup>	16724. 5 <sup>2, 3</sup>	16724. 5 <sup>2, 3</sup>
53	12575. 25 <sup>2, 3</sup>	12575. 25 <sup>2, 3</sup>	16727. 5 <sup>2, 3</sup>	16727. 5 <sup>2, 3</sup>
54			16730. 5 <sup>2, 3</sup>	16730. 5 <sup>2, 3</sup>
55			16733. 5 <sup>2, 3</sup>	16733. 5 <sup>2, 3</sup>
56			16736. 5 <sup>2, 3</sup>	16736. 5 <sup>2, 3</sup>
57			16739. 5 <sup>2, 3</sup>	16739. 5 <sup>2, 3</sup>
58			16742. 5 <sup>2, 3</sup>	16742. 5 <sup>2, 3</sup>
59			16745. 5 <sup>2, 3</sup>	16745. 5 <sup>2, 3</sup>
60			16748. 5 <sup>2, 3</sup>	16748. 5 <sup>2, 3</sup>
61			16751. 5 <sup>2, 3</sup>	16751. 5 <sup>2, 3</sup>
62			16754. 5 <sup>2, 3</sup>	16754. 5 <sup>2, 3</sup>
63			16757. 5 <sup>2, 3</sup>	16757. 5 <sup>2, 3</sup>
64			16760. 5 <sup>2, 3</sup>	16760. 5 <sup>2, 3</sup>
65			16763. 5 <sup>2, 3</sup>	16763. 5 <sup>2, 3</sup>
66			16766. 5 <sup>2, 3</sup>	16766. 5 <sup>2, 3</sup>
67			16769. 5 <sup>2, 3</sup>	16769. 5 <sup>2, 3</sup>
68			16772. 5 <sup>2, 3</sup>	16772. 5 <sup>2, 3</sup>
69			16775. 5 <sup>2, 3</sup>	16775. 5 <sup>2, 3</sup>
70			16778. 5 <sup>2, 3</sup>	16778. 5 <sup>2, 3</sup>
71			16781. 5 <sup>2, 3</sup>	16781. 5 <sup>2, 3</sup>
72			16784. 5 <sup>2, 3</sup>	16784. 5 <sup>2, 3</sup>
73			16787. 5 <sup>2, 3</sup>	16787. 5 <sup>2, 3</sup>
74			16790. 5 <sup>2, 3</sup>	16790. 5 <sup>2, 3</sup>
75			16793. 5 <sup>2, 3</sup>	16793. 5 <sup>2, 3</sup>
76			16796. 5 <sup>2, 3</sup>	16796. 5 <sup>2, 3</sup>
77			16799. 5 <sup>2, 3</sup>	16799. 5 <sup>2, 3</sup>

78			16802.5 <sup>2, 3</sup>	16802.5 <sup>2, 3</sup>		
79			16823.25 <sup>2, 3</sup>	16823.25 <sup>2, 3</sup>		
80			16826.25 <sup>2, 3</sup>	16826.25 <sup>2, 3</sup>		
81			16829.25 <sup>2, 3</sup>	16829.25 <sup>2, 3</sup>		
82			16832.25 <sup>2, 3</sup>	16832.25 <sup>2, 3</sup>		
83			16835.25 <sup>2, 3</sup>	16835.25 <sup>2, 3</sup>		
84			16838.25 <sup>2, 3</sup>	16838.25 <sup>2, 3</sup>		

78			16802.5 <sup>2, 3</sup>	16802.5 <sup>2, 3</sup>		
79			16823.25 <sup>2, 3</sup>	16823.25 <sup>2, 3</sup>		
80			16826.25 <sup>2, 3</sup>	16826.25 <sup>2, 3</sup>		
81			16829.25 <sup>2, 3</sup>	16829.25 <sup>2, 3</sup>		
82			16832.25 <sup>2, 3</sup>	16832.25 <sup>2, 3</sup>		
83			16835.25 <sup>2, 3</sup>	16835.25 <sup>2, 3</sup>		
84			16838.25 <sup>2, 3</sup>	16838.25 <sup>2, 3</sup>		

チャンネル番 号	22MHz 帯		25/26MHz 帯	
	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		22181.5 <sup>3, 4</sup>		25122.5 <sup>3, 4</sup>
2		22184.5 <sup>3, 4</sup>		25125.5 <sup>3, 4</sup>
3		22187.5 <sup>3, 4</sup>		25128.5 <sup>3, 4</sup>
4		22190.5 <sup>3, 4</sup>		25131.5 <sup>3, 4</sup>
5		22193.5 <sup>3, 4</sup>		25134.5 <sup>3, 4</sup>
6		22196.5 <sup>3, 4</sup>		25137.5 <sup>3, 4</sup>
7		22199.5 <sup>3, 4</sup>		25140.5 <sup>3, 4</sup>
8		22202.5 <sup>3, 4</sup>		25143.5 <sup>3, 4</sup>
9		22205.5 <sup>3, 4</sup>		25146.5 <sup>3, 4</sup>
10		22208.5 <sup>3, 4</sup>		25149.5 <sup>3, 4</sup>
11		22211.5 <sup>3, 4</sup>		25152.5 <sup>3, 4</sup>
12		22214.5 <sup>3, 4</sup>		25155.5 <sup>3, 4</sup>
13		22217.5 <sup>3, 4</sup>		25158.5 <sup>3, 4</sup>
14		22220.5 <sup>3, 4</sup>	26104.25	25161.5
15		22223.5 <sup>3, 4</sup>	26107.25	25164.5
16		22226.5 <sup>3, 4</sup>	26110.25	25167.5
17		22229.5 <sup>3, 4</sup>	26113.25 <sup>3</sup>	25170.5 <sup>3</sup>
18		22232.5 <sup>3, 4</sup>	26116.25 <sup>3</sup>	25173.5 <sup>3</sup>
19		22235.5 <sup>3, 4</sup>	26119.25 <sup>3</sup>	25176.5 <sup>3</sup>
20		22238.5 <sup>3, 4</sup>	25179.5 <sup>2, 3</sup>	25179.5 <sup>2, 3</sup>
21	22390.75	22243.25	25182.5 <sup>2, 3</sup>	25182.5 <sup>2, 3</sup>
22	22393.75	22246.25	25185.5 <sup>2, 3</sup>	25185.5 <sup>2, 3</sup>
23	22396.75	22249.25	25188.5 <sup>2, 3</sup>	25188.5 <sup>2, 3</sup>
24	22399.75	22252.25	25191.5 <sup>2, 3</sup>	25191.5 <sup>2, 3</sup>
25	22402.75	22255.25	25194.5 <sup>2, 3</sup>	25194.5 <sup>2, 3</sup>
26	22405.75	22258.25	25197.5 <sup>2, 3</sup>	25197.5 <sup>2, 3</sup>
27	22408.75 <sup>3</sup>	22261.25 <sup>3</sup>	25200.5 <sup>2, 3</sup>	25200.5 <sup>2, 3</sup>
28	22411.75 <sup>3</sup>	22264.25 <sup>3</sup>	25203.5 <sup>2, 3</sup>	25203.5 <sup>2, 3</sup>
29	22414.75 <sup>3</sup>	22267.25 <sup>3</sup>	25206.5 <sup>2, 3</sup>	25206.5 <sup>2, 3</sup>

チャンネル番 号	22MHz 帯		25/26MHz 帯	
	海岸局	船舶局	海岸局	船舶局
1		22181.5 <sup>3, 4</sup>		25122.5 <sup>3, 4</sup>
2		22184.5 <sup>3, 4</sup>		25125.5 <sup>3, 4</sup>
3		22187.5 <sup>3, 4</sup>		25128.5 <sup>3, 4</sup>
4		22190.5 <sup>3, 4</sup>		25131.5 <sup>3, 4</sup>
5		22193.5 <sup>3, 4</sup>		25134.5 <sup>3, 4</sup>
6		22196.5 <sup>3, 4</sup>		25137.5 <sup>3, 4</sup>
7		22199.5 <sup>3, 4</sup>		25140.5 <sup>3, 4</sup>
8		22202.5 <sup>3, 4</sup>		25143.5 <sup>3, 4</sup>
9		22205.5 <sup>3, 4</sup>		25146.5 <sup>3, 4</sup>
10		22208.5 <sup>3, 4</sup>		25149.5 <sup>3, 4</sup>
11		22211.5 <sup>3, 4</sup>		25152.5 <sup>3, 4</sup>
12		22214.5 <sup>3, 4</sup>		25155.5 <sup>3, 4</sup>
13		22217.5 <sup>3, 4</sup>		25158.5 <sup>3, 4</sup>
14		22220.5 <sup>3, 4</sup>	26104.25	25161.5
15		22223.5 <sup>3, 4</sup>	26107.25	25164.5
16		22226.5 <sup>3, 4</sup>	26110.25	25167.5
17		22229.5 <sup>3, 4</sup>	26113.25 <sup>3</sup>	25170.5 <sup>3</sup>
18		22232.5 <sup>3, 4</sup>	26116.25 <sup>3</sup>	25173.5 <sup>3</sup>
19		22235.5 <sup>3, 4</sup>	26119.25 <sup>3</sup>	25176.5 <sup>3</sup>
20		22238.5 <sup>3, 4</sup>	25179.5 <sup>2, 3</sup>	25179.5 <sup>2, 3</sup>
21	22390.75	22243.25	25182.5 <sup>2, 3</sup>	25182.5 <sup>2, 3</sup>
22	22393.75	22246.25	25185.5 <sup>2, 3</sup>	25185.5 <sup>2, 3</sup>
23	22396.75	22249.25	25188.5 <sup>2, 3</sup>	25188.5 <sup>2, 3</sup>
24	22399.75	22252.25	25191.5 <sup>2, 3</sup>	25191.5 <sup>2, 3</sup>
25	22402.75	22255.25	25194.5 <sup>2, 3</sup>	25194.5 <sup>2, 3</sup>
26	22405.75	22258.25	25197.5 <sup>2, 3</sup>	25197.5 <sup>2, 3</sup>
27	22408.75 <sup>3</sup>	22261.25 <sup>3</sup>	25200.5 <sup>2, 3</sup>	25200.5 <sup>2, 3</sup>
28	22411.75 <sup>3</sup>	22264.25 <sup>3</sup>	25203.5 <sup>2, 3</sup>	25203.5 <sup>2, 3</sup>
29	22414.75 <sup>3</sup>	22267.25 <sup>3</sup>	25206.5 <sup>2, 3</sup>	25206.5 <sup>2, 3</sup>

30	22417.75 <sup>3</sup>	22270.25 <sup>3</sup>	
31	22420.75 <sup>3</sup>	22273.25 <sup>3</sup>	
32	22423.75 <sup>3</sup>	22276.25 <sup>3</sup>	
33	22426.75 <sup>3</sup>	22279.25 <sup>3</sup>	
34	22429.75 <sup>3</sup>	22282.25 <sup>3</sup>	
35	22432.75 <sup>3</sup>	22285.25 <sup>3</sup>	
36	22435.75 <sup>3</sup>	22288.25 <sup>3</sup>	
37	22300.75 <sup>2, 3</sup>	22300.75 <sup>2, 3</sup>	
38	22303.75 <sup>2, 3</sup>	22303.75 <sup>2, 3</sup>	
39	22306.75 <sup>2, 3</sup>	22306.75 <sup>2, 3</sup>	
40	22309.75 <sup>2, 3</sup>	22309.75 <sup>2, 3</sup>	
41	22312.75 <sup>2, 3</sup>	22312.75 <sup>2, 3</sup>	
42	22315.75 <sup>2, 3</sup>	22315.75 <sup>2, 3</sup>	
43	22318.75 <sup>2, 3</sup>	22318.75 <sup>2, 3</sup>	
44	22321.75 <sup>2, 3</sup>	22321.75 <sup>2, 3</sup>	
45	22324.75 <sup>2, 3</sup>	22324.75 <sup>2, 3</sup>	
46	22327.75 <sup>2, 3</sup>	22327.75 <sup>2, 3</sup>	
47	22330.75 <sup>2, 3</sup>	22330.75 <sup>2, 3</sup>	
48	22333.75 <sup>2, 3</sup>	22333.75 <sup>2, 3</sup>	
49	22336.75 <sup>2, 3</sup>	22336.75 <sup>2, 3</sup>	
50	22339.75 <sup>2, 3</sup>	22339.75 <sup>2, 3</sup>	
51	22342.75 <sup>2, 3</sup>	22342.75 <sup>2, 3</sup>	
52	22345.75 <sup>2, 3</sup>	22345.75 <sup>2, 3</sup>	
53	22348.75 <sup>2, 3</sup>	22348.75 <sup>2, 3</sup>	
54	22351.75 <sup>2, 3</sup>	22351.75 <sup>2, 3</sup>	
55	22354.75 <sup>2, 3</sup>	22354.75 <sup>2, 3</sup>	
56	22357.75 <sup>2, 3</sup>	22357.75 <sup>2, 3</sup>	
57	22360.75 <sup>2, 3</sup>	22360.75 <sup>2, 3</sup>	
58	22363.75 <sup>2, 3</sup>	22363.75 <sup>2, 3</sup>	
59	22366.75 <sup>2, 3</sup>	22366.75 <sup>2, 3</sup>	
60	22369.75 <sup>2, 3</sup>	22369.75 <sup>2, 3</sup>	
61	22372.75 <sup>2, 3</sup>	22372.75 <sup>2, 3</sup>	
62	22438.75	22377.75	
63	22441.75	22380.75	

- 1 データ伝送によるこの周波数の使用は、ITU-R 勧告 M.1798 に従うものとする。
- 2 単信通信（1周波数）の使用に限る。
- 3 3kHz の隣接するチャネルを使用して広帯域通信に割り当てることができる。
- 4 このチャネルは、同一帯域の広帯域の海岸局のチャネルと対にすることができる。
- 5 本表の周波数帯のうち 4154-4219kHz、6235-6330.5kHz、8302-8436kHz、12370-12656.5kHz、16551-16902.5kHz、

30	22417.75 <sup>3</sup>	22270.25 <sup>3</sup>	
31	22420.75 <sup>3</sup>	22273.25 <sup>3</sup>	
32	22423.75 <sup>3</sup>	22276.25 <sup>3</sup>	
33	22426.75 <sup>3</sup>	22279.25 <sup>3</sup>	
34	22429.75 <sup>3</sup>	22282.25 <sup>3</sup>	
35	22432.75 <sup>3</sup>	22285.25 <sup>3</sup>	
36	22435.75 <sup>3</sup>	22288.25 <sup>3</sup>	
37	22300.75 <sup>2, 3</sup>	22300.75 <sup>2, 3</sup>	
38	22303.75 <sup>2, 3</sup>	22303.75 <sup>2, 3</sup>	
39	22306.75 <sup>2, 3</sup>	22306.75 <sup>2, 3</sup>	
40	22309.75 <sup>2, 3</sup>	22309.75 <sup>2, 3</sup>	
41	22312.75 <sup>2, 3</sup>	22312.75 <sup>2, 3</sup>	
42	22315.75 <sup>2, 3</sup>	22315.75 <sup>2, 3</sup>	
43	22318.75 <sup>2, 3</sup>	22318.75 <sup>2, 3</sup>	
44	22321.75 <sup>2, 3</sup>	22321.75 <sup>2, 3</sup>	
45	22324.75 <sup>2, 3</sup>	22324.75 <sup>2, 3</sup>	
46	22327.75 <sup>2, 3</sup>	22327.75 <sup>2, 3</sup>	
47	22330.75 <sup>2, 3</sup>	22330.75 <sup>2, 3</sup>	
48	22333.75 <sup>2, 3</sup>	22333.75 <sup>2, 3</sup>	
49	22336.75 <sup>2, 3</sup>	22336.75 <sup>2, 3</sup>	
50	22339.75 <sup>2, 3</sup>	22339.75 <sup>2, 3</sup>	
51	22342.75 <sup>2, 3</sup>	22342.75 <sup>2, 3</sup>	
52	22345.75 <sup>2, 3</sup>	22345.75 <sup>2, 3</sup>	
53	22348.75 <sup>2, 3</sup>	22348.75 <sup>2, 3</sup>	
54	22351.75 <sup>2, 3</sup>	22351.75 <sup>2, 3</sup>	
55	22354.75 <sup>2, 3</sup>	22354.75 <sup>2, 3</sup>	
56	22357.75 <sup>2, 3</sup>	22357.75 <sup>2, 3</sup>	
57	22360.75 <sup>2, 3</sup>	22360.75 <sup>2, 3</sup>	
58	22363.75 <sup>2, 3</sup>	22363.75 <sup>2, 3</sup>	
59	22366.75 <sup>2, 3</sup>	22366.75 <sup>2, 3</sup>	
60	22369.75 <sup>2, 3</sup>	22369.75 <sup>2, 3</sup>	
61	22372.75 <sup>2, 3</sup>	22372.75 <sup>2, 3</sup>	
62	22438.75	22377.75	
63	22441.75	22380.75	

- 1 データ伝送によるこの周波数の使用は、ITU-R 勧告 M.1798 に従うものとする。
- 2 単信通信（1周波数）の使用に限る。
- 3 3kHz の隣接するチャネルを使用して広帯域通信に割り当てることができる。
- 4 このチャネルは、同一帯域の広帯域の海岸局のチャネルと対にすることができる。

18848-18898kHz、19681-19703kHz、22182-22443.5kHz 及び 25123-25208kHz の使用は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認することを条件に船舶局（40 ボーを超えない速度の A1A モールス電信の呼出及び通信並びに広帯域電信、ファクシミリ及び特別の伝送方式による通信並びに狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信（FSK の場合は 100 ボー、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の場合に限る。）を行うものに限る。）又は海岸局（狭帯域直接印刷電信方式及び狭帯域データ伝送方式による通信（FSK の場合は 100 ボー、PSK の場合は 200 ボーを超えない速度の場合に限る。）を行うものに限る。）に割り当てることができる。

○周波数割当計画新旧対照表

変更案							変更前								
別表 3-4 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表							別表 3-4 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表								
チャンネル 番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信	チャンネル 番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶 相互間	港務通信及び 船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1 周波数	2 周波数				船舶局	海岸局		1 周波数	2 周波数	
60	(m)	156.025	160.625		○	○	○	60	(m)	156.025	160.625		○	○	○
01	(m)	156.050	160.650		○	○	○	01	(m)	156.050	160.650		○	○	○
61	(m)	156.075	160.675		○	○	○	61	(m)	156.075	160.675		○	○	○
02	(m)	156.100	160.700		○	○	○	02	(m)	156.100	160.700		○	○	○
62	(m)	156.125	160.725		○	○	○	62	(m)	156.125	160.725		○	○	○
03	(m)	156.150	160.750		○	○	○	03	(m)	156.150	160.750		○	○	○
63	(m)	156.175	160.775		○	○	○	63	(m)	156.175	160.775		○	○	○
04	(m)	156.200	160.800		○	○	○	04	(m)	156.200	160.800		○	○	○
64	(m)	156.225	160.825		○	○	○	64	(m)	156.225	160.825		○	○	○
05	(m)	156.250	160.850		○	○	○	05	(m)	156.250	160.850		○	○	○
65	(m)	156.275	160.875		○	○	○	65	(m)	156.275	160.875		○	○	○
06	(f)	156.300		○				06	(f)	156.300		○			
2006	(r)	160.900	160.900					2006	(r)	160.900	160.900				
66	(m)	156.325	160.925		○	○	○	66	(m)	156.325	160.925		○	○	○
07	(m)	156.350	160.950		○	○	○	07	(m)	156.350	160.950		○	○	○
67	(h)	156.375	156.375	○	○			67	(h)	156.375	156.375	○	○		
08		156.400		○				08		156.400		○			
68		156.425	156.425		○			68		156.425	156.425		○		
09	(i)	156.450	156.450	○	○			09	(i)	156.450	156.450	○	○		
69		156.475	156.475	○	○			69		156.475	156.475	○	○		
10	(h), (q)	156.500	156.500	○	○			10	(h), (q)	156.500	156.500	○	○		
70	(f), (j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し				70	(f), (j)	156.525	156.525	遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出し			
11	(q)	156.550	156.550		○			11	(q)	156.550	156.550		○		
71		156.575	156.575		○			71		156.575	156.575		○		
12		156.600	156.600		○			12		156.600	156.600		○		

72	(i)	156.625		○			
13	(k)	156.650	156.650	○	○		
73	(h), (i)	156.675	156.675	○	○		
14		156.700	156.700		○		
74		156.725	156.725		○		
15	(g)	156.750	156.750	○	○		
75	(n), (s)	156.775	156.775		○		
16	(f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
76	(n), (s)	156.825	156.825		○		
17	(g)	156.850	156.850	○	○		
77		156.875		○			
18	(m)	156.900	161.500		○	○	○
78	(m)	156.925	161.525		○	○	○
1078		156.925	156.925		○		
2078	(mm)		161.525		○		
19	(m)	156.950	161.550		○	○	○
1019		156.950	156.950		○		
2019	(mm)		161.550		○		
79	(m)	156.975	161.575		○	○	○
1079		156.975	156.975		○		
2079	(mm)		161.575		○		
20	(m)	157.000	161.600		○	○	○
1020		157.000	157.000		○		
2020	(mm)		161.600		○		
80	(wa), (y)	157.025	161.625		○	○	○
21	(wa), (y)	157.050	161.650		○	○	○
81	(wa), (y)	157.075	161.675		○	○	○
22	(wa), (y)	157.100	161.700		○	○	○
82	(wa), (x), (y)	157.125	161.725		○	○	○
23	(wa), (x), (y)	157.150	161.750		○	○	○
83	(wa), (x), (y)	157.175	161.775		○	○	○

72	(i)	156.625		○			
13	(k)	156.650	156.650	○	○		
73	(h), (i)	156.675	156.675	○	○		
14		156.700	156.700		○		
74		156.725	156.725		○		
15	(g)	156.750	156.750	○	○		
75	(n), (s)	156.775	156.775		○		
16	(f)	156.800	156.800	遭難、安全及び呼出し			
76	(n), (s)	156.825	156.825		○		
17	(g)	156.850	156.850	○	○		
77		156.875		○			
18	(m)	156.900	161.500		○	○	○
78	(t), (u), (v)	156.925	161.525		○	○	○
1078		156.925	156.925		○		
2078		161.525	161.525		○		
19	(t), (u), (v)	156.950	161.550		○	○	○
1019		156.950	156.950		○		
2019		161.550	161.550		○		
79	(t), (u), (v)	156.975	161.575		○	○	○
1079		156.975	156.975		○		
2079		161.575	161.575		○		
20	(t), (u), (v)	157.000	161.600		○	○	○
1020		157.000	157.000		○		
2020		161.600	161.600		○		
80	(w), (y)	157.025	161.625		○	○	○
21	(w), (y)	157.050	161.650		○	○	○
81	(w), (y)	157.075	161.675		○	○	○
22	(w), (y)	157.100	161.700		○	○	○
82	(w), (x), (y)	157.125	161.725		○	○	○
23	(w), (x), (y)	157.150	161.750		○	○	○
83	(w), (x), (y)	157.175	161.775		○	○	○

<u>24</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.200</u>	<u>161.800</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>1024</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.200</u>					
<u>2024</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>161.800</u>	<u>161.800</u>	<u>○**</u>			
<u>84</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.225</u>	<u>161.825</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>1084</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.225</u>					
<u>2084</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>161.825</u>	<u>161.825</u>	<u>○**</u>			
<u>25</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.250</u>	<u>161.850</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>1025</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.250</u>					
<u>2025</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>161.850</u>	<u>161.850</u>	<u>○**</u>			
<u>85</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.275</u>	<u>161.875</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>1085</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>157.275</u>					
<u>2085</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x), (xx)</u>	<u>161.875</u>	<u>161.875</u>	<u>○**</u>			
<u>26</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x)</u>	<u>157.300</u>	<u>161.900</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>1026</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x)</u>	<u>157.300</u>					
<u>2026</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x)</u>		<u>161.900</u>				
<u>86</u>	<u>(w), (ww),</u> <u>(x)</u>	<u>157.325</u>	<u>161.925</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>

<u>24</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.200</u>	<u>161.800</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>84</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.225</u>	<u>161.825</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>25</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.250</u>	<u>161.850</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>85</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.275</u>	<u>161.875</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>26</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.300</u>	<u>161.900</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
<u>86</u>	<u>(w),</u> <u>(ww),</u> <u>(x), (y)</u>	<u>157.325</u>	<u>161.925</u>		<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>

1086	(w), (ww), (x)	157.325					
2086	(w), (ww), (x)		161.925				
27	(z), (zx)	157.350	161.950			○	○
1027	(z), (zz)	157.350	157.350			○	
2027*	(z)	161.950	161.950				
87	(z), (zz)	157.375	157.375			○	
28	(z), (zx)	157.400	162.000			○	○
1028	(z), (zz)	157.400	157.400			○	
2028*	(z)	162.000	162.000				
88	(z), (zz)	157.425	157.425			○	
AIS 1	(f), (1), (p)	161.975	161.975				
AIS 2	(f), (1), (p)	162.025	162.025				

\* 2019年1月1日から第2027チャンネルはASM 1に指定され、第2028チャンネルはASM 2に指定される。

\*\* このチャンネルの使用は、デジタル変調方式のものに限る。

一般的な注

- (a) 主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用する場合には、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。
- (b) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。
- (c) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。
- (d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。
- (e) 25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R 勧告M.1084に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルインターリーブを適用することができる。
- この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャンネル(特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS1及びAIS2チャンネル)への影響並びにITU-R 勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。
  - 12.5kHzチャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

27	(z)	157.350	161.950			○	○
87	(z)	157.375	157.375			○	
28	(z)	157.400	162.000			○	○
88	(z)	157.425	157.425			○	
AIS 1	(f), (1), (p)	161.975	161.975				
AIS 2	(f), (1), (p)	162.025	162.025				

一般的な注

- (a) 主管庁は、無線通信規則第51.69号、第51.73号、第51.74号、第51.75号、第51.76号、第51.77号及び第51.78号に定める条件に従って、軽飛行機及びヘリコプターが主に海上の支援作業に従事する船舶局又はこれに参加する海岸局との通信に使用する場合には、船舶相互間、港務通信及び船舶通航の業務の周波数を指定することができる。ただし、公衆通信と共用するチャンネルの使用は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の事前の合意に従わなければならない。
- (b) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、高速データ送信及びファクシミリ送信にも使用することができる。
- (c) この表に掲載されたチャンネル(第06、第13、第15、第16、第17、第70、第75及び第76チャンネルを除く。)は、関係主管庁と影響を受ける主管庁との間の特別な取決めによることを条件として、直接印刷電信及びデータ送信に使用することができる。
- (d) この表の周波数は、無線通信規則第5.226号に定める条件に従い、内陸水路における無線通信にも使用することができる。
- (e) 25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R 勧告M.1084に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルインターリーブを適用することができる。
- この表の遭難及び安全の周波数、船舶自動識別装置(AIS)の周波数並びにデータ交換の周波数の25kHzチャンネル(特に第06、第13、第15、第16、第17、第70、AIS1及びAIS2チャンネル)への影響並びにITU-R 勧告M.489-2で定める技術的特性への影響がないこと。
  - 12.5kHzチャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

- (f) 156.3MHz (第 06 チャンネル)、156.525MHz (第 70 チャンネル)、156.8MHz (第 16 チャンネル)、161.975MHz (AIS1 チャンネル) 及び 162.025MHz (AIS2 チャンネル) の周波数は、検索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。
- (g) 第 15 及び第 17 チャンネルは、実効輻射電力が 1W を超えないこと及びこれらのチャンネルが主管庁が属する国の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。
- (h) 欧州海上地域及びカナダでは、第 10、第 67 及び第 73 チャンネルは、無線通信規則第 51.69 号、第 51.73 号、第 51.74 号、第 51.75 号、第 51.76 号、第 51.77 号及び第 51.78 号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の検索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。
- (i) 注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第 09 チャンネル)、156.625MHz(第 72 チャンネル)及び 156.675MHz(第 73 チャンネル)とする。
- (j) 第 70 チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。
- (k) 主に船舶相互間の航行安全通信のため、第 13 チャンネルは、航行安全通信用のチャンネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。
- (l) これらのチャンネル (AIS1 及び AIS2) は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R 勧告 M.1371 に従う。
- (m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。単一周波数の使用においては以下の条件が適用される。  
一 これらのチャンネルの低い方の周波数部分は、船舶局及び海岸局によって単一周波数チャンネルとして運用することができる。  
二 これらのチャンネルの高い方の周波数部分を使用する送信は、海岸局に限る。  
三 主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルの高い方の周波数部分は船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第 2027\*及び第 2028\*チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。  
\* 2019 年 1 月 1 日から第 2027 チャンネルは ASM 1 に指定され、第 2028 チャンネルは ASM 2 に指定される。
- (mm) これらのチャンネルによる送信は海岸局に限る。主管庁の許可及び国内規則による規定がある場合にあっては、これらのチャンネルは船舶局の送信に使用することができる。AIS1、AIS2、第 2027\*及び第 2028\*チャンネルへの有害な混信を避けるため、全ての予防策をとるものとする。  
\* 2019 年 1 月 1 日から第 2027 チャンネルは ASM 1 に指定され、第 2028 チャンネルは ASM 2 に指定される。
- (n) AIS を例外として、第 75 及び第 76 チャンネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第 16 チャンネルへの有害な混信を避けるため、出力の 1W 以下への制限により全ての予防策をとるものとする。
- (o) (未使用)
- (p) これらのチャンネルは、船舶からの AIS の送信を受信するための移動衛星業務 (地球から宇宙) にも使用することができる。

個別的な注

- (f) 156.3MHz (第 06 チャンネル)、156.525MHz (第 70 チャンネル)、156.8MHz (第 16 チャンネル)、161.975MHz (AIS1 チャンネル) 及び 162.025MHz (AIS2 チャンネル) の周波数は、検索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。
- (g) 第 15 及び第 17 チャンネルは、実効輻射電力が 1W を超えないこと及びこれらのチャンネルが主管庁が属する国の領海内で使用されているとき、当該主管庁の国内規則に従うことを条件として、船上通信にも使用することができる。
- (h) 欧州海上地域及びカナダでは、第 10、第 67 及び第 73 チャンネルは、無線通信規則第 51.69 号、第 51.73 号、第 51.74 号、第 51.75 号、第 51.76 号、第 51.77 号及び第 51.78 号に定める条件に従って、個々の関係主管庁によって、共同の検索及び救助作業並びに地域の汚染防止作業に従事する船舶局、航空機局及びこの作業に参加する陸上局間の通信のためにも使用することができる。
- (i) 注(a)に定める目的のために優先する最初の周波数は、156.450MHz(第 09 チャンネル)、156.625MHz(第 72 チャンネル)及び 156.675MHz(第 73 チャンネル)とする。
- (j) 第 70 チャンネルは、遭難、安全及び呼出しのためのデジタル選択呼出しにのみ使用する。
- (k) 主に船舶相互間の航行安全通信のため、第 13 チャンネルは、航行安全通信用のチャンネルとしての世界的基礎での使用のために指定される。このチャンネルは、関係主管庁の国内規則に従うことを条件として、船舶通航業務及び港務通信業務にも使用することができる。
- (l) これらのチャンネル (AIS1 及び AIS2) は、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R 勧告 M.1371 に従う。
- (m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。
- (n) AIS を例外として、第 75 及び第 76 チャンネルの使用は、航行に関連する通信のみに制限されるものとし、第 16 チャンネルへの有害な混信を避けるため、出力の 1W 以下への制限又は地理的な分離等により全ての予防策をとるものとする。
- (o) (未使用)
- (p) これらのチャンネルは、船舶からの AIS の送信を受信するための移動衛星業務 (地球から宇宙) にも使用することができる。

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第 70 チャンネルに有害な混信を与えることを避けるための全ての予防策をとるものとする。

(r) 海上移動業務においてこの周波数は、今後予定されるアプリケーションやシステム（例えば、新しい AIS のアプリケーションや船外システムなど）の使用のために保留する。実験的な無線局を主管庁が認めた場合は、固定及び移動する無線局に対し有害な混信を与えないこと及び有害な混信を容認すること。

(s) 第 75 及び第 76 チャンネルは、船舶局からの長距離用 AIS 情報（メッセージ番号が 27 のもの：ITU-R 勧告 M. 1371 参照）を受信するために移動衛星業務（地球から宇宙）にも割り当てる。

(t) （未使用）

(u) （未使用）

(v) （未使用）

(w) 第一地域及び第三地域では、2016 年 12 月 31 日まで 157.200-157.325MHz 及び 161.800-161.925MHz の周波数帯（第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、デジタル変調の発射に使用できる。デジタル変調の発射でこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第 5 条に従って運用している無線局に有害な混信を生じさせてはならず、当該無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。

2017 年 1 月 1 日から 157.200-157.325MHz 及び 161.800-161.925MHz の周波数帯（第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2092 に掲げる VHF データ交換システム（以下「VDES」という。）の利用とする。これらの周波数帯は、影響を受ける主管庁との調整の対象となること及びデジタル変調を使用した海上移動業務の他の無線局に有害な混信を生じさせず、かつ当該無線局からの混信を容認することを条件に主管庁によって認められたものであって ITU-R 勧告 M. 1084 に従ってアナログ変調に使用することができる。

(wa) 第一地域及び第三地域では、2016 年 12 月 31 日まで影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.025-157.175MHz 及び 161.625-161.775MHz の周波数帯（第 80、第 21、第 81、第 22、第 82、第 23 及び第 83 チャンネルに相当）は、デジタル変調の発射に使用することができる。これらのチャンネル又は周波数帯をデジタル変調の発射に使用する無線局は、無線通信規則第 5 条に従い運用している他の無線局に有害な混信を生じさせてはならない。また、他の無線局からの保護を要求してはならない。

2017 年 1 月 1 日から 157.025-157.100MHz 及び 161.625-161.700MHz の周波数帯（第 80、第 21、第 81 及び第 22 チャンネルに相当）は隣接する複数の 25kHz 幅のチャンネルを統合して、157.150-157.175MHz 及び 161.750-161.775MHz の周波数帯（第 23 及び第 83 チャンネルに相当）は隣接する 2 つの 25kHz 幅のチャンネルを統合して、最新版の ITU-R 勧告 M. 1842 に掲げるデジタルシステムに使用することができる。また、157.125MHz 及び 161.725MHz の周波数帯（第 82 チャンネルに相当）は、最新版の ITU-R 勧告 M. 1842 に掲げるデジタルシステムに使用することができる。

157.025-157.175MHz 及び 161.625-161.775MHz の周波数帯（第 80、第 21、第 81、第 22、第 82、第 23 及び第 83 チャンネルに相当）は、デジタル変調の発射に使用する他の海上移動業務の局からの混信を容認すること及び影

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第 70 チャンネルに有害な混信を与えることを避けるための全ての予防策をとるものとする。

(r) 海上移動業務においてこの周波数は、今後予定されるアプリケーションやシステム（例えば、新しい AIS のアプリケーションや船外システムなど）の使用のために保留する。実験的な無線局を主管庁が認めた場合は、固定及び移動する無線局に対し有害な混信を与えないこと及び有害な混信を容認すること。

(s) 第 75 及び第 76 チャンネルは、船舶局からの長距離用 AIS 情報（メッセージ番号が 27 のもの：ITU-R 勧告 M. 1371 参照）を受信するために移動衛星業務（地球から宇宙）にも割り当てる。

(t) 第一地域及び第三地域では、2017 年 1 月 1 日まで第 78 及び第 19 並びに第 79 及び第 20 チャンネルを複信チャンネルとして引き続き割り当てることができる。これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。同日からこれらのチャンネルは単一周波数チャンネルとしてのみ使用する。ただし、複信チャンネルの割当ては、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、海岸局と船舶局の連携のために保つことがある。

(u) 第二地域のこれらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。

(v) 2017 年 1 月 1 日以降は、これらの周波数は、オランダにおいて、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、複信チャンネルとして引き続き使用することができる。

(w) 第一地域及び第三地域では、2017 年 1 月 1 日まで 157.025-157.325MHz 及び 161.625-161.925MHz の周波数帯（第 80、第 21、第 81、第 22、第 82、第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新しい技術のために使用できる。新しい技術でこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第 5 条に従って運用している無線局に有害な混信を生じさせてはならず、当該無線局からの有害な混信に対して保護を要求してはならない。同日から 157.025-157.325MHz 及び 161.625-161.925MHz の周波数帯（第 80、第 21、第 81、第 22、第 82、第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、ITU-R 勧告 M. 1842 に従うデジタルシステムの利用とする。これらの周波数帯は、影響を受ける主管庁との調整の対象となること及びデジタル変調を使用した海上移動業務の他の無線局からの混信を容認することを条件に主管庁によって認められたものであって ITU-R 勧告 M. 1084 に従ってアナログ変調に使用することができる。

響を受ける主管庁との調整の対象になることを条件として、最新版の ITU-R 勧告 M. 1084 に掲げるアナログ変調も使用することができる。

(ww) 第二地域では、157.200-157.325MHz 及び 161.800-161.925MHz の周波数帯（第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、ITU-R 勧告 M. 1842 に従ったデジタル変調に割り当てる。

カナダ及びバルバドスでは、2019 年 1 月 1 日から影響を受ける主管庁との調整に従うことを条件として、157.200-157.275MHz 及び 161.800-161.875MHz の周波数帯（第 24、第 84、第 25 及び第 85 チャンネルに相当）は、最新版の ITU-R 勧告 M. 2092 に掲げるデジタル変調の発射に使用することができる。

(x) 2017 年 1 月 1 日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、ザンビア及びジンバブエにおいて、157.125-157.325MHz 及び 161.725-161.925MHz の周波数帯（第 82、第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。同日から中華人民共和国において、157.150-157.325MHz 及び 161.750-161.925MHz の周波数帯（第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。

(xx) 2019 年 1 月 1 日から第 24、第 84、第 25 及び第 85 チャンネルは、最新版の ITU-R 勧告 M. 2092 に掲げる地上系 VDES を運用するために、帯域幅が 100kHz である単一の複信チャンネルを形成するように統合して使用することができる。

(y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして割り当てることができる。

(z) 2018 年 12 月 31 日までこれらのチャンネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来の AIS アプリケーションのテストに使用することができる。

2019 年 1 月 1 日からこれらのチャンネルは、2 つの単信チャンネルにそれぞれ分割される。ASM1 及び ASM2 として指定される第 2027 及び第 2028 チャンネルは、最新版の ITU-R 勧告 M. 2092 に掲げるアプリケーション関連メッセージ (ASM) に使用される。

(zx) アメリカ合衆国では、これらのチャンネルは船舶局と海岸局との間の公衆通信を目的とした通信に使用される。

(zz) 2019 年 1 月 1 日から第 1027、第 1028、第 87 及び第 88 チャンネルは、港務通信及び船舶通航のための単一周波数アナログチャンネルとして使用される。

(ww) 第二地域では、157.2-157.325MHz 及び 161.8-161.925MHz の周波数帯（第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、ITU-R 勧告 M. 1842 に従ったデジタル変調に割り当てる。

(x) 2017 年 1 月 1 日からアンゴラ、ボツワナ、レソト、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、コンゴ民主共和国、セーシェル、南アフリカ、スワジランド、タンザニア、ザンビア、ジンバブエにおいて、157.125-157.325MHz 及び 161.725-161.925MHz の周波数帯（第 82、第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。同日から中華人民共和国において、157.150-157.325MHz 及び 161.750-161.925MHz の周波数帯（第 23、第 83、第 24、第 84、第 25、第 85、第 26 及び第 86 チャンネルに相当）は、デジタル変調の無線局に割り当てる。

(y) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一又は複信の周波数チャンネルとして割り当てることができる。

(z) これらのチャンネルは、存在する固定業務及び移動業務のアプリケーション及び無線局に有害な混信を与えないこと並びにそれらからの有害な混信を容認することを条件に、将来の AIS アプリケーションのテストに使用することができる。

○周波数割当計画新旧対照表

変更案	変更前																																																																						
<p>別表 3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表</p> <p>(1) <u>チャンネル間隔 25kHz で使用する周波数表</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>156.75 MHz</u></td> <td><u>156.85 MHz</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>457.525 MHz</u></td> <td><u>457.55 MHz</u></td> <td><u>457.575 MHz</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>467.525 MHz</u></td> <td><u>467.55 MHz</u></td> <td><u>467.575 MHz</u></td> <td><u>467.6 MHz</u></td> <td><u>467.6125 MHz</u></td> <td><u>467.625 MHz</u></td> </tr> </table> <p>(2) <u>チャンネル間隔 12.5kHz で使用する周波数表</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>457.525 MHz</u></td> <td><u>457.5375 MHz</u></td> <td><u>457.55 MHz</u></td> <td><u>457.5625 MHz</u></td> <td><u>457.575 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>467.525 MHz</u></td> <td><u>467.5375 MHz</u></td> <td><u>467.55 MHz</u></td> <td><u>467.5625 MHz</u></td> <td><u>467.575 MHz</u></td> </tr> </table> <p><u>この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。</u></p> <p>(3) <u>チャンネル間隔 6.25kHz で使用する周波数表</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>457.515625 MHz</u></td> <td><u>457.521875 MHz</u></td> <td><u>457.528125 MHz</u></td> <td><u>457.534375 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>457.540625 MHz</u></td> <td><u>457.546875 MHz</u></td> <td><u>457.553125 MHz</u></td> <td><u>457.559375 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>457.565625 MHz</u></td> <td><u>457.571875 MHz</u></td> <td><u>457.578125 MHz</u></td> <td><u>457.584375 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>467.515625 MHz</u></td> <td><u>467.521875 MHz</u></td> <td><u>467.528125 MHz</u></td> <td><u>467.534375 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>467.540625 MHz</u></td> <td><u>467.546875 MHz</u></td> <td><u>467.553125 MHz</u></td> <td><u>467.559375 MHz</u></td> </tr> <tr> <td><u>467.565625 MHz</u></td> <td><u>467.571875 MHz</u></td> <td><u>467.578125 MHz</u></td> <td><u>467.584375 MHz</u></td> </tr> </table> <p><u>この周波数の使用は、デジタル変調方式のものに限る。</u></p>	<u>156.75 MHz</u>	<u>156.85 MHz</u>					<u>457.525 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>				<u>467.525 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>	<u>467.6 MHz</u>	<u>467.6125 MHz</u>	<u>467.625 MHz</u>	<u>457.525 MHz</u>	<u>457.5375 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.5625 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>	<u>467.525 MHz</u>	<u>467.5375 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.5625 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>	<u>457.515625 MHz</u>	<u>457.521875 MHz</u>	<u>457.528125 MHz</u>	<u>457.534375 MHz</u>	<u>457.540625 MHz</u>	<u>457.546875 MHz</u>	<u>457.553125 MHz</u>	<u>457.559375 MHz</u>	<u>457.565625 MHz</u>	<u>457.571875 MHz</u>	<u>457.578125 MHz</u>	<u>457.584375 MHz</u>	<u>467.515625 MHz</u>	<u>467.521875 MHz</u>	<u>467.528125 MHz</u>	<u>467.534375 MHz</u>	<u>467.540625 MHz</u>	<u>467.546875 MHz</u>	<u>467.553125 MHz</u>	<u>467.559375 MHz</u>	<u>467.565625 MHz</u>	<u>467.571875 MHz</u>	<u>467.578125 MHz</u>	<u>467.584375 MHz</u>	<p>別表 3-5 船上通信局又は船舶局の船上通信設備の周波数表</p> <table border="1"> <tr> <td><u>156.75 MHz</u></td> <td><u>156.85 MHz</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>457.525 MHz</u></td> <td><u>457.55 MHz</u></td> <td><u>457.575 MHz</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>467.525 MHz</u></td> <td><u>467.55 MHz</u></td> <td><u>467.575 MHz</u></td> <td><u>467.6 MHz</u></td> <td><u>467.6125 MHz</u></td> <td><u>467.625 MHz</u></td> </tr> </table>	<u>156.75 MHz</u>	<u>156.85 MHz</u>					<u>457.525 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>				<u>467.525 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>	<u>467.6 MHz</u>	<u>467.6125 MHz</u>	<u>467.625 MHz</u>
<u>156.75 MHz</u>	<u>156.85 MHz</u>																																																																						
<u>457.525 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>																																																																					
<u>467.525 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>	<u>467.6 MHz</u>	<u>467.6125 MHz</u>	<u>467.625 MHz</u>																																																																		
<u>457.525 MHz</u>	<u>457.5375 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.5625 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>																																																																			
<u>467.525 MHz</u>	<u>467.5375 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.5625 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>																																																																			
<u>457.515625 MHz</u>	<u>457.521875 MHz</u>	<u>457.528125 MHz</u>	<u>457.534375 MHz</u>																																																																				
<u>457.540625 MHz</u>	<u>457.546875 MHz</u>	<u>457.553125 MHz</u>	<u>457.559375 MHz</u>																																																																				
<u>457.565625 MHz</u>	<u>457.571875 MHz</u>	<u>457.578125 MHz</u>	<u>457.584375 MHz</u>																																																																				
<u>467.515625 MHz</u>	<u>467.521875 MHz</u>	<u>467.528125 MHz</u>	<u>467.534375 MHz</u>																																																																				
<u>467.540625 MHz</u>	<u>467.546875 MHz</u>	<u>467.553125 MHz</u>	<u>467.559375 MHz</u>																																																																				
<u>467.565625 MHz</u>	<u>467.571875 MHz</u>	<u>467.578125 MHz</u>	<u>467.584375 MHz</u>																																																																				
<u>156.75 MHz</u>	<u>156.85 MHz</u>																																																																						
<u>457.525 MHz</u>	<u>457.55 MHz</u>	<u>457.575 MHz</u>																																																																					
<u>467.525 MHz</u>	<u>467.55 MHz</u>	<u>467.575 MHz</u>	<u>467.6 MHz</u>	<u>467.6125 MHz</u>	<u>467.625 MHz</u>																																																																		

○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前																																																				
<p>別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表</p> <p>1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1545MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 インマルサットM型、ミニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 インマルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 その他の携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	<p>別表4 船舶地球局及び携帯移動地球局の周波数表</p> <p>1 インマルサットC型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>インマルサットB型の無線設備の機器を施設する船舶地球局及び携帯移動地球局（平成28年12月31日までに限る。）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1525MHz から 1545MHz までの周波数帯</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1545MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 インマルサットF型の無線設備の機器を施設する船舶地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 インマルサットM型、ミニM型、F型、BGAN型及びGSPS型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 インマルサットD型の無線設備の機器を施設する携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 その他の携帯移動地球局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">送信周波数</th> <th style="text-align: center;">受信周波数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯</td> <td style="text-align: center;">1525MHz から 1559MHz までの周波数帯</td> </tr> </tbody> </table>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	<u>1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1545MHz までの周波数帯</u>	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯	送信周波数	受信周波数	1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1537MHz から 1544.2MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
<u>1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯</u>	<u>1525MHz から 1545MHz までの周波数帯</u>																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1646.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1545MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1645.5MHz まで及び 1656.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				
送信周波数	受信周波数																																																				
1626.5MHz から 1660.5MHz までの周波数帯	1525MHz から 1559MHz までの周波数帯																																																				

○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前
別表 9-11 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表 60.5GHz 76.5GHz <u>79GHz</u>	別表 9-11 ミリ波レーダー用特定小電力無線局の周波数表 60.5GHz 76.5GHz <u>79.5GHz</u>

○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前
<p>国際周波数分配の脚注</p>	<p>国際周波数分配の脚注</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 54B 付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、<u>バーレーン</u>、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、<u>イラン</u>、イラク、<u>クウェート</u>、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。</p>	<p>5. 54B 付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、アラブ首長国連邦、ロシア、イラク、レバノン、モロッコ、カタール、シリア、スーダン及びチュニジアでは、8.3-9kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務、固定業務及び移動業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 55 付加分配：アルメニア、ロシア、<u>ジョージア</u>、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。</p>	<p>5. 55 付加分配：アルメニア、<u>アゼルバイジャン</u>、ロシア、<u>グルジア</u>、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、14-17kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務に分配する。</p>
<p>5. 56 14-19.95kHz及び20.05-70kHzの周波数帯並びに第一地域では72-84kHz及び86-90kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz及び50kHzの周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。</p>	<p>5. 56 14-19.95kHz及び20.05-70kHzの周波数帯並びに第一地域では72-84kHz及び86-90kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。これらの局は、有害な混信からの保護を与えられる。アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、25kHz及び50kHzの周波数は、同一の条件でこの目的に使用される。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 58 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>ジョージア</u>、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p>	<p>5. 58 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、<u>グルジア</u>、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、67-70kHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 68 代替分配：コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p>	<p>5. 68 代替分配：<u>アンゴラ</u>、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び南アフリカ共和国では、160-200kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p>	<p>5. 75 業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、モルドバ、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びルーマニアの黒海地方では、海上無線航行業務による315-325kHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とし、バルト海地方では、この周波数帯において海上無線航行業務又は航空無線航行業務の新設局に周波数を割り当てる場合には、関係主管庁間で事前に協議を行うことを条件とする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5. 93 付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>ジョージア</u>、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz及び2160-2170kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>	<p>5. 93 付加分配：<u>アンゴラ</u>、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、<u>グルジア</u>、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ナイジェリア、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、1625-1635kHz、1800-1810kHz及び2160-2170kHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に定める手続に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

5.96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、クロアチア、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、ジョージア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、英国、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはな

(略)

5.98

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、ジョージア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン 及びトルコでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5.102

代替分配：ボリビア、チリ、パラグアイ及びペルーでは、1850-2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

(略)

5.119

付加分配：ペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ 及びペルーでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5.128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

(略)

5.96

ドイツ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、デンマーク、エストニア、ロシア、フィンランド、グルジア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、カザフスタン、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マルタ、モルドバ、ノルウェー、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、スロバキア、チェコ、スウェーデン、スイス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、主管庁は、1715-1800kHz 及び 1850-2000kHz の周波数帯のうち 200kHz までを自国のアマチュア業務に分配することができる。ただし、主管庁は、この帯域内の周波数帯を自国のアマチュア業務に分配するときは、隣接国の主管庁と事前に協議を行った上、自国のアマチュア業務が他国の固定業務及び移動業務に有害な混信を与えることを避けるために必要となる措置を執らなければならない。また、いかなるアマチュア局の平均電力も 10W を超えてはならない。

(略)

5.98

代替分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、カメルーン、コンゴ共和国、デンマーク、エジプト、エリトリア、スペイン、エチオピア、ロシア、グルジア、ギリシャ、イタリア、カザフスタン、レバノン、リトアニア、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、トルコ及びウクライナでは、1810-1830kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5.102

代替分配：ボリビア、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、1850-2000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務(航空移動を除く。)、無線標定業務及び無線航行業務に分配する。

(略)

5.119

付加分配：ホンジュラス、メキシコ及びペルーでは、3500-3750kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.122

代替分配：ボリビア、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー及びウルグアイでは、3750-4000kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5.128

4063-4123kHz 及び 4130-4438kHz の周波数帯は、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、平均電力が 50W を超えない固定業務の局であって、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに例外的に使用することができる。さらに、アフガニスタン、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボツワナ、ブルキナファソ、中央アフリカ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、インド、カザフスタン、マリ、ニジェール、パキスタン、キルギス、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、平均電力が 1kW を超えない固定業務の局であって、海岸から少なくとも 600km 離れたものは、海上移動業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、4063-4123kHz、4130-4133kHz 及び 4408-4438kHz の周波数帯で運用することができる。

(略)

5. 132B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5. 133

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 133A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

5. 133B

5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 15W を超えてはならない。ただし、メキシコでは、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 20W を超えてはならない。以下の第二地域の国：アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、エルサルバドル、エクアドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セントルシア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域におけるオランダの海外領土では、5351. 5-5366. 5kHz の周波数帯を使用しているアマチュア業務の局は、等価等方輻射電力が 25W を超えてはならない。

(略)

5. 139

業務の種類地域差：2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765-7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 140

付加分配：アンゴラ、イラク、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5. 141B

付加分配：2009 年 3 月 29 日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、ギニア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニューージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

(略)

5. 132B

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、4438-4488kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5. 133

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、ニジェール、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5130-5250kHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務（航空移動を除く。）に分配する（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 133A

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、5250-5275kHz 及び 26200-26350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に分配する。

(略)

5. 139

業務の種類地域差：2009 年 3 月 29 日までは、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ラトビア、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、陸上移動業務に対する 6765-7000kHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

5. 140

付加分配：アンゴラ、イラク、ケニア、ソマリア及びトーゴでは、7000-7050kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5. 141B

付加分配：2009 年 3 月 29 日より後に、アルジェリア、サウジアラビア、オーストラリア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、中華人民共和国、コモロ、大韓民国、ディエゴ・ガルシア、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、インドネシア、イラン、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ニューージーランド、オマーン、パプアニューギニア、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チュニジア、ベトナム及びイエメンでは、7100-7200 kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び航空移動(R)を除く移動業務にも分配する。

(略)

5. 145B

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

(略)

5. 149A

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

(略)

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、ジョージア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

(略)

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、ジョージア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

(略)

5. 158

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5. 159

代替分配：アルメニア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

5. 161B

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキス

5. 145B

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、9305-9355kHz 及び 16100-16200kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に分配する。

(略)

5. 149A

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450-13550kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

(略)

5. 152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、グルジア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250-14350kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBW を超える輻射電力を使用してはならない。

(略)

5. 154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068-18168kHz の周波数帯は、1kW を超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5. 155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(R)業務にも分配する。

5. 155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850-21870kHz の周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

(略)

5. 158

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450-24600kHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5. 159

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39-39.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

5. 161B

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウ

タン、オランダ、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

5.163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz及び56.5-58MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.164

付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHzの周波数帯、南アフリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

(略)

5.166 (未使用)

5.167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン 及びシンガポール では、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5.167A

付加分配：インドネシア 及びタイ では、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

(略)

5.170

付加分配：ニュージーランドでは、51-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.172

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県 及びガイアナ では、固定業務及び移動業務による54-68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.173

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県 及びガイアナ では、固定業務及び移動業務による68-72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

エー、ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42-42.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

(略)

5.163

付加分配：アルメニア、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、47-48.5MHz及び56.5-58MHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び陸上移動業務にも分配する。

5.164

付加分配：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、コートジボワール、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モナコ、モンテネグロ、ナイジェリア、ノルウェー、オランダ、ポーランド、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びトルコでは、47-68MHzの周波数帯、南アフリカ共和国では47-50MHzの周波数帯、ラトビアでは48.5-56.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国の現存の又は計画された放送局に有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送局からの保護を要求してはならない。

(略)

5.166

代替分配：ニュージーランドでは、50-51MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配し、53-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5.167

代替分配：バングラデシュ、ブルネイ、インド、イラン、パキスタン、シンガポール及びタイ では、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務に分配する。

5.167A

付加分配：インドネシアでは、50-54MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、移動業務及び放送業務にも分配する。

(略)

5.170

付加分配：ニュージーランドでは、51-53MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.172

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコ では、固定業務及び移動業務による54-68MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

5.173

業務の種類地域差：第二地域のフランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコ では、固定業務及び移動業務による68-72MHzの周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第5.33号参照)。

(略)

5.175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

(略)

5.177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

5.179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、ジョージア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz 及び 75.2-75.4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

(略)

5.185

業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域フランス海外県、ガイアナ及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

5.201

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5.202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、ロシア、ジョージア、イラン、ヨルダン、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

(略)

5.206

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナ

5.175

代替分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務に分配する。ラトビア及びリトアニアでは、68-73MHz 及び 76-87.5MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務及び航空移動(R)を除く移動業務に分配する。その他の国でこれらの周波数帯が分配されている業務及び上に掲げる国の放送業務は、関係する隣接国の同意を得ることを条件とする。

(略)

5.177

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、73-74MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

5.179

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、中華人民共和国、ロシア、グルジア、カザフスタン、リトアニア、モンゴル、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、74.6-74.8MHz 及び 75.2-75.4MHz の周波数帯は、地上に設置した送信機のためにのみ、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

(略)

5.185

業務の種類地域差：アメリカ合衆国、第二地域フランス海外県、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ 及びパラグアイでは、固定業務及び移動業務による 76-88MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

5.201

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エストニア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、日本、カザフスタン、ラトビア、モルドバ、モンゴル、モザンビーク、ウズベキスタン、パプアニューギニア、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、132-136MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

5.202

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、ヨルダン、ラトビア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、136-137MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空移動(OR)業務にも分配する。航空移動(OR)業務の局への割当てに当たっては、主管庁は航空移動(R)業務を行う局に割り当てられた周波数について考慮しなければならない。

(略)

5.206

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、エジプト、フィンランド、フランス、グルジア、ギリシャ、カザフスタン、レバノン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、シリア、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナで

では、航空移動（OR）業務による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

（略）

5.208B

137-138MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2670MHz、2670-2690MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-15、改)の規定を適用する。

（略）

5.211

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ギニア、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

（略）

5.220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。

5.221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニューージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5.222（未使用）

は、航空移動（OR）業務による 137-138MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

（略）

5.208B

137-138MHz、387-390MHz、400.15-401MHz、1452-1492MHz、1525-1610MHz、1613.8-1626.5MHz、2655-2670MHz、2670-2690MHz 及び 21.4-22GHz の周波数帯は、決議第 739(WRC-07、改)の規定を適用する。

（略）

5.211

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、デンマーク、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イスラエル、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、カタール、スロバキア、英国、セルビア、スロベニア、ソマリア、スウェーデン、スイス、タンザニア、チュニジア及びトルコでは、138-144MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上移動業務及び陸上移動業務にも分配する。

（略）

5.220

移動衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に従った調整を条件とする。移動衛星業務は、149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の無線航行衛星業務の発達と使用を妨げてはならない。

5.221

148-149.9MHz の周波数帯を使用する移動衛星業務の局は、次に掲げる国の分配表に従って運用される固定業務又は移動業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。

アルバニア、アルジェリア、ドイツ、サウジアラビア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルネイ、ブルガリア、カメルーン、中華人民共和国、キプロス、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、スペイン、エストニア、エチオピア、ロシア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レソト、ラトビア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マリ、マルタ、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ノルウェー、ニューージーランド、オマーン、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、ルーマニア、英国、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロベニア、スーダン、スリランカ、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、タイ、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ベトナム、イエメン、ザンビア及びジンバブエ

5.222

無線航行衛星業務による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯は、宇宙研究業務の受信地球局も使用することができる。

5.223 (未使用)

(略)

5.224A (未使用)

5.224B (未使用)

(略)

5.228A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

5.228AA

海上移動衛星業務(地球から宇宙)による 161.9375-161.9625MHz 及び 161.9875-162.0125MHz の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 18 号に従って運用するシステムに限る。

(略)

5.232 (未使用)

(略)

5.234 (未使用)

(略)

5.256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア 及びカザフスタン では、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

(略)

5.260 (未使用)

(略)

5.262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、

5.223

固定業務及び移動業務による 149.9-150.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるため、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

(略)

5.224A

移動衛星業務(地球から宇宙)による 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、2015 年 1 月 1 日までは陸上移動衛星業務(地球から宇宙)に限る。

5.224B

無線航行衛星業務に対する 149.9-150.05MHz 及び 399.9-400.05MHz の周波数帯の分配は、2015 年 1 月 1 日まで効力を有する。

(略)

5.228A

161.9625-161.9875MHz 及び 162.0125-162.0375MHz の周波数帯は、捜索救助活動及びその他安全に関する通信を目的とする航空機局に使用することができる。

(略)

5.232

付加分配：日本では、170-174MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

(略)

5.234

業務の種類地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務に対する 174-216MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

5.256A

付加分配：中華人民共和国、ロシア、カザフスタン及びウクライナ では、258-261MHz の周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、この周波数帯の移動業務及び移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせ、それらの局からの保護を要求し、また、それらの局の使用及び発達を妨げてはならない。また、宇宙研究業務(地球から宇宙)及び宇宙運用業務(地球から宇宙)の局は、他国における固定業務の局の将来の発達を妨げてはならない。

(略)

5.260

固定業務及び移動業務による 399.9-400.05MHz の周波数帯の使用は、無線航行衛星業務に有害な混信を与え得ることを考慮し、主管庁は、無線通信規則第 4.4 号を適用するような使用を認めないよう要請される。

(略)

5.262

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ボツワナ、コロンビア、

キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400.05-401MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.265

403-410MHzの周波数帯は、決議第205号(WRC-15、改)を適用する。

(略)

5.268

宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による宇宙から宇宙への通信回線に限る。410-420MHzの周波数帯による宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の送信局からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を $\delta$ 、参照帯域幅を4kHzとした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$  に対しては-153dB(W/m<sup>2</sup>)、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$  に対しては-153+0.077( $\delta$ -5)dB(W/m<sup>2</sup>)、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$  に対しては-148dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)の局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。

(略)

5.275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ 及びセルビア では、430-432MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも 分配し、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は、エクアドルを除き、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによる432-438MHzの周波数帯の使用は、ITU-R勧告RS.1260-1に従うものとする。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

キューバ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リベリア、マレーシア、モルドバ、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、ソマリア、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、400.05-401MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.265(未使用)

(略)

5.268

宇宙研究業務による410-420MHzの周波数帯の使用は、軌道を周回する有人宇宙船による5kmの範囲内の通信に限る。船外活動からの発射により生ずる地表面での電力束密度は、電波の到来角を $\delta$ 、参照帯域幅を4kHzとした場合に、 $0^\circ \leq \delta \leq 5^\circ$  に対しては-153dB(W/m<sup>2</sup>)、 $5^\circ \leq \delta \leq 70^\circ$  に対しては-153+0.077( $\delta$ -5)dB(W/m<sup>2</sup>)、 $70^\circ \leq \delta \leq 90^\circ$  に対しては-148dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。無線通信規則第4.10号は、船外活動には適用しない。この周波数帯においては、宇宙研究業務(宇宙から宇宙)は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求し、また、それらの局の使用と発達を妨げてはならない。

(略)

5.275

付加分配：クロアチア、エストニア、フィンランド、リビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、セルビア及びスロベニア では、430-432MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.276

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルキナファソ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ギリシャ、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、リビア、マレーシア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ及びイエメンでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも、430-435MHz及び438-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.277

付加分配：アンゴラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カメルーン、コンゴ共和国、ジブチ、ロシア、グルジア、ハンガリー、イスラエル、カザフスタン、マリ、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、コンゴ民主共和国、キルギス、スロバキア、ルーマニア、ルワンダ、タジキスタン、チャド、トルクメニスタン及びウクライナでは、430-440MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

5.279A

地球探査衛星業務(能動)のセンサーによるこの周波数帯の使用は、ITU-R勧告SA.1260-1に従うものとする。さらに、432-438MHzの周波数帯における地球探査衛星業務(能動)は、中華人民共和国の航空無線航行業務に有害な混信を生じさせてはならない。

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

5.286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC-15)、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.287

海上移動業務による 457.5125-457.5875MHz 及び 467.5125-467.5875MHz の周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャンネルの配置は、ITU-R 勧告 M.1174-3 による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

5.288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750 MHz、467.775 MHz、467.800 MHz 及び 467.825 MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M.1174-3 の規定に適合しなければならない。

(略)

5.291A

付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、リヒテンシュタイン、チェコ、セルビア 及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97)に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

5.292

業務の種類地域差：アルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号 の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.293

業務の種類地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ及びパナマでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマでは、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則 第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.294

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、リビア、シ

この脚注の規定は、地球探査衛星業務(能動)が無線通信規則第 5.29 号及び第 5.30 号の規定に従った二次的基礎として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

5.286AA

450-470MHz の周波数帯は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(決議第 224(WRC-07)、改)参照)。ただし、この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.287

海上移動業務による 457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz、467.525MHz、467.550MHz 及び 467.575MHz の周波数は、船上通信局で使用できる。必要がある場合は、457.5375MHz、457.5625MHz、467.5375MHz 及び 467.5625MHz の追加周波数も使用する 12.5kHz のチャンネル間隔で設計されている装置を、船上通信に導入できる。領水内におけるこれらの周波数の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とすることができる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M.1174-2 の規定に適合しなければならない。

5.288

アメリカ合衆国及びフィリピンの領水内では、船上通信局で使用することが望ましい周波数は、457.525MHz、457.550MHz、457.575MHz 及び 457.600MHz とし、これらの周波数は、それぞれ、467.750 MHz、467.775 MHz、467.800 MHz 及び 467.825 MHz と対に組み合わせられる。使用装置の特性は、ITU-R 勧告 M.1174-1 の規定に適合しなければならない。

(略)

5.291A

付加分配：ドイツ、オーストリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、オランダ、チェコ及びスイスでは、470-494MHz の周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この使用は、決議第 217(WRC-97)に従ってウィンドプロファイラレーダーの運用に限る。

5.292

業務の種類地域差：メキシコでは、固定業務及び移動業務並びにアルゼンチン、ウルグアイ及びベネズエラでは、移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.293

業務の種類地域差：カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルーでは、固定業務に対する 470-512MHz 及び 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。これらの国では、移動業務に対する 470-512MHz 及び 614-698MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。アルゼンチン及びエクアドルでは、固定業務及び移動業務に対する 470-512MHz の周波数帯の分配は、第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.294

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、コートジボワール、エジプト、エチオピア、イスラエル、ケニア、

リア、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5. 295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470-608MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される（決議第 224（WRC-15、改）参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5. 43 号及び第 5. 43A 号を適用する。メキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は 2018 年 12 月 31 日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

#### 5. 296

付加分配：アルバニア、ドイツ、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ジョージア、ガーナ、ハンガリー、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリシャス、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、スーダン、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、470-694MHzの周波数帯は、放送 及び放送番組の制作 に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

#### 5. 296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける 470-698MHz の周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、モルジブ及びニュージーランドにおける 610-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT を導入しようとする主管庁によって特定される（決議第 224（WRC-15、改）参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意が得られた場合に限り IMT システムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則 第 5. 43 号及び第 5. 43A 号を適用する。

#### 5. 297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ 及び ジャマイカでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。

(略)

#### 5. 300

リビア、シリア、スーダン、南スーダン、チャド及びイエメンでは、470-582MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務にも分配する。

#### 5. 295(未使用)

#### 5. 296

付加分配：アルバニア、ドイツ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガーナ、イラク、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マリ、マルタ、モロッコ、モルドバ、モナコ、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、スロバキア、チェコ、英国、スーダン、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア 及びトルコでは、470-790MHz の周波数帯並びにアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア、ザンビア及びジンバブエでは、470-698MHzの周波数帯は、放送に対する補助的使用として、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。これらの国の陸上移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用される現存の、又は計画された局に有害な混信を生じさせてはならない。

#### 5. 297

付加分配：カナダ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、アメリカ合衆国、グアテマラ、ガイアナ、ホンジュラス、ジャマイカ 及びメキシコ では、512-608MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

#### 5. 300

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア 及びスーダン では、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

#### 5.308

付加分配：ベリーズ及びコロンビアでは、614-698MHz の周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

#### 5.308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614-698MHz の周波数帯又はその一部は IMT に特定される (決議第 224 (WRC-15、改) 参照)。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にある IMT システムの移動業務の局は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43 号及び第 5.43A 号を適用する。ベリーズ及びメキシコでは、この周波数帯での IMT の使用は 2018 年 12 月 31 日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

#### 5.309

業務の種類地域差：エルサルバドルでは、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5.312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

#### 5.312A

第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第 760 (WRC-15) の規定に従うものとする。決議第 224 (WRC-15、改) も参照。

(略)

#### 5.313A

オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中華人民共和国、大韓民国、フィジー、インド、インドネシア、日本、キリバス、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ソロモン、サモア、シンガポール、タイ、トンガ、ツバル、バヌアツ及びベトナム では、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

付加分配：サウジアラビア、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、イスラエル、ヨルダン、リビア、オマーン、カタール、シリア、スーダン及び南スーダン では、582-790MHz の周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

#### 5.308(未使用)

#### 5.309

業務の種類地域差：コスタリカ、エルサルバドル 及びホンジュラス では、固定業務による 614-806MHz の周波数帯の分配は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

(略)

#### 5.312

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは 645-862MHz の周波数帯、ブルガリアでは 646-686MHz、726-758MHz、766-814MHz 及び 822-862MHz の周波数帯 並びに 830-862MHz の周波数帯 は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。ポーランドでは、830-860MHz の周波数帯は 2012 年 12 月 31 日まで、また 860-862MHz の周波数帯は 2017 年 12 月 31 日まで、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

#### 5.312A

第一地域においては、694-790MHz 帯の移動業務(航空移動を除く。)による使用は、決議第 232 (WRC-12) の規定に従うものとする。決議第 224 (WRC-12、改) も参照。

(略)

#### 5.313A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、日本、ニュージーランド、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン 及び シンガポールでは、698-790MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとしている主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。なお、中華人民共和国では、2015 年までは、この周波数帯での IMT による使用を開始しない。

5.313B (未使用)

5.314 (未使用)

5.315 (未使用)

5.316 (未使用)

5.316A (未使用)

5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への分配は、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224 (WRC-15、改)及び決議第 749(WRC-15、改)が適用される。

5.317

付加分配：第二地域(ブラジル、アメリカ合衆国及びメキシコを除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5.313B

業務の種類地域差：ブラジルでは、698-806MHz の周波数帯の移動業務への分配は、二次的基礎とする (無線通信規則第 5.32 号参照)。

5.314

付加分配：オーストリア、イタリア、モルドバ、ウズベキスタン、キルギス及び英国では、790-862MHz の周波数帯は、二次的基礎で陸上移動業務にも分配する。

5.315

代替分配：ギリシャでは、790-838MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.316

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルキナファソ、カメルーン、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、フィンランド、ギリシャ、イスラエル、リビア、ヨルダン、ケニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、マリ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポルトガル、英国、シリア、セルビア、スウェーデン及びスイスでは、790-830MHz の周波数帯を、また、これらの国々とスペイン、フランス、ガボン及びマルタでは、830-862MHz の周波数帯を、一次的基礎で移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。ただし、この脚注に掲げる国の移動業務の局は、これらの国以外の国で分配表に従って運用する業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。この分配は、2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

5.316A

付加分配：スペイン、フランス、ガボン及びマルタでは 790-830MHz の周波数帯、アルバニア、アンゴラ、バーレーン、ベナン、ボツワナ、ブルンジ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハンガリー、イラク、クウェート、レソト、ラトビア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モロッコ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、ポーランド、カタール、スロバキア、チェコ、ルーマニア、ルワンダ、セネガル、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ及び第一地域に属するフランス海外県では 790-862MHz の周波数帯並びにグルジアでは 806-862MHz の周波数帯を、航空移動業務を除く移動業務にも一次的基礎で分配するが、この分配は、適宜、無線通信規則第 9.21 号及び GE06 協定の下で得られた、関係主管庁の合意に従うことを条件としており、関係主管庁には、適切であれば無線通信規則第 5.312 号に定める主管庁が含まれるものとされる。決議第 224(WRC-12、改)及び第 749(WRC-12、改)を参照。この分配は、2015 年 6 月 16 日まで効力を有する。

5.316B

第一地域においては、790-862MHz の周波数帯の航空移動業務を除く移動業務への 一次的基礎による 分配は、2015 年 6 月 17 日から発効し、無線通信規則第 9.21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5.312 号に挙げられている国での航空無線航行業務に関する合意が条件になるものとする。GE06 協定の参加国では、移動業務の局の使用は、当該合意の手続が完了することも条件となる。また、決議第 224 (WRC-12、改)及び決議第 749(WRC-12、改)が適用される。

5.317

付加分配：第二地域(ブラジル 及びアメリカ合衆国を除く。)では、806-890MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動衛星業務にも分配する。この業務による使用は、国境内での運用を目的とする。

5.317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯、第一地域での 694-790MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(場合により、決議第 224(WRC-15、改)、決議第 760(WRC-15)及び決議第 749(WRC-15、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.325A

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、エクアドル、第二地域のフランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラでは、902-928MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。コロンビアでは、902-905MHz の周波数帯を、一次的基礎で陸上移動業務に分配する。

(略)

5.327A

航空移動(R)業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-15、改)に従うものとする。

(略)

5.328A

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21.18 号の規定を適用する。

5.328AA

1087.7-1092.3MHz の周波数帯は、国際航空標準に従い運用されている航空機送信機からの放送型自動位置情報伝送・監視(ADS-B)の発射を受信する宇宙局に限定して、一次的基礎で航空移動衛星(R)業務(地球から宇宙)にも分配する。航空移動衛星(R)業務で運用する局は、航空無線航行業務で運用する局からの保護を要求してはならない。決議第 425(WRC-15)を適用する。

(略)

5.338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.6GHz、81-86GHz 及び 92-94GHz の周波数帯には、決議第 750(WRC-15、改)の規定を適用する。

(略)

5.341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

5.341A

第一地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の無線局の使用は、無線通信規則第 5.342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関して無線通信規則第 9.21 号の規

5.317A

一次的基礎で移動業務に分配されている第二地域での 698-960MHz の周波数帯並びに第一地域及び第三地域での 790-960MHz の周波数帯については、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される(必要に応じて、決議第 224(WRC-12、改)及び決議第 749(WRC-12、改)参照)。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5.325A

業務の種類地域差：キューバでは、陸上移動業務に対する 902-915MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする。

(略)

5.327A

航空移動(R)業務による 960-1164MHz の周波数帯の使用は、認知された国際航空標準に従い運用されるシステムに限る。この使用は、決議第 417(WRC-12、改)に従うものとする。

(略)

5.328A

1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務の局は、決議第 609(WRC-07、改)の規定に従って運用するものとし、960-1215MHz の周波数帯における航空無線航行業務の局からの保護を要求してはならない。無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用されない。無線通信規則第 21.18 号の規定を適用する。

(略)

5.338A

1350-1400MHz、1427-1452MHz、22.55-23.55GHz、30-31.3GHz、49.7-50.2GHz、50.4-50.9GHz、51.4-52.6GHz、81-86GHz 及び 92-94GHz の周波数帯には、決議第 750(WRC-12、改)の規定を適用する。

(略)

5.341

1400-1727MHz、101-120GHz 及び 197-220GHz の周波数帯においては、地球外からの意図的な発射の探究計画に基づく受動的研究が一部の国によって遂行されている。

定に従って同意を得ることを条件とする。

#### 5. 341B

第二地域では、1427-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 341C

第三地域では、1427-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。1429-1452MHz 及び 1492-1518MHz の周波数帯において IMT を導入する前述の主管庁によってなされるこれらの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5. 342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

(略)

#### 5. 346

アンゴラ、ボツワナ、中央アフリカ、チャド、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ガンビア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、セネガル、ザンビア、モーリシャス、セーシェル、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ、ガボン、ギニア、ブルキナファソ、ガーナ、ベナン、カメルーン、南アフリカ共和国、ヨルダン、クウェート、レソト、レバノン、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、スーダン、南スーダン、ジンバブエ、トーゴ、チュニジア、パレスチナ、カタール、モロッコ、スワジランド、ナミビア、モーリタニア、パーレーン、ジブチ、エジプト、アルジェリア、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びイラクでは、1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)により IMT を導入しようとする前述に掲げた主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に基づいて得られる、無線通信規則第 5. 342 号により航空遠隔測定のために使用する航空移動業務に関する合意が条件になるものとする (決議第 761(WRC-15)参照)。

#### 5. 346A

1452-1492MHz の周波数帯は、決議第 223(WRC-15、改)及び決議第 761(WRC-15)により IMT を導入しようとする第三地域の主管庁によって特定される。IMT を導入する前述の主管庁によるこの周波数帯の使用は、航空移動業務の局を使用している国から無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件とする。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5. 352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、

#### 5. 342

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ウズベキスタン、キルギス、ロシア及びウクライナでは 1429-1535MHz の周波数帯 並びにブルガリアでは 1525-1535MHz の周波数帯 は、一次的基礎で国境内における航空テレメトリの目的に限った航空移動業務にも分配する。2007 年 4 月 1 日からは、1452-1492MHz の周波数帯の使用は関係主管庁間の同意を得ることを条件とする。

(略)

#### 5. 346(未使用)

(略)

#### 5. 352A

1525-1530MHz の周波数帯においては、海上移動衛星業務の局を除く移動衛星業務の局は、フランスと第三地域のフランス海外県、アルジェリア、サウジアラビア、エジプト、ギニア、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、

クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシア、フランス、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

(略)

5. 362B (未使用)

5. 362C (未使用)

(略)

5. 382

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

(略)

クウェート、マリ、モロッコ、モーリタニア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、タンザニア、ベトナム及びイエメンの 1998 年 4 月 1 日前に通告された固定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 359

付加分配：ドイツ、サウジアラビア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、カメルーン、ロシア、フランス、グルジア、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、リトアニア、モーリタニア、ウガンダ、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タジキスタン、タンザニア、チュニジア、トルクメニスタン及びウクライナでは、1550-1559MHz、1610-1645. 5MHz 及び 1646. 5-1660MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、これらの周波数帯における新たな固定業務の局の設置を避けるため、全ての実行可能な努力を行わなければならない。

(略)

5. 362B

付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、アルジェリア、サウジアラビア、カメルーン、ヨルダン、マリ、モーリタニア、シリア及びチュニジアでは、2010 年 1 月 1 日まで、一次的基礎で固定業務にも分配する。この期限の後、固定業務は、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で運用を継続してもよい。1559-1610MHz の周波数帯は、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベナン、ロシア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、カザフスタン、リトアニア、ナイジェリア、ウズベキスタン、パキスタン、ポーランド、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、セネガル、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン及びウクライナでは、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で固定業務にも分配される。主管庁は、無線航行衛星業務及び航空無線航行業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

5. 362C

付加分配：1559-1610MHz の周波数帯は、コンゴ共和国、エリトリア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カタール、シリア、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、この分配が効力を失う 2015 年 1 月 1 日まで、二次的基礎で固定業務にも分配する。主管庁は、無線航行衛星業務を保護するあらゆる実行可能な措置を執り、この周波数帯における固定業務システムへの新たな割当てを認めないよう要請される。

(略)

5. 382

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、コンゴ共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ロシア、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、レバノン、モーリタニア、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、カタール、シリア、キルギス、ソマリア、タジキスタン、タンザニア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とし(無線通信規則第 5. 33 号参照)、朝鮮民主主義人民共和国では、固定業務に対する 1690-1700MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎(無線通信規則第 5. 33 号参照)、移動業務(航空移動を除く。)に対する分配は、二次的基礎とする。

(略)

5. 384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-15、改)に従って IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5. 386

付加分配：1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域 (メキシコを除く。)並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、ジョージア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMTを行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212 (WRC-15、改)に従って IMTに使用できる(決議第 223 (WRC-15、改)も参照)。

(略)

5. 391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154-0に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

5. 393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国 及びインドでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528 (WRC-15、改)の規定に従うことを条件とする。

(略)

5. 401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483. 5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年 2 月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

(略)

5. 384A

1710-1885MHz、2300-2400MHz 及び 2500-2690MHz の周波数帯又はその一部は、決議第 223 (WRC-07、改)に従って IMT を導入しようとする主管庁による使用のために特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

5. 386

付加分配：1750-1850MHz の周波数帯は、第二地域並びにオーストラリア、グアム、インド、インドネシア及び日本では、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特別の考慮を払うことを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)及び宇宙研究業務(地球から宇宙)にも分配する。

5. 387

付加分配：ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、キルギス、ルーマニア、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、1770-1790MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で気象衛星業務にも分配する。

5. 388

1885-2025MHz 及び 2110-2200MHz の周波数帯は、世界的基礎で、IMT-2000を行おうとする主管庁による使用を予定する。この使用は、これらの周波数帯に分配されている他の業務による使用を妨げない。この周波数帯は、決議第 212 (WRC-97、改)に従って IMT-2000に使用できる(決議第 223 (WRC-2000)も参照)。

(略)

5. 391

2025-2110MHz 及び 2200-2290MHz の周波数帯における移動業務に対する周波数の割当てに当たっては、主管庁は、ITU-R 勧告 SA. 1154に規定するように高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。

(略)

5. 393

付加分配：カナダ、アメリカ合衆国、インド及びメキシコでは、2310-2360MHz の周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上音声放送業務にも分配する。この分配の使用は、高い方の 25MHz の周波数帯における放送衛星システムに対する制限に関する決議事項 3 を除き、デジタル音声放送に限定し、また、決議第 528 (WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。

(略)

5. 401

アンゴラ、オーストラリア、バングラデシュ、ブルンジ、中華人民共和国、エリトリア、エチオピア、インド、イラン、レバノン、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、パキスタン、パプアニューギニア、シリア、コンゴ民主共和国、スーダン、スワジランド、トーゴ及びザンビアでは、2483. 5-2500MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って、この規定に掲げる国以外の国から同意を得ることを条件として、WRC-12 以前より一次的基礎で無線測位衛星業務に既に分配されている。完全な調整情報が 2012 年 2 月 18 日以前に無線通信局により受領されている無線測位衛星業務のシステムは、調整要求情報の受領日現在で規則上の地位は保持される。

(略)

5.417A (未使用)

5.417B (未使用)

5.417C (未使用)

5.417D (未使用)

5.418

付加分配：インドでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-15、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第5.416号の規定及び第21条の表21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-15、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第

5.417A

無線通信規則第5.418号の規定を適用する場合、大韓民国及び日本では、決議第528(WRC-03、改)の決議事項3は、放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務が2605-2630MHzの周波数帯において一次的基礎で付加的に運用できるように緩和される。この分配の使用は、国内向けのシステムに限定される。本規定に掲げる主管庁は、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21-4は適用しない。2605-2630MHzの周波数帯における放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とする。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された2605-2630MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

$$-130\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))} \quad 0^\circ \leq \theta \leq 5^\circ \text{ の場合}$$

$$-130+0.4(\theta-5)\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))} \quad 5^\circ < \theta \leq 25^\circ \text{ の場合}$$

$$-125\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))} \quad 25^\circ < \theta \leq 90^\circ \text{ の場合}$$

ここで、 $\theta$ は水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。大韓民国の放送衛星業務(音声)のネットワークの場合、上記制限値の例外として、到来角35度より大きい場合に限り、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1000kmの距離の範囲内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、 $-122\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{MHz))}$ の電力束密度値が使用されなければならない。

5.417B

大韓民国及び日本では、無線通信規則第5.417A号の規定に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領されたときみなされる静止衛星網に対して、無線通信規則第9.12A号の規定に従うことを条件とし、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。無線通信規則第22.2号の規定は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月5日前に受領されたときみなされる静止衛星網に対して適用し続けなければならない。

5.417C

無線通信規則第5.417A号に基づき、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムによる2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.12号の規定に従うことを条件とする。

5.417D

無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2003年7月4日後に受領された静止衛星網による2605-2630MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第5.417A号の規定に基づく放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムに対して、無線通信規則第9.13号の規定に従うことを条件とし、かつ、無線通信規則第22.2号の規定は適用しない。

5.418

付加分配：大韓民国、インド、日本及びタイでは、2535-2655MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送衛星業務(音声)及び補助的な地上放送業務にも分配する。この分配の使用は、デジタル音声放送に限定し、決議第528(WRC-03、改)の規定に従うことを条件とする。無線通信規則第5.416号の規定及び第12条の表21-4は、この付加分配には適用しない。放送衛星業務(音声)の非静止衛星システムの使用は、決議第539(WRC-03、改)に従うことを条件とす

4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年6月1日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日より後に受領された2630-2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

-130 dB(W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	0° ≤θ ≤ 5° の場合
-130 + 0.4(θ - 5) dB (W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	5° <θ ≤ 25° の場合
-122 dB (W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	25° <θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1500km以内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び無線通信規則第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。

(略)

5.422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ジョージア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

(略)

5.428

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ベナン、ブルネイ、カンボジア、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン及びイエメンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

5.429A

付加分配：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、

無線通信規則付録第4号に定めた完全な調整情報又は通告情報が2005年6月1日より後に受領された放送衛星業務(音声)の静止衛星システムは、国内向けのシステムに限定される。付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日より後に受領された2630-2655MHzの周波数帯で運用する静止衛星を用いた放送衛星業務(音声)の宇宙局から生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び全ての変調方式において、以下の制限値を超えてはならない。

-130 dB(W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	0° ≤θ ≤ 5° の場合
-130 + 0.4(θ - 5) dB (W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	5° <θ ≤ 25° の場合
-122 dB (W/(m <sup>2</sup> ・MHz))	25° <θ ≤ 90° の場合

ここで、θは水平面上の入射波の到来角である。これらの制限値は、合意を得た主管庁の領域内において超過することができる。上記制限値の例外として、放送衛星業務(音声)システムの通告主管庁の領域から1500km以内における無線通信規則第9.11号の規定に基づく調整しきい値として、-122dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz))の電力束密度値が使用されなければならない。

さらに、本規定に掲げる主管庁は、付録第4号に定めた完全な調整情報が2005年6月1日より後に受領されたシステムに対して、二つの重複する周波数割当て、すなわち本規定に基づくもの及び第5.416号に基づくものを同時に有してはならない。

(略)

5.422

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ブルネイ、コンゴ共和国、コートジボワール、キューバ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、グルジア、ギニア、ギニアビサウ、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、モーリタニア、モンゴル、モンテネグロ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、コンゴ民主共和国、ルーマニア、ソマリア、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ及びイエメンでは、2690-2700MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始した装置に限る。

(略)

5.428

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、3100-3300MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.429

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、コートジボワール、エジプト、アラブ首長国連邦、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国及びイエメンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。地中海沿岸諸国は、固定業務及び移動業務を無線標定業務から保護することを要求してはならない。

3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配する。3300-3400MHz の周波数帯で運用している移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.429B

以下に示す北緯 30 度以南に位置する第一地域の国：アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モーリタニア、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スーダン、南スーダン、南アフリカ共和国、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、ザンビア及びジンバブエでは、3300-3400MHz の周波数帯は、IMT の導入のために特定される。この周波数帯の使用は、決議第 223 (WRC-15、改) に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5.429C

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。アルゼンチン、ブラジル、グアテマラ、メキシコ及びパラグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用している固定業務及び移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.429D

第二地域の以下の国：アルゼンチン、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、メキシコ及びウルグアイでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (WRC-15、改) に従う。アルゼンチン及びウルグアイでの使用は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従うことを条件とする。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。IMT を導入しようとする主管庁は、無線標定業務の運用を保護するよう隣接国の同意を得なければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

#### 5.429E

付加分配：パプアニューギニアでは、3300-3400MHz の周波数帯は、航空移動を除く移動業務に一次的基礎で分配される。3300-3400MHz の周波数帯で運用する移動業務の局は、無線標定業務で運用されている局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5.429F

第三地域の以下の国：カンボジア、インド、ラオス、パキスタン、フィリピン及びベトナムでは、3300-3400MHz の周波数帯の使用は、IMT の導入のために特定される。そうした使用は、決議第 223 (WRC-15、改) に従う。移動業務の IMT の無線局による 3300-3400MHz の周波数帯の使用は、無線標定業務のシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、当該システムからの保護を要求してはならない。主管庁は、この周波数帯での IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線標定業務を保護するために無線通信規則第 9.21 号に基づき隣接国に同意を求めなければならない。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を

妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

5.430

付加分配：アゼルバイジャン、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.430A

3400-3600MHzの周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件とする。この周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dB (W/(m}^2 \cdot 4\text{kHz))}$ を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

5.431

付加分配：ドイツ 及びイスラエル では、3400-3475MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5.431A

第二地域では、3400-3500MHzの周波数帯の移動業務（航空移動を除く。）への一次的基礎による分配は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件とする。

5.431B

5.430

付加分配：アゼルバイジャン、モンゴル、キルギス及びトルクメニスタンでは、3300-3400MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

5.430A

業務の種類地域差：アルバニア、アルジェリア、ドイツ、アンドラ、サウジアラビア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、キプロス、バチカン、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、デンマーク、エジプト、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、第一地域のフランス海外県、ガボン、グルジア、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、クウェート、レソト、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マリ、マルタ、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ノルウェー、オマーン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロベニア、南アフリカ共和国、スウェーデン、スイス、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ザンビア及びジンバブエでは、3400-3600MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配し、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則上で優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dBW/(m}^2 \cdot 4\text{kHz)}$ を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値を超過する旨を主管庁が同意している国の領域においては、この制限値を超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。その合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上に要求してはならない。この分配は、2010年11月17日より効力を有する。

5.431

付加分配：ドイツ、イスラエル及び英国 では、3400-3475MHzの周波数帯は、二次的基礎でアマチュア業務にも分配する。

5.431A

業務の種類地域差：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ及び第二地域のフランス海外県では、3400-3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁との合意を得ることを条件に、移動業務（航空移動を除く。）に一次的基礎で分配する。

3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、宇宙局からの保護を、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上に要求してはならない。

第二地域では、3400-3600MHzの周波数帯は、IMTを導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、IMTシステムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第9.21号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度 (pfd) が、 $-154.5\text{dB}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことを確保しなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3400-3600MHzの周波数帯におけるIMTシステムを含む移動業務の局は、無線通信規則（2004年版）の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

(略)

5.432A

大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400-3500MHzの周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dB}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.432B

業務の種類地域差：オーストラリア、 バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dB}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはなら

(略)

5.432A

大韓民国、日本及びパキスタンでは、3400-3500MHzの周波数帯は、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dB}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界線におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5.432B

業務の種類地域差：バングラデシュ、中華人民共和国、インド、イラン、ニュージーランド、シンガポール及び第三地域のフランス海外県では、3400-3500MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従い他の主管庁の同意を得ることを条件に、移動業務(航空移動を除く。)に一次的基礎で分配し、IMTに特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第9.17号及び第9.18号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他の主管庁の領域との境界で、時間率20%以上で、地上高3m地点での電力束密度(pfd)が、 $-154.5\text{dB}/(\text{m}^2 \cdot 4\text{kHz})$ を超えないことが確保されなければならない。このpfd制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界におけるpfd制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfdの計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHzの周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004年版)の表21-4で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。この分配は、2010年11

ない。

(略)

5. 433A

オーストラリア、バングラデシュ、中華人民共和国、第三地域のフランス海外県、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン 及びフィリピンでは、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB (W/(m<sup>2</sup>・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 434

カナダ、コロンビア、コスタリカ及びアメリカ合衆国では、3600-3700MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、IMT システムの基地局又は移動局を使用開始する前に、無線通信規則第 9.21 号に基づき他の主管庁に同意を求め、他の主管庁の領域との境界で、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dB(W/(m<sup>2</sup>・4kHz))を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値を満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行われなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われるものとする。3600-3700MHz の周波数帯における IMT システムを含む移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

(略)

5. 436

航空移動 (R) 業務の局による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、国際航空標準に従って運用する航空電子機器内無線通信 (WAIC) のためにのみ保留する。この使用は、決議第 424 (WRC-15) の規定に従うものとする。

5. 437

地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、4200-4400MHz の周波数帯において、二次的基礎で許される。

5. 438

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。

月 17 日より効力を有する。

(略)

5. 433A

バングラデシュ、中華人民共和国、大韓民国、インド、イラン、日本、ニュージーランド、パキスタン 及び第三地域のフランス海外県では、3500-3600MHz の周波数帯は、IMT に特定する。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。調整の段階では、無線通信規則第 9.17 号及び第 9.18 号の規定も適用する。主管庁は、この周波数帯において移動業務の基地局又は移動局を使用開始する前に、他のいかなる主管庁の領域との境界においても、時間率 20%以上で、地上高 3m 地点での電力束密度 (pfd) が、-154.5dBW/(m<sup>2</sup>・4kHz)を超えないことを確保しなければならない。この pfd 制限値は、主管庁が同意を表明している国の領域においては超過することができる。他の主管庁の領域との境界における pfd 制限値が満足することを確保するために、全ての関連する情報を考慮に入れながら、地上局に責任を有する主管庁と地球局に責任を有する主管庁の相互合意の下で、要請があれば無線通信局の支援を得て、計算と検証が行わなければならない。合意が成立しない場合は、pfd の計算と検証は、上記の情報を考慮に入れながら無線通信局によって行われる。3400-3500MHz の周波数帯における移動業務の局は、無線通信規則(2004 年版)の表 21-4 で定められている以上の宇宙局からの保護を要求してはならない。

5. 434(未使用)

(略)

5. 436(未使用)

5. 437(未使用)

5. 438

航空無線航行業務による 4200-4400MHz の周波数帯の使用は、航空機上の電波高度計及びこれと連携する地上のトランスポンダのために保留する。ただし、地球探査衛星業務及び宇宙研究業務における受動検知器の使用は、こ

(略)

5. 441

固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 441A

ウルグアイでは、4800-4900MHz の周波数帯又はその一部は、IMT の導入のために特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、隣接国の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。そうした使用は、決議第 223(WRC-15、改)に従う。

5. 441B

カンボジア、ラオス及びベトナムでは、4800-4990MHz の周波数帯又はその一部は、IMT を導入しようとする主管庁によって特定される。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。IMT の導入のためのこの周波数帯の使用は、無線通信規則第 9. 21 号に基づく関係主管庁の同意を得ることを条件とし、IMT の無線局は、移動業務を行う他のアプリケーションの局からの保護を要求してはならない。さらに、主管庁は、移動業務を行う IMT の無線局を使用開始する前に、この局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される海岸線から 20km の地点で海拔 0m から 19km までの間で-155dB(W/(m<sup>2</sup>・1MHz))を超えないことを確保しなければならない。この基準は WRC-19 での見直しに従うことを条件とする。決議第 223(WRC-15、改)参照。この特定は WRC-19 後に効力を有する。

5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416 (WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で

の周波数帯において二次的基礎で許される(電波高度計からの保護は与えられない。)

(略)

5. 441

固定衛星業務による 4500-4800MHz(宇宙から地球)及び 6725-7025MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、無線通信規則付録第 30B 号に従わなければならない。固定衛星業務の非静止衛星システムによる 10. 7-10. 95GHz(宇宙から地球)、11. 2-11. 45GHz(宇宙から地球)及び 12. 75-13. 25GHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整に関し、無線通信規則第 9. 12 号の規定に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムの完全な調整情報又は通告情報及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報を無線通信局が受領した日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第 5. 43A 号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

5. 442

4825-4835MHz 及び 4950-4990MHz の周波数帯においては、移動業務に対する分配は、移動業務(航空移動を除く。)に限る。第二地域(ブラジル、キューバ、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)及びオーストラリアでは、4825-4835MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに限定して、航空移動業務にも分配される。この使用は、決議第 416 (WRC-07)に従い、固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

5. 443B

5030MHz 以上で運用するマイクロ波着陸システムに有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で

運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅において-124. 5dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-15、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

(略)

5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の規定及び決議第 114(WRC-15、改)を適用する。

5. 444A

5091-5150MHz の周波数帯の固定衛星業務(地球から宇宙)への分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限ることとし、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる 5091-5150MHz の周波数帯の使用は、決議第 114 (WRC-15、改) に従うことを条件とする。さらに、航空無線航行業務が有害な混信から保護されることが確保されるように、航空無線航行業務の地上局を運用している主管庁の領域から 450km 未満の距離にある移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク地球局と調整を行うことが求められる。

5. 444B

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748(WRC-15、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-15、改)に従った、航空機局(無線通信規則第1. 83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

(略)

5. 446

付加分配：無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域(メキシコを除く。)では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-159dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

(略)

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

運用する無線航行衛星業務システム(宇宙から地球)内の全ての宇宙局により 5030-5150MHz の周波数帯において地表面で生ずる総電力束密度は、150kHz の周波数帯域幅において-124. 5dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。4990-5000MHz の周波数帯の電波天文業務に有害な混信を生じさせないよう、5010-5030MHz の周波数帯で運用する無線航行衛星業務システムは、決議第 741 (WRC-12、改)で定められた 4990-5000MHz の周波数帯における制限値に従わなければならない。

(略)

5. 444

5030-5150MHz の周波数帯は、精測進入着陸のための国際標準方式(マイクロ波着陸方式)の運用に使用する。この方式は、5091-5150MHz の周波数帯のその他の使用に優先する。5091-5150MHz の周波数帯の使用には、無線通信規則第 5. 444A 号の規定及び決議第 114(WRC-12、改)を適用する。

5. 444A

付加分配：5091-5150MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務(地球から宇宙)にも分配する。この分配は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクに限り、無線通信規則第 9. 11A 号の規定に従って調整することを条件とする。

この周波数帯では、以下の条件も適用する。

- 2018年1月1日前の移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンクによる使用は、決議第114(WRC-03、改)の規定に従う。
- 2016年1月1日後は、移動衛星業務の非静止衛星システムのフィーダリンク用の地球局に新たな割当ては行わない。
- 2018年1月1日後は、固定衛星業務は、航空無線航行業務に対して二次業務となる。

5. 444B

航空移動業務による5091-5150MHzの周波数帯の使用は、以下のものに限る。

- 航空移動(R)業務に運用されるシステムで、国際航空標準に従い、空港における地上での使用。この使用は、決議第748(WRC-12、改)に従うものとする。
- 決議第418(WRC-12、改)に従った、航空機局(無線通信規則第1. 83号参照)からの航空遠隔測定伝送。

(略)

5. 446

付加分配：無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国では、5150-5216MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9. 21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。第二地域では、この周波数帯は一次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線通信規則第 5. 369 号に掲げる国及びバングラデシュを除く第一地域及び第三地域では、この周波数帯は、二次的基礎で無線測位衛星業務(宇宙から地球)にも分配する。無線測位衛星業務による使用は、1610-1626. 5MHz 及び 2483. 5-2500MHz の周波数帯で運用する無線測位衛星業務に接続するフィーダリンクに限る。地表面での総電力束密度は、全ての到来角について任意の 4kHz の周波数帯域幅において-159dB(W/m<sup>2</sup>)を超えてはならない。

(略)

5. 447E

付加分配：オーストラリア、大韓民国、インド、インドネシア、イラン、日本、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ、タイ及びベトナムでは、5250-5350MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 [F.1613-0](#) に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

5.447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638-0](#) 及び ITU-R 勧告 [RS.1632-0](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

5.450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638-0](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

5.454

業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ロシア、[ジョージア](#)、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、[ジョージア](#)、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

[5.456 \(未使用\)](#)

(略)

5.457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、[船上地球局](#) は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。[ただし、5925-6425MHz の周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも 330km 離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径 1.2m の送信アンテナを使用及び運用することができる。](#)

5.457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、[船上地球局](#) は、決議第 902(WRC-03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)の規定に従うものとする。

5.457C

固定業務によるこの周波数帯の使用は、固定無線アクセスシステムの導入のためのものであり、ITU-R 勧告 [F.1613](#) に従うものとする。さらに、固定業務は、無線測位業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。ただし、無線通信規則第 5.43A 号の規定は、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)に対する固定業務には適用しない。既存の無線測位システムを保護する固定業務の固定無線アクセスシステムの導入後、将来の無線測位システムの導入にあたって、固定無線アクセスシステムにより厳格な制限を課してはならない。

5.447F

5250-5350MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線標定業務、地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)からの保護を要求してはならない。これらの業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638](#) 及び ITU-R 勧告 [SA.1632](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

5.450A

5470-5725MHz の周波数帯においては、移動業務の局は、無線測位業務からの保護を要求してはならない。無線測位業務は、システム特性及び混信基準に基づいて、ITU-R 勧告 [M.1638](#) に示すものよりも厳格な保護基準を移動業務に課してはならない。

(略)

5.454

業務の種類地域差：アゼルバイジャン、ロシア、[グルジア](#)、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 5670-5725MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする(無線通信規則第 5.33 号参照)。

5.455

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、[グルジア](#)、ハンガリー、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、5670-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

[5.456](#)

[付加分配：カメルーンでは、5755-5850MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。](#)

(略)

5.457A

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、[船舶地球局](#) は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)に従うものとする。

5.457B

5925-6425MHz 及び 14-14.5GHz の周波数帯においては、[船舶地球局](#) は、決議第 902(WRC-03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、[南スーダン](#)、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第 902(WRC-03)の規定に従うものとする。

5.457C

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる(無線通信規則第 1.83 号参照)。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5.458C (未使用)

#### 5.459

付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。7190-7235MHz の周波数帯において、地球探査衛星業務(地球から宇宙)に関して、無線通信規則第 9.21 号の規定は適用しない。

#### 5.460

深宇宙に係る宇宙研究業務(地球から宇宙)システムによる電波の発射 は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

#### 5.460A

地球探査衛星業務(地球から宇宙)による 7190-7250MHz の周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHz の周波数帯の地球探査衛星業務(地球から宇宙)の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号を適用しない。無線通信規則第 9.17 号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国との国境から最低でもそれぞれ 10km 及び 50km の距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

#### 5.460B

7190-7235MHz の周波数帯で地球探査衛星業務(地球から宇宙)を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

(略)

#### 5.461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

#### 5.461AA

第二地域(ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。)では、5925-6700MHz の周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる(無線通信規則第 1.83 号参照)。この使用は、決議第 416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

(略)

#### 5.458C

固定衛星業務の静止衛星を用いたシステムによる 7025-7075MHz(地球から宇宙)の周波数帯の使用を提案している主管庁は、1995 年 11 月 17 日後は、1995 年 11 月 18 日前にこの周波数帯で非静止衛星システムを通告し使用している主管庁の要請があった場合は、ITU-R の関係勧告に基づいて協議しなければならない。この協議は、この周波数帯での固定衛星業務の静止衛星システム及び非静止衛星システムの両方で共用での運用を促進する観点から行われる。

#### 5.459

付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz 及び 7190-7235MHz の周波数帯は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務(地球から宇宙)にも分配する。

#### 5.460

宇宙研究業務(地球から宇宙)による 7145-7190MHz の周波数帯の使用は、深宇宙に限る。深宇宙への発射 は、7190-7235 MHz の周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHz の周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、無線通信規則第 5.43A 号の規定は適用しない。

(略)

#### 5.461A

気象衛星業務(宇宙から地球)による 7450-7550MHz の周波数帯の使用は、静止衛星システムに限る。この周波数帯において 1997 年 11 月 30 日前に通告された非静止気象衛星システムは、その寿命の終了まで一次的基礎で運用することができる。

海上移動衛星業務による 7375-7750MHz の周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

#### 5. 461AB

7375-7750MHz の周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務(航空移動業務を除く。)の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。

(略)

#### 5. 468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

#### 5. 469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

(略)

#### 5. 471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール及びスーダンでは、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

(略)

#### 5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、ジョージア、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5. 474

9200-9500MHz の周波数帯においては、搜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第 31 号参照)。

#### 5. 474A

地球探査衛星業務(能動)による 9200-9300MHz 及び 9900-10400MHz の周波数帯の使用は、9300-9900MHz の周波数帯内では十分に対応することができない 600MHz 以上の帯域を必要とするシステムに限る。この使用は、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、インドネシア、イラン、レバノン及びチュニジアから無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。無線通信規則第 9. 52 号に基づく回答をしなかった主管庁は、調整要求に同意しなかったとみなされる。この場合、地球探査衛星業務(能動)を運用している衛星システムの通告主管庁は、無線通信規則第 9 条の第 II D 節に基づき無線通信局の支援を求めることができる。

#### 5. 474B

地球探査衛星業務(能動)で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2066-0 に従う。

(略)

#### 5. 468

付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

#### 5. 469

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、ハンガリー、リトアニア、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、チェコ、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8500-8750MHz の周波数帯は、一次的基礎で陸上移動業務及び無線航行業務にも分配する。

(略)

#### 5. 471

付加分配：アルジェリア、ドイツ、バーレーン、ベルギー、中華人民共和国、エジプト、アラブ首長国連邦、フランス、ギリシャ、インドネシア、イラン、リビア、オランダ、カタール、スーダン及び南スーダンでは、8825-8850MHz 及び 9000-9200MHz の周波数帯は、一次的基礎で海上無線航行業務(海岸に設置するレーダーに限る。)に分配する。

(略)

#### 5. 473

付加分配：アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、キューバ、ロシア、グルジア、ハンガリー、モンゴル、ウズベキスタン、ポーランド、キルギス、ルーマニア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、8850-9000MHz 及び 9200-9300MHz の周波数帯は、一次的基礎で無線航行業務にも分配する。

#### 5. 474

9200-9500MHz の周波数帯においては、搜索及び救助用トランスポンダ(SART)は、適切な ITU-R の勧告に配慮をすることにより使用が許される(無線通信規則第 31 号参照)。

5.474C

地球探査衛星業務（能動）で運用する局は、ITU-R 勧告 RS. 2065-0 に従う。

5.474D

地球探査衛星業務（能動）の局は、9200-9300MHz の周波数帯の海上無線航行業務及び無線標定業務、9900-10000MHz の周波数帯の無線航行業務及び無線標定業務並びに 10.0-10.4GHz の周波数帯の無線標定業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

(略)

5.477

業務の種類地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

(略)

5.480

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コロンビア、コスタリカ、メキシコ及びベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.481

付加分配：アルジェリア、ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア及びウルグアイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。コスタリカでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

(略)

5.483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ジョージア、イラン、イラク、イスラエル、ヨル

(略)

5.477

業務の種類地域差：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、リベリア、マレーシア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、トリニダード・トバゴ及びイエメンでは、固定業務に対する 9800-10000MHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。

(略)

5.480

付加分配：アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、キューバ、エルサルバドル、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイ、オランダ領アンティル、ペルー及びウルグアイでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。ベネズエラでは、10-10.45GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.481

付加分配：ドイツ、アンゴラ、ブラジル、中華人民共和国、コスタリカ、コートジボワール、エルサルバドル、エクアドル、スペイン、グアテマラ、ハンガリー、日本、ケニア、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、パラグアイ、ペルー、朝鮮民主主義人民共和国、ルーマニア、タンザニア、タイ及びウルグアイでは、10.45-10.5GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

5.482

10.6-10.68GHz の周波数帯においては、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)はアンテナに供給される電力を-3dBW 以下としなければならない。この制限は、無線通信規則第 9.21 号の規定に従って同意を得ることを条件として超過することができる。ただし、アルジェリア、サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、インド、インドネシア、イラン、イラク、ヨルダン、リビア、カザフスタン、クウェート、レバノン、モロッコ、モーリタニア、モルドバ、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、キルギス、シンガポール、タジキスタン、チュニジア、トルクメニスタン及びベトナムでは、固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)に対するこの制限は適用しない。

(略)

5.483

付加分配：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、中華人民共和国、コロンビア、大韓民国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダ

ダン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限る。

(略)

5.484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、第二地域の11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、第一地域の12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

[5.484B](#)

[決議第155\(WRC-15\)を適用する。](#)

(略)

5.486

業務の種類地域差：アメリカ合衆国では、固定業務による11.7-12.1GHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

(略)

5.494

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配：フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア及びチュニジアでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

5.499

付加分配：バングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25-13.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

[5.499A](#)

[固定衛星業務\(宇宙から地球\)による13.4-13.65GHzの周波数帯の使用は、静止衛星システムに限り、2015年11月27日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にあ](#)

ン、カザフスタン、クウェート、レバノン、モンゴル、カタール、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びイエメンでは、10.68-10.7GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。この分配の使用は、1985年1月1日までに運用を開始したものに限る。

(略)

5.484A

固定衛星業務の非静止衛星システムによる10.95-11.2GHz(宇宙から地球)、11.45-11.7GHz(宇宙から地球)、第二地域の11.7-12.2GHz(宇宙から地球)、第三地域の12.2-12.75GHz(宇宙から地球)、第一地域の12.5-12.75GHz(宇宙から地球)、13.75-14.5GHz(地球から宇宙)、17.8-18.6GHz(宇宙から地球)、19.7-20.2GHz(宇宙から地球)、27.5-28.6GHz(地球から宇宙)及び29.5-30GHz(地球から宇宙)の使用は、固定衛星業務の他の非静止衛星システムとの調整のため、無線通信規則第9.12号の規定の適用に従うことを条件とする。固定衛星業務の非静止衛星システムは、固定衛星業務の非静止衛星システムのための完全な調整情報又は通告情報のいずれか及び静止衛星網のための完全な調整情報又は通告情報のいずれかの無線通信局による受領の日にかかわらず、無線通信規則に従って運用する固定衛星業務の静止衛星通信網からの保護を求めてはならず、かつ、無線通信規則第5.43A号は適用されない。上記周波数帯における固定衛星業務の非静止衛星システムは、その運用中に生じる可能性がある許容できないいかなる混信をも迅速に除去できるような方法で運用されなければならない。

(略)

5.486

業務の種類地域差：[メキシコ及び](#)アメリカ合衆国では、固定業務による11.7-12.1GHzの周波数帯の分配は、二次的基礎とする(無線通信規則第5.32号参照)。

(略)

5.494

付加分配：アルジェリア、[アンゴラ](#)、サウジアラビア、バーレーン、カメルーン、中央アフリカ、コンゴ共和国、コートジボワール、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、マダガスカル、マリ、モロッコ、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びイエメンでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

5.495

付加分配：フランス、ギリシャ、モナコ、モンテネグロ、ウガンダ、ルーマニア、[タンザニア](#)及びチュニジアでは、12.5-12.75GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務(航空移動を除く。)にも分配する。

(略)

5.499

付加分配：バングラデシュ及びインドでは、13.25-14GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。パキスタンでは、13.25-13.75GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

る関連する宇宙局ヘデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムに関して無線通信規則第 9. 21 号に基づく同意を得ることを条件とする。

#### 5. 499B

主管庁は、固定衛星業務（宇宙から地球）への一次的基礎での分配によって、13. 4-13. 65GHz の周波数帯に二次的基礎で分配した標準周波数報時衛星業務（地球から宇宙）の送信地球局の置局及び運用を妨げてはならない。

#### 5. 499C

13. 4-13. 65GHz の周波数帯の宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、以下に限るものとする。

一 2015 年 11 月 27 日までに無線通信局が事前公表情報として受領した、静止衛星軌道にある宇宙局から非静止衛星軌道にある関連する宇宙局ヘデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システム

二 能動宇宙検知器

三 静止衛星軌道にある宇宙局から関連する地球局ヘデータを中継するための宇宙研究業務（宇宙から地球）の衛星システム

宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

#### 5. 499D

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、宇宙研究業務（宇宙から地球）及び宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の衛星システムは、固定業務、移動業務、無線標定業務及び地球探査衛星（能動）業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの局からの保護を要求してはならない。

#### 5. 499E

13. 4-13. 65GHz の周波数帯においては、固定衛星業務（宇宙から地球）の静止衛星網は、無線通信規則に従って運用している地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの保護を要求してはならず、無線通信規則第 5. 43A 号の規定は適用しない。無線通信規則第 22. 2 号の規定は、この周波数帯における固定衛星業務（宇宙から地球）に対する地球探査衛星業務（能動）には適用しない。

#### 5. 500

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13. 4-13. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

（略）

#### 5. 501A

13. 65-13. 75GHz の周波数帯の 宇宙研究業務への一次的基礎での分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

（略）

#### 5. 502

13. 75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1. 2 m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は 4. 5 m としなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、

#### 5. 500

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、マダガスカル、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、カタール、シリア、シンガポール、スーダン、南スーダン、チャド及びチュニジアでは、13. 4-14GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。パキスタンでは、13. 4-13. 75GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

（略）

#### 5. 501A

一次的基礎での宇宙研究業務による 13. 4-13. 75GHz の周波数帯の 分配は、能動宇宙検知器に限られる。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

（略）

#### 5. 502

13. 75-14GHz の周波数帯においては、静止衛星による固定衛星業務のネットワークの地球局の最小空中線口径は 1. 2 m とし、また、非静止衛星による固定衛星業務のシステムの地球局の最小空中線口径は 4. 5 m としなければならない。さらに、無線標定業務又は無線航行業務の局から発射される 1 秒当たりの平均の等価等方輻射電力は、仰角が 2 度を超える場合においては 59dBW、仰角が 2 度以下の場合においては 65dBW を超えてはならない。主管庁は、

この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- － 沿岸諸国により公認された 低潮線 上での海拔 36m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>・10MHz))
- － 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3 m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>・10MHz))

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

(略)

#### 5. 504B

14-14.5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14.47-14.5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M.1643-0第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

#### 5. 504C

14-14.25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643-0第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

#### 5. 505

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

#### 5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHz の周波数帯で運用できる。

(略)

#### 5. 508A

14.25-14.3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643-0第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

#### 5. 509A

この周波数帯において空中線口径が 4.5m 未満の固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局を使用する前に、この地球局から生ずる電力束密度が以下の値を超過しないことを確認しなければならない。

- － 沿岸諸国により公認された 王潮線 上での海拔 36m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>・10MHz))
- － 事前の同意が得られていない限り、この周波数帯において陸上移動レーダーを設置している又は設置予定の主管庁の国境上での地上高 3 m において、時間率 1%以上で-115dB(W/(m<sup>2</sup>・10MHz))

空中線口径が 4.5m 以上の固定衛星業務の地球局については、いかなる発射の等価等方輻射電力も最低 68dBW とし、かつ、85dBW を超えてはならない。

(略)

#### 5. 504B

14-14.5GHz の周波数帯における航空移動衛星業務の航空機地球局は、スペイン、フランス、インド、イタリア、英国及び南アフリカ共和国の領域に位置する 14.47-14.5GHz の周波数帯において観測を行ういかなる電波天文局に対しても、ITU-R 勧告 M.1643第 1 附属書 C 部の規定に従わなければならない。

#### 5. 504C

14-14.25GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、コートジボワール、エジプト、ギニア、インド、イラン、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア及びチュニジアの領域において航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITUR 勧告 M.1643第 1 附属書 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

#### 5. 505

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、大韓民国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ギニア、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、オマーン、フィリピン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、タンザニア、チャド、ベトナム及びイエメンでは、14-14.3GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。

(略)

#### 5. 506B

固定衛星業務の宇宙局と通信する船上地球局は、キプロス、ギリシャ及びマルタからの事前同意の必要なしに、決議第 902(WRC-03)に示すこれらの国からの最小距離内において、14-14.5GHz の周波数帯で運用できる。

(略)

#### 5. 508A

14.25-14.3GHz の周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国及びチュニジアの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別な同意がなければ、ITUR 勧告 M.1643第 1 附属書第 B 部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第 5.29 号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

(略)

#### 5. 509A

14.3-14.5GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、バーレーン、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643-0 第1附属書第B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

#### 5.509B

放送衛星業務用フィードリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用は、静止衛星に限る。

#### 5.509C

放送衛星業務用フィードリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)による、決議第163(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.75GHzの周波数帯の使用及び決議第164(WRC-15)に掲げる国における14.5-14.8GHzの周波数帯の使用においては、固定衛星業務の地球局の最小空中線口径は6mであり、かつ、空中線入力での最大スペクトル電力密度は-44.5dBW/Hzでなければならない。地球局は、陸上の既知の場所にあることを通告されなければならない。

#### 5.509D

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、主管庁が放送衛星業務用フィードリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の使用を開始する前に、この地球局によって生じる電力束密度が、沿岸諸国から公認された低潮線として定義される全ての海岸から海側22kmの地点で海拔0mから19000mまでの全ての高度において-151.5dB(W/(m<sup>2</sup>·4kHz))を超えないことを確保しなければならない。

#### 5.509E

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィードリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局の位置は、他の国との国境から最低でも500kmの距離を維持しなければならない。ただし、関係主管庁間でそれよりも短い距離での置局について明示的に合意がなされた場合を除く。この規定を適用する際は、主管庁はこれらの無線通信規則の関連部分及び関連するITU-R勧告の最新版を考慮するものとする。

#### 5.509F

決議第163(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.75GHzの周波数帯及び決議第164(WRC-15)に掲げる国の14.5-14.8GHzの周波数帯において、放送衛星業務用フィードリンク以外の固定衛星業務(地球から宇宙)の地球局は、固定業務及び移動業務の将来の置局を妨げてはならない。

#### 5.509G

14.5-14.8GHzの周波数帯は、一次的基礎で宇宙研究業務にも分配する。ただし、そうした使用は、関連する地球局から静止衛星軌道の宇宙局にデータを中継する宇宙研究業務(地球から宇宙)を運用している衛星システムに限る。宇宙研究業務の局は、固定業務、移動業務及び固定衛星業務(放送衛星業務及び無線通信規則付録第30A号に基づく保護周波数帯を使用する関連する宇宙運用機能へのフィードリンク並びに第二地域の放送衛星業務用フィードリンクに限る。)に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。宇宙研究業務によるこの周波数帯のその他の使用は、二次的基礎とする。

14.3-14.5GHzの周波数帯においては、サウジアラビア、ボツワナ、カメルーン、中華人民共和国、コートジボワール、エジプト、フランス、ガボン、ギニア、インド、イラン、イタリア、クウェート、モロッコ、ナイジェリア、オマーン、シリア、英国、スリランカ、チュニジア及びベトナムの領域において、あらゆる航空移動衛星業務の航空機地球局によって生ずる電力束密度は、影響を受ける主管庁による特別の同意がなければ、ITU-R 勧告 M.1643 第1附属書第B部に示す制限値を超えてはならない。この脚注の規定は、航空移動衛星業務が無線通信規則第5.29号の規定に従った二次業務として運用することを何ら損なうものではない。

5.510

決議第 163 (WRC-15) 及び決議第 164 (WRC-15) に従う使用を除き、固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。放送衛星業務用フィーダリンク以外による使用は、14.75-14.8GHz の周波数帯については第一地域及び第二地域では許されない。

(略)

5.511A

固定衛星業務 (宇宙から地球) による 15.43-15.63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。

(略)

5.511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局 (無線通信規則第 4.10 号の適用) を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S.1340-0 に従わなければならない。

5.511D (未使用)

(略)

5.512

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ及びイエメ

5.510

固定衛星業務 (地球から宇宙) による 14.5-14.8GHz の周波数帯の使用は、放送衛星業務のためのフィーダリンクに限る。この使用は、ヨーロッパ圏外の国のために保留する。

(略)

5.511A

15.43-15.63GHz の周波数帯は、一次的基礎で固定衛星業務 (宇宙から地球) にも分配される。固定衛星業務 (宇宙から地球及び地球から宇宙) による 15.43-15.63GHz の周波数帯の使用は、無線通信規則第 9.11A 号に定める調整に従うことを条件として、移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。固定衛星業務 (宇宙から地球) による 15.43-15.63GHz の周波数帯の使用は、事前公表情報が無線通信局により 2000 年 6 月 2 日前に受領されている移動衛星業務の非静止システムのフィーダリンクに限定される。宇宙から地球への方向では、地球局を有害な混信から保護するための局地地平線上の最小地球局仰角及び利得並びに最小調整距離は、ITU-R 勧告 S.1341 に従うものとする。15.35-15.4GHz の周波数帯の電波天文業務を保護するため、15.43-15.63GHz の周波数帯で運用する非静止移動衛星業務フィーダリンク (宇宙から地球) システム内の全ての宇宙局から 15.35-15.4GHz の周波数帯において照射される総電力束密度は、いかなる電波天文観測所においても、50MHz の周波数帯域幅当たり時間率 2% 以上で -156dB(W/m<sup>2</sup>) のレベルを超えてはならない。

(略)

5.511C

航空無線航行業務で運用する局は、ITU-R 勧告 S.1340 に従って有効等価等方輻射電力を制限しなければならない。フィーダリンク地球局からの有害な混信から航空無線航行局 (無線通信規則第 4.10 号の適用) を保護するために必要となる最低調整距離及びフィーダリンク地球局によって局所地平線に向けて送信される最大等価等方輻射電力は、ITU-R 勧告 S.1340 に従わなければならない。

5.511D

15.4-15.43GHz 及び 15.63-15.7GHz の周波数帯においては、1997 年 11 月 21 日までに完全な事前公表情報が無線通信局によって受領された固定衛星業務のシステムは宇宙から地球方向で、15.63-15.65GHz の周波数帯においては地球から宇宙方向で運用できる。15.4-15.43GHz 及び 15.65-15.7GHz の周波数帯においては、非静止宇宙局からの送信は、到達する全ての角度に対して、地表面電力束密度制限値 -146dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz)) を超えてはならない。主管庁は、15.63-15.65GHz の周波数帯において、ある到来角において -146dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz)) を超える非静止宇宙局からの送信を計画している場合は、無線通信規則第 9.11A 号の規定に従って影響を受ける主管庁と調整する。15.63-15.65GHz の周波数帯において地球から宇宙方向で運用する固定衛星業務の局は、航空無線航行業務の局 (無線通信規則第 4.10 号の適用) に有害な混信を生じさせてはならない。

(略)

5.512

付加分配：アルジェリア、アンゴラ、サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カメルーン、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、エリトリア、フィンランド、グアテマラ、インド、インドネシア、イラン、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、モンテネグロ、ネパール、ニカラグア、ニジェール、オマーン、パキスタン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、セルビア、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダ

ンでは、15.7-17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.513A

17.2-17.3GHzの周波数帯で運用される [能動宇宙検知器](#) は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5.514

付加分配：アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。

(略)

5.521

代替分配：アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1-18.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。無線通信規則第5.519号の規定も適用する。

(略)

5.524

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHzの周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

(略)

5.527

19.7-20.2GHz及び29.5-30.0GHzの周波数帯においては、無線通信規則第4.10号は移動衛星業務には適用しない。

[5.527A](#)

[固定衛星業務の局と通信する移動する地球局の運用は、決議第156\(WRC-15\)に従うことを条件とする。](#)

(略)

5.530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高3mにおいて、時間率20%以上で-120.4dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版のITU-R勧告P.452([最新版の](#)ITU-R勧告B0.1898を参照)を使用しなければならない。

(略)

ン、スワジランド、[タンザニア](#)、チャド、トーゴ及びイエメンでは、15.7-17.3GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。

(略)

5.513A

17.2-17.3GHzの周波数帯で運用される [宇宙能動検知器](#) は、無線標定業務及びその他一次的基礎で分配されている他の業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの発達を妨げてはならない。

5.514

付加分配：アルジェリア、[アンゴラ](#)、サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、エルサルバドル、アラブ首長国連邦、グアテマラ、インド、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、日本、ヨルダン、クウェート、リビア、リトアニア、ネパール、ニカラグア、ナイジェリア、オマーン、ウズベキスタン、パキスタン、カタール、キルギス、スーダン及び南スーダンでは、17.3-17.7GHzの周波数帯は、二次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。無線通信規則第21.3号及び第21.5号に定める電力制限が適用される。

(略)

5.521

代替分配：[ドイツ](#)、[デンマーク](#)、アラブ首長国連邦及びギリシャでは、18.1-18.4GHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務、固定衛星業務(宇宙から地球)及び移動業務に分配する(無線通信規則第5.33号参照)。無線通信規則第5.519号の規定も適用する。

(略)

5.524

付加分配：アフガニスタン、アルジェリア、[アンゴラ](#)、サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、コスタリカ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、グアテマラ、ギニア、インド、イラン、イラク、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、レバノン、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、カタール、シリア、コンゴ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、シンガポール、ソマリア、スーダン、南スーダン、[タンザニア](#)、チャド、トーゴ及びチュニジアでは、19.7-21.2GHzの周波数帯は一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。この付加的使用は、19.7-21.2GHzの周波数帯における固定衛星業務又は一次業務で分配されている19.7-20.2GHzの周波数帯における移動衛星業務の宇宙局の電力束密度にいかなる制限も課してはならない。

(略)

5.527

19.7-20.2GHz及び29.5-30.0GHzの周波数帯においては、無線通信規則第4.10号は移動衛星業務には適用しない。

(略)

5.530A

関連する主管庁間で別に合意がなされた場合を除き、当該主管庁の固定業務及び移動業務のいかなる局についても、第一地域及び第三地域の他の主管庁の領域における任意の地点の地上高3mにおいて、時間率20%以上で-120.4dB(W/(m<sup>2</sup>・MHz))を超える電力束密度を生じさせてはならない。計算の実施にあたっては、主管庁は最新版のITU-R勧告P.452(ITU-R勧告B0.1898を参照)を使用しなければならない。

(略)

5. 530C (未使用)

(略)

5. 536B

サウジアラビア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

(略)

5. 543A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31. 3GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによる 31-31. 3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第 5. 545 号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの業務の発達を妨げてはならない。31-31. 3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、最新版の ITU-R 勧告 RA. 769 に示す保護基準を考慮して、31. 3-31. 8GHz の周波数帯に 一次的基礎での分配 を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31. 3-31. 8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB (W/MHz) に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB (W/MHz) まで増加することができる。決議第 145 (WRC-12、改) を参照すること。

(略)

5. 545

業務の種類地域差：アルメニア、ジョージア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31. 3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 546

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、ジョージア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する 31. 5-31. 8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

(略)

5. 550

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、ジョージア、キルギス、タジキス

5. 530C

21. 4-22GHz の周波数帯の使用は、決議第 755 の規定に従うこと。

(略)

5. 536B

サウジアラビア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、中華人民共和国、大韓民国、デンマーク、エジプト、アラブ首長国連邦、エストニア、フィンランド、ハンガリー、インド、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、モルドバ、ノルウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、シンガポール、スウェーデン、スイス、タンザニア、トルコ、ベトナム及びジンバブエでは、25. 5-27GHz の周波数帯の地球探査衛星業務で運用する地球局は、固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、また、それらの使用及び発達を妨げてはならない。

(略)

5. 543A

ブータン、カメルーン、大韓民国、ロシア、インド、インドネシア、イラン、イラク、日本、カザフスタン、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ウズベキスタン、パキスタン、フィリピン、キルギス、朝鮮民主主義人民共和国、スーダン、スリランカ、タイ及びベトナムでは、31-31. 3GHz の周波数帯における固定業務への分配は、高高度プラットフォーム局 (HAPS) による地上から HAPS の方向にも使用できる。HAPS を用いたシステムによる 31-31. 3GHz の周波数帯の使用は、上記の国の領域内に限定し、他の種類の固定業務システム、移動業務システム及び無線通信規則第 5. 545 号の規定に従って運用されるシステムに有害な混信を生じさせてはならない。また、それらのシステムからの保護を要求してはならない。さらに、HAPS は、それらの業務の発達を妨げてはならない。31-31. 3GHz の周波数帯における HAPS を用いたシステムは、ITU-R 勧告 RA. 769 に示す保護基準を考慮して、31. 3-31. 8GHz の周波数帯に 一次分配 を有する電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。衛星受動業務を保護するため、31. 3-31. 8GHz の周波数帯における HAPS 地上局のアンテナの不要電力密度レベルは、晴天時には-106dB (W/MHz) に制限しなければならず、また、雨天時には降雨減衰を考慮し、受動衛星への実効的な影響が上記晴天時の影響を超過しないことを条件として、-100dB (W/MHz) まで増加することができる。決議第 145 (WRC-12、改) を参照すること。

(略)

5. 545

業務の種類地域差：アルメニア、グルジア、キルギス、タジキスタン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 31-31. 3GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

5. 546

業務の種類地域差：サウジアラビア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、アラブ首長国連邦、スペイン、エストニア、ロシア、グルジア、ハンガリー、イラン、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モルドバ、モンゴル、オマーン、ウズベキスタン、ポーランド、シリア、キルギス、ルーマニア、英国、南アフリカ共和国、タジキスタン、トルクメニスタン及びトルコでは、固定業務及び移動業務（航空移動を除く。）に対する 31. 5-31. 8GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5. 33 号参照）。

(略)

5. 550

業務の種類地域差：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、キルギス、タジキスタ

<p>タン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。</p>	<p>ン及びトルクメニスタンでは、宇宙研究業務に対する 34.7-35.2GHz の周波数帯の分配は、一次的基礎とする（無線通信規則第 5.33 号参照）。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.551H</p>	<p>5.551H</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S.1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 <a href="#">RA.1631-0</a> に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならない、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 <math>\theta_{min}</math> を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。</p>	<p>これらの epfd 値は、ITU-R 勧告 S.1586-1 に示す方法及び ITU-R 勧告 <a href="#">RA.1631</a> に示す電波天文業務の参照アンテナパターン及びアンテナの最大利得を使用して求められなければならない、かつ、全方位角及び電波望遠鏡の最小運用角度 <math>\theta_{min}</math> を超える仰角(通告情報がない場合、基本設定値である 5 度を採用する。)の範囲に適用しなければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.559A(未使用)</p>	<p>5.559A(未使用)</p>
<p><a href="#">5.559B</a></p>	
<p><u>無線標定業務による 77.5-78GHz の周波数帯の使用は、自動車に設置したレーダーを含む地上で使用するアプリケーションのための近距離レーダーに限る。これらのレーダーの技術特性は、最新版の ITU-R 勧告 M.2057 に規定する。無線通信規則第 4.10 号の規定は適用しない。</u></p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5.562D</p>	<p>5.562D</p>
<p>付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174GHz の周波数帯は、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。<u>この脚注に示した周波数帯で運用する大韓民国の電波天文局は、無線通信規則に従って運用している他の国の業務からの保護を要求してはならない。また、これらの業務の使用と発展を妨げてはならない。</u></p>	<p>付加分配：大韓民国では、128-130GHz、171-171.6GHz、172.2-172.8GHz 及び 173.3-174GHz の周波数帯は、<u>2015 年まで</u>、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○周波数割当計画新旧対照表

変更後	変更前							
<p>第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3400MHz 以上 4800MHz 未満<sup>1,2</sup></td> </tr> <tr> <td>7.25GHz 以上 10.25GHz 未満<sup>1,2</sup></td> </tr> <tr> <td>24.25GHz 以上 29GHz 未満<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>1 この周波数帯の使用は、屋内に限る。                  2 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。</p> <p>第4 (略)</p>	3400MHz 以上 4800MHz 未満 <sup>1,2</sup>	7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 <sup>1,2</sup>	24.25GHz 以上 29GHz 未満 <sup>2</sup>	<p>第3 超広帯域無線システムの無線局の周波数表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>3400MHz 以上 4800MHz 未満<sup>1,2</sup></td> </tr> <tr> <td>7.25GHz 以上 10.25GHz 未満<sup>1,2</sup></td> </tr> <tr> <td><u>22GHz 以上 24.25GHz 未満<sup>2,3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>24.25GHz 以上 29GHz 未満<sup>2</sup></td> </tr> </table> <p>1 この周波数帯の使用は、屋内に限る。                  2 この周波数帯の使用は、第2に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。  <u>3 この周波数帯の使用は、平成28年12月31日までに限る。ただし、同日において現存する超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。</u></p> <p>第4 (略)</p>	3400MHz 以上 4800MHz 未満 <sup>1,2</sup>	7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 <sup>1,2</sup>	<u>22GHz 以上 24.25GHz 未満<sup>2,3</sup></u>	24.25GHz 以上 29GHz 未満 <sup>2</sup>
3400MHz 以上 4800MHz 未満 <sup>1,2</sup>								
7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 <sup>1,2</sup>								
24.25GHz 以上 29GHz 未満 <sup>2</sup>								
3400MHz 以上 4800MHz 未満 <sup>1,2</sup>								
7.25GHz 以上 10.25GHz 未満 <sup>1,2</sup>								
<u>22GHz 以上 24.25GHz 未満<sup>2,3</sup></u>								
24.25GHz 以上 29GHz 未満 <sup>2</sup>								